

予算決算審査特別委員会（3月10日）

開会（8：57）

○池谷委員長 皆様、おはようございます。

ただいまから予算決算審査特別委員会を開会いたします。

なお、今回の委員会より、各議員の質問時間は会派の持ち時間を設けてあります。各議員、質問時間に御留意願います。

本委員会に付託された案件は、議第1号「令和2年度焼津市一般会計予算案」及び議第13号「令和元年度焼津市一般会計補正予算（第7号）案」の2件であります。

議第1号については、今日から3日間の審査をし、3月16日の全体会において議員間討議を行い、その後、討論、採決となります。

また、議第13号については、同じく今日から3日間の審査をしまして、明後日12日の全所管部分の審査終了後、討論、採決となりますので、御承知おきください。

審査順序は、お手元に配付の審査順表及び通告一覧表のとおり、本日10日は、総務部、総合政策部、財政部、こども未来部、教育委員会事務局、明日11日は、防災部、市民部、環境部、健康福祉部であります。明後日12日は、水産部、経済産業部、交流推進部、建設部、都市政策部として進めていきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○池谷委員長 御異議なしと認めます。

発言順につきましては、当特別委員会、調整会議にて決定した別紙の通告一覧表のとおりであります。

発言は、通告の項目ごとに質問、答弁の順で進めます。

それでは、審議に入ります。

最初に、議第1号「令和2年度焼津市一般会計予算案」中、総務部所管部分を議題といたします。

質疑、意見に入ります。

これより順次御発言願います。

最初に、1番目、深田委員、お願いします。

○深田委員 おはようございます。

それでは、歳入21款5項6目雑入、自動販売機手数料等について伺います。

庁舎や公民館に設置してある自動販売機のペットボトルの割合を減らすように設置業者に要請する考えはあるか。これは前回の決算のときにもお聞きしましたがけれども、再度確認をさせていただきたいと思っております。よろしく願います。

○鈴木総務部次長 深田委員にお答えをいたします。

庁舎等に設置してある自動販売機のペットボトルの割合を減らすよう、設置業者に要請する考えについてであります。現時点におきまして、要請することは考えておりません。

現在の自動販売機の設置業者の募集に当たりましては、設置等の条件とした環境対策としましては、省電力やノンフロン対策の適合機種というもので、容器種別の割合は条件としておりませんし、そのほとんどが庁舎等の屋内で飲まれ、リサイクル回収は十分

できていると考えております。

なお、現在の自動販売機の設置は、平成30年度から令和2年度までの3年間で、令和3年度からの設置業者の募集を令和2年度中に行いますので、この際には容器種の割合を条件に加えるかの検討を行いたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○深田委員 それでは、令和2年度での業者の選定の際に検討するということですので、ぜひ前向きに進めていただきたいと思います。

以上で終わります。

○池谷委員長 次に、2番、秋山博子委員。

○秋山委員 では、伺います。

歳出の2款1項1目、特別職報酬等審議会費7万1,000円についてですが、審議会開催予定の有無、審議会メンバーの選定方法を教えてください。

○池谷人事課長 秋山委員の2款1項1目の特別職報酬等審議会費についてお答えいたします。

まず、審議会開催の有無につきましてでございますが、焼津市議員報酬等審議会条例におきまして、第1条に、市長の諮問に応じ、議員報酬等の額について審議するため、焼津市議員報酬等審議会を置くとの条文がございますので、現在のところ、審議会の開催は未定となっております。

続きまして、審議会メンバーの選定方法につきましては、第3条より、委員10人をもって組織し、その委員は、市の区域内の公共的団体等の代表者、その他住民、その他住民の中には学識経験者でございますとか、労働団体でございますとか、産業団体、青年団体等のうちから、必要の都度、市長が任命することとされております。

以上でございます。

○池谷委員長 それでは、3番目、杉田委員。

○杉田委員 私は、2款1項1目、臨時職員給与の給与費についてお伺いいたします。

昨年、私どもの党で確認したところですが、その再確認ということになります。その後、新聞報道で、なかなか、非正規公務員の雇用に不安というような記事がずっと出ています。

1番、会計年度職員の労働条件が不安定になる要素はないか。

2番、各部署の会計年度職員の時給、勤務時間、あるいは時間の見直しは行われたか。

3番、一般職同様に、勤務年数による等級の違い、――号給というんですか、――はあるのか。

4番、仕事の内容による時給の見直しというものが行われましたか。

5番、資格の有無による時給の見直しは行われましたか。

以上です。

○池谷人事課長 杉田委員の2款1項1目の臨時職員給与費についてお答えいたします。

労働条件につきましては、給与制度におきまして、期末手当の支給、給料や基本報酬への職務経験加算などを予定しております。

また、休暇制度におきましては、夏季休暇の創設などの充実を図りまして、待遇が向上する内容となっております。

給与水準の見直しにつきましては、会計年度任用職員に適用する給料表に対しまして、現行の職種別の賃金単価をスライドさせておりますので、現行の水準を維持しているものでございます。

なお、事務補助や労務員などの一部の職種では、適用する給料表への移行や最低賃金の動向を踏まえまして、見直しを行っているところでございます。

勤務年数によります号給の違いにつきましては、令和2年4月1日以降の職歴を加算対象として考慮していく予定でございます。

また、現在任用されている嘱託員等につきましては、現在支給しております賃金を保障するための措置を講じているところでございます。

最後に、仕事内容及び資格の有無による給与水準の見直しにつきましては、一部の職種におきまして、令和2年度以降の職務内容の変更に伴う見直しを行っているところでございます。

以上でございます。

○杉田委員 今の答弁の中で、来年度以降の昇給については、一般職と同じように昇給されるというふうに解釈しました。

それから、来年度以降、新たに採用される場合には、そのところで勤続年数によって差が生まれるという解釈でいいかと思えます。それでいいか。

それから、現在任用されている、単年度だけれど、ずっともう数年働いている方、あるいは去年初めて任用された方っていますけど、その人達の間ではその差がないということでもいいのかどうか。

それと、あともう一つ、今いろんなことで、もう一度見直しをされるということで、いろんなところで見直しをされているというふうに、結果を見させていただきますけれど、一般事務のあれが一番金額が少なかったと思うんですけど、その一般事務の時給、単価というんですか、それが幾らになったか教えてください。

以上です。

○池谷人事課長 引き続き勤務されることが可能といたしますか、勤務されることになりました職員につきましては、昇給といたしますか、2号給ほどアップをさせて、本当に新しく入った職員との差はつけるつもりでおることでございます。

一般事務補助につきましては、現在900円のところを来年度4月1日から939円ということになる予定でございます。

以上でございます。

○池谷委員長 それでは、4番目、杉崎委員。

○杉崎委員 私からは、2款1項8目、公共施設マネジメント等推進事業の582万8,000円予算についてお尋ねします。

予算額が、対前年比約2分の1、500万円弱の減額になっております。

この理由と、島田市との協議会を持っているということで、この島田市との協議会となっていますけれども、この協議会は他市町への拡大ということを検討なさっているのかどうか、お教えてください。

○鈴木総務部次長 杉崎委員にお答えをいたします。

初めに、前年度から483万9,000円の減額理由でございますけれども、減額となりました。

た483万9,000円のうち、395万8,000円が負担金の減額ではありますが、この理由といたしましては、静岡県市町村振興協会からの助成金を受けて行う市町フレンドシップ推進事業のための島田市との協議会への負担金が減額となることによるものでございます。そのほかの理由としましては、臨時職員1名の減、108万7,000円の減額であります。

次に、協議会の他市町への拡大の検討についてであります。当協議会は、静岡県市町村振興協会の市町フレンドシップ推進事業、調査研究等事業でございますけれども、この事業の助成金を受けるための要件である2以上の近隣市町で構成される組織として、市町村振興協会への交付申請や実績報告のときの団体ということの目的の協議会でございますので、役員や事務局を設けて総会や会議等を行います通常の協議会とは異なります。

当市は、事業費の3分の2の助成金が交付される市町フレンドシップ推進事業を活用しまして、公共施設マネジメントの取組を推進する事業を実施するため、平成25年度に藤枝市と協議会をつくり、平成26年度には島田市が加わりました。平成27年度からは、藤枝市が同じテーマで実施したい事業がないということから、協議会に加わず、それ以降、島田市との協議会となっておりますが、市町フレンドシップ推進事業を実施する上で特に支障はございませんので、他市町への拡大は現時点では検討しておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

- 杉崎委員 そうしますと、公共施設マネジメントの話というのは、将来的には、この人口減少の中で、エリアを含んだ広域的な公共施設の共同使用ということも考えられると思うんですが、そういったことと、今、島田市との焼津市の協議会、市町フレンドシップの助成金がもらえるから、そういうことでやっているよということ、言い方を悪くすると、本末転倒じゃないかな。できれば、隣の市町、だから吉田町なり藤枝であったり、島田も含んで、そういう入り方をしているほうが理想的じゃないかなという、私は感覚を受けたものですから、この質疑をさせてもらったんですが、拡大の予定はないと言うけど、そうすると、一番大元である、その市町フレンドシップが、こういう広域というか、公共施設のマネジメントに関して理解をしていないような気がするもので、その点、また何らかのことで、焼津としては意思を持って、公共施設って、こういうものだから、こういう使い方をしていくためには、そういうマネジメントが必要になってきますよねという、飛び飛びの話じゃなくて、もっと総合的な話という捉え方をしていけるような意見を持って発信してもらえたらなと思います。

以上です。

- 鈴木総務部次長 委員御指摘のような検討というものも、近い将来、出てくるというふうには考えられますし、その際にはなるべく多くの市町でということもございましょうけれども、現在進めています、このフレンドシップ推進事業の実施事業としましては、当面、各市が抱えている課題について助成金のほうを受けてやっというところでやっというので、委員の御指摘のお話は、近い将来そうなりましたら、当然ですけども、検討して、より多くの自治体で進めていきたいというふうには考えております。

- 池谷委員長 続きまして、5番目、杉田委員。

- 杉田委員 今、杉崎委員が質疑した内容とかぶる部分はいいです。同じ公共施設マネジメント等推進事業費についてお伺いします。

まず、機能、総量、維持保全の最適化を図るためとありますけど、この最適化とは何を基準に言っているのか。

2番目は飛ばします。

3番目、行きます。先ほど、今答弁のあった島田市との協議という問題なんですけれど、今お聞きしている中で、焼津市の分は焼津市だけの公共施設について、自分たちの中で協議をするということで、決して島田市と一緒に何か協議をするという、そういう意味じゃないということで理解していいのか。この協議会、焼津市、島田市への負担金という、こういう記載がなければならないという理由は何でしょうか。

○鈴木総務部次長 杉田委員にお答えをいたします。

初めに、機能、総量、維持保全の最適化の基準についてでありますけれども、機能、総量、維持保全の最適化につきましては、3つの視点から現状を分析、評価し、課題を検証した上で、解決の方向性を構築し、それを実行することによって、それぞれの最適化を目指すもので、1つ目の視点としましては、将来の人口動向や需要に見合う施設の供給の在り方の視点、2つ目の視点といたしましては、安心・安全や快適性の確保の視点、3つ目の視点といたしましては、維持、更新に係る費用の抑制の視点でございます。したがって、それぞれの最適化に対する個別の比重というものがあるわけではございません。

次に、島田市との協議会についてでございますけれども、当協議会は、2以上の近隣の市町で行う、共通テーマに対する助成事業ということでございまして、必ずしも構成する市が同じテーマで、そのテーマについて、いろんな議論をし合っということではございませんで、大きなテーマの下に、各市がそのテーマの下で行いたい事業をやるための事業ということでございます。

以上でございます。

○杉田委員 結局、県からの補助金、そういうものを運用するために、2つ以上の市町が何かグループをつくってやらなきゃいけないよということで、それをもらっているけれど、現実的には、各市の公共施設、そういうものについての協議をおのおの独立してやっていると、そういうことでよろしいですか。

○鈴木総務部次長 そのとおりでございます。

○池谷委員長 次に、6番目、鈴木委員。

○鈴木委員 19番、鈴木浩己。

同じく、歳出2款1項8目、公共施設マネジメント等推進事業費について伺います。

この問題につきましては、代表質問でも、一部、部長から御答弁いただいておりますけれども、ですので、①と②について質疑をさせていただきたいわけですが、①については、先日の代表質問で、これまでの5年間で延べ床面積で1万1,845平米、額にして約75億円ほど削減が図られたということで御答弁いただきました。

ですので、②のほうで伺っておきたいと思えます。

この公共施設マネジメントの基本計画ですとか、あるいは公共施設等総合管理計画、あと、個別再編計画プランで、民間活力の導入に向けた方針が、それぞれうたわれておりますけれども、これまでどんな具体的な方向性で検討ですとか、協議ですとか、されたのか、お伺いをします。

○鈴木総務部次長 鈴木浩己委員にお答えをさせていただきます。

民間活力導入の具体的な方向性についてであります。公共施設における民間活力の導入といたしましては、施設の整備、管理、運営に民間資金を活用するPFI事業、プライベート・ファイナンス・イニシアチブですけれども、PFI事業、また、施設整備を民間が行い、公共が借り受けるリース方式、また、施設の管理運営を民間に委ねる指定管理制度などがございます。

本市におきましては、平成17年度から指定管理者制度を導入しておりまして、現在、アクアスやいづやサンライフ焼津など、15の施設と129の都市公園で導入をしております。また、ターントクルこども館につきましても、公共施設マネジメントの中でいろいろな検討をした結果、基本的な方向性としましては、指定管理の方向が打ち出されております。

一方、PFI事業につきましても、事業者等へのヒアリングも行うことがあるわけですが、50億円程度以上の事業規模が必要だということがありますし、リース方式につきましても、民間資金よりも低利率の起債のほうが有利ではないかということもございまして、両手法ともに、採用に当たりましては現実的には難しい点もございすけれども、具体的な案件につきましても、その可能性について十分検討しながら、進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○鈴木委員 ありがとうございます。

PFI方式、それから、リース方式、あと指定管理者ということで、お伺いをさせていただきました。

1つ伺っておきたいと思うんですけれども、こういった民間活力の事業を導入していくに当たって、やっぱり行政のみならず、民間企業にも幅広くお知恵をというか、アイデアを、募集をしたり、募ったりという、そういうことをやっている自治体があるわけですが、特に公共施設等総合管理計画の中では、民間提案を受け入れる仕組みの構築方針ということで、そういう文言がうたわれているわけなんですけれども、こういった民間提案を受け入れる、そういった実績、そういったものがあるかどうか、お伺いをさせていただきます。

○鈴木総務部次長 具体的に民間提案をお願いさせていただいた一例ですけれども、道路河川維持事務所というものがございまして、それは用途廃止をしまして、活用したいということがございまして、その跡地利用につきましても、民間さんの提案を頂こうということで、ホームページ等におきまして、その募集をかけましたけれども、残念ながら、その時点、そのときには応募がなかったということがございます。

今後、新たな施設整備、まちづくり戦略上必要な、新たな施設整備を行っていく場合には、当然そういう民間の皆さんのお知恵を拝借したいということも当然、出てくるかと思っておりますので、そういう際にはぜひ実施をする方向でやっていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○鈴木委員 はい、ありがとうございます。

1件あったけれども、なかなか民間からの応募がなかったという、そういうことであ

ります。

提案ですけど、その民間提案制度を公共施設マネジメントの関係で、やっぱり創設をしている自治体が最近増えてまいりました。あるいは、もう最初から、行政ですとか、地元金融機関ですとか、あるいは民間企業の皆さんが入って協議をしていただくプラットフォーム的な、そういった手法を導入している自治体もあるものですから、ですので、今後、1つの手法として、そういった部分も視野に入れながら、模索をしていただきたいというふうに思います。

以上で終わります。

- 鈴木総務部次長 今の鈴木浩己委員のほうから出ましたプラットフォームですけども、静岡市役所等が音頭を取って、そういう会議を開催されているところで、本市のほうも案内が来るものですから、担当職員が積極的に参加をしているところで、そういう会議等の参加の中でいろんな知識を吸収しまして、今後実施のための基礎としたいというふうに思っていますので、可能なら、当市におきましても、そういう提案制度の基本的なやり方等についての方針をまた決めていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

- 池谷委員長 次に、7番目、杉崎委員。

- 杉崎委員 2款1項12目、人事評価制度推進事業37万4,000円のことでお聞きします。

ここで人事評価制度を管理運営する経費となっていますけれども、その内容と詳細、また、これがなぜ必要なのか、お聞かせください。

- 池谷人事課長 杉崎委員の2款1項12目の人事評価制度推進事業費についてお答えいたします。

人事評価の意義や評価者の役割を再認識してもらいながら、評価の公平性、客観性を確保するとともに、被評価者に対する指導、助言を通じた人材育成を図ることを目的とした評価のポイントを学びます評価者研修と、若手職員等を対象に制度の目的や目的設定の仕方を学ぶ被評価者研修を専門講師に委託する経費となっております。

評価者、被評価者研修のそれぞれで、午前、午後の2こまで2日間を予定しておるところでございます。

以上でございます。

- 杉崎委員 人事評価って、人が足りなくなってくれば足りなくなるほど、今後重要な役割になってくると思います。

焼津市の場合も、大規模な部と、小規模という言い方は失礼なんですけど、人数の少ない部もあるものですから、ぜひ公正な人事評価がされるように、かつ、この中では解決できないものは外部を、今、これ、外部の話ですよ、だから、こういったこともやむを得ないと思いますので、ますますこの効果が出るように期待をします。

以上です。

- 池谷委員長 それでは8番目、岡田委員。

- 岡田委員 それでは、私は、2款1項12目、職員研修費の中から国外派遣研修費70万円について質疑いたします。

どこに、何人、どのような目的で派遣をされるのか教えてください。

- 池谷人事課長 岡田委員の2款1項12目の国外派遣研修費についてお答えいたします。

国外派遣研修につきましては、市が直面する課題につきまして、外国におけます行政制度及び行政運営の実態などを調査研究することによりまして、市行政の効率的、効果的な運営に資することを目的にしている研修でございます。

所属や職員から派遣先の希望を募りまして、毎年度1名を派遣しているところでございます。

近年におきましては、台湾や上海への青年の船洋上研修やモンゴルへの青少年スポーツ活動調査等の研修において派遣しておるところでございます。

以上でございます。

○岡田委員 内容については分かりました。

せっかくの研修でございます。いわゆる正式な研修行為と申しますか、意義あるものにさせていただけるように、それぞれの職員さんの実力を発揮できるような研修にしていきたいと思っております。

○池谷委員長 それでは次に、9番目、石原委員。

○石原委員 それでは、私からは2款1項12目の特定研修費についてお伺いさせていただきます。

特定研修費の説明であったファシリテーション費とはどのような研修でしょうか。また、何名の参加を今年度も予定しておるのでしょうか。お答えをお願いします。

○池谷人事課長 石原委員の御質疑であります2款1項12目の特定研修費についてお答えいたします。

ファシリテーション研修につきましては、会議をスムーズに運営し、内容の濃いものにするために、参加者の意識づけや話の引き出し方、様々な意見をまとめて、合意形成していくスキルを身につけることを目的とした研修となっております。

今年度につきましては、21名が受講しておりまして、来年度につきましても、同数程度の受講を予定しておるところでございます。

以上、御答弁とさせていただきます。

○石原委員 ありがとうございます。

ちなみに、いつ頃からこの研修は始まったのでしょうか。

あと、その講師の選定も含めて教えていただきたいと思っております。

○池谷人事課長 すみません、今、その点についての資料を持ち合わせておりませんので、後ほど報告させていただきますが、数年前から行われておりまして、ファシリテーション研修のほうを専門としている業者がございまして、それも併せて、また後ほど御報告をさせていただくようにいたします。

○池谷委員長 それでは次に、10番目、太田委員。

○太田委員 私は、2款1項12目、職員健康管理費についてお伺いします。

説明資料によりますと、職員定期健康診断、人間ドック、ストレスチェック等の検査のほか、ハラスメント対策、カウンセリング事業など、職員の心身の健康管理に要する経費ということになっています。

私はその中から、働き方改革による影響はありますか。それから、職員のストレスチェックは行われていますか、それから、健康診断のチェックはいかがですかということに質疑しています。よろしくをお願いします。

○池谷人事課長 太田委員の御質疑でございます2款1項12目の職員健康管理費についてお答えいたします。

まず初めに、働き方改革による影響でございますが、働き方改革関連法の施行によりまして、時間外労働の上限規制が始まりましたので、所属長に対して周知を行いまして、毎月の実績の報告を依頼しておるところでございます。

報告を受けまして、上限規制に係る所属につきましては個別に面談を実施するなどして、課題を整理しておるところでございます。

また、年次有給休暇につきましては、年間10日の取得を目標としておりまして、計画的な取得を呼びかけるとともに、所属長に対しまして、職員が休暇を取得しやすいよう配慮を求めているところでございます。

職員のストレスチェックにつきましては、今年度は7月に実施をしております。臨時職員も含めまして、1,258名が受検しまして、このうち91名が高ストレスと判定されておるところでございます。高ストレス者のうち、希望者は医師の面談を受診することも可能となっております。今後、対象者に対しては手厚くフォローをしていくよう検討してまいります。

健康診断のチェックにつきましては、年度途中であるため、まだ受診者数は確定しておりませんが、定期健康診断受診者、人間ドック受診者のうち、要再検査、要精密検査、要受診と判定された職員につきましては、所属長宛てに受診指導と受診状況報告書の提出を依頼しておるところでございます。

また、その際に、所見がある職員につきまして、時間外勤務や過労につながるおそれがある出張命令等に配慮していただくよう、併せてお願いしているところでございます。

以上、御答弁とさせていただきます。

○太田委員 ありがとうございます。

働き方改革によりまして、時間的な、いろいろ問題が出てきます。それが職員のストレスにつながったりはする可能性もありますので、先ほどお話ししましたように、91名が要検査というような形で出ているようでございますので、重々気をつけて、やっぱり市役所も人材が豊富で動かないとなかなか動きませんので、そういう中で、やっぱり職員の人材を大切に活かしながら、市の運営をお願いしたいなと思います。

以上でございます。

○池谷委員長 それでは、最後、11番、杉崎委員。

○杉崎委員 それでは、2款1項19目、新庁舎建設事業費72億1,528万1,000円と債務負担行為として4億4,600万円、今回計上されておりますけれども、新庁舎関連費用として、土地購入も含み、総額で幾らであるか、教えてください。

○油井新庁舎建設課長 新庁舎関連の費用について、杉崎委員の御質疑にお答えいたします。

新庁舎の建設に関わる総事業費としましては、設計費、測量費、工事費、工事管理費など、およそ97億9,000万円となります。

関連する費用としましては、備品購入や引っ越しに係る業務などの見込額が、およそ4億8,000万円であります。土地購入費についてであります。用地買収事業としまして、およそ4億円となります。

以上、御答弁とさせていただきます。

- 杉崎委員 総額のことの方が分かってくると、大体今、金額的に何%進捗しているかなというのが見えるものですかね。

それと、当初予定、こういう金額になりますよとあって、我々も聞いています。今後、途中で変わる可能性もあります。そういうことがあれば補正予算などが出るんですが、単独の年度の中の予算で補正予算を決められてくると、総額がちょっと見にくいものですから、総額に変更がある場合などは、常にこちらのほうへ情報を頂けるとありがたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

- 池谷委員長 それでは、通告による質疑のほうは終了です。

ここから、関連して皆様のほうから質疑等がありましたら、御発言願います。

この後、補正予算もありますので。よろしいですね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 池谷委員長 特にないようですので、質疑、意見を打ち切ります。

以上で、議第1号中、総務部所管部分の審査を終わります。

次に、議第13号「令和元年度焼津市一般会計補正予算(第7号)案」中、総務部所管部分を議題といたします。

質疑、意見のある委員は御発言願います。

よろしいですか。補正予算のほうですね。いいですね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 池谷委員長 特にないようですので、質疑、意見を打ち切ります。

以上で、議第13号中、総務部所管部分の審査を終わります。

これをもちまして、予算決算審査特別委員会、総務部所管部分の議案の審査は終了いたしました。

当局の皆様、御苦労さまでした。

ここで当局が交代しますので、9時50分再開とします。よろしく願います。

休憩(9:38~9:50)

- 池谷委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

それでは、審査に入ります。

議第1号「令和2年度焼津市一般会計予算案」中、総合政策部所管部分を議題といたします。

質疑、意見に入ります。

これより順次発言をお願いいたします。

初めに、1番、深田委員。

- 深田委員 それでは、歳出2款1項3目、広報費より伺います。

その中で、1、デジタル専門人材派遣の詳細、旅費ということけれども、その詳細を伺います。

2つ目として、広報やいづの臨時号を2回発行すると説明がございましたが、内容はもう決まっておりますでしょうか。内容を伺います。

また、台風が来る前に、今年の、今年度の台風が来る前に、各地域の避難所、公民館やコミュニティ防災センターの特集号はされますか、伺います。

○櫻井広報広聴課長 深田委員の御質疑にお答えをさせていただきます。

まず、デジタル専門人材の派遣についてでございます。

デジタルマーケティング事業を進めるに当たりまして、職員は、デジタル関連の専門知識とマーケティング的思考が必要と言われております。

そのため、これらに精通した専門家であるデジタル専門人材を招聘してアドバイスを頂いたり、職員の研修を行ったりしていただく予定でございます。

この専門家の派遣には、内閣府のデジタル専門人材派遣制度を利用いたしまして、インターネット上で大規模なサービスを提供しております大手プラットフォームのグーグル合同会社の方を御紹介いただき、月に2回から3回、本市を訪問していただく方向で考えております。

費用の交通費でございますが、グーグル合同会社があります渋谷駅から焼津駅の往復、これを月2回で12か月、24回、それから、四半期に1度追加で来ていただく予定になりますので、合計で28回の費用で37万4,000円ということになっております。

続きまして、広報やいつの臨時号についてでございます。

毎年、年2回の臨時号の発行が可能となっております。

まだ、発行の内容につきましては、現時点では決まっておりません。

広報紙につきましては、基本的に各部署からの依頼に基づいて情報を掲載しております。臨時号につきましても、各部署が必要に応じ判断をして、広報広聴課に発行時期を含め、協議をしていただくということになっております。

以上でございます。

○深田委員 さきの1番のデジタル専門人材派遣では、内閣府の中の紹介ということで、グーグルさんですね。これは、1社だけを紹介されているのか、幾つかあってその中の、焼津市はこちらを選んだということなのか、それはどういう選び方をしたのかということが1点。

それから、臨時号につきましては、浸水のハザードマップの作成とか市民への配布が、もう年度末近いということだからかなり後になるということなので、やはり市民への、心配を解消するためにも、やはり台風が来る前に避難所とかコミュニティ防災センターの場所とか、いろんな安心材料を提供していくことが必要だと思いますので、それは、広報課ではなくて各部署ということなので、河川課とか、ほかの市民部とか、いろいろなところにも、こちらのほうが申し入れなきゃいけないのか、広報のほうで、こういう意見があるよというのを各部署に提案をしていただけたらというのか、その辺のことを聞かせてください。

○櫻井広報広聴課長 お答えさせていただきます。

まず、デジタル人材の派遣でございますが、内閣府のほうからは、申込みがありました2社からの御提案とございますが、そちらの紹介をされております。

この2社からお話を伺いまして、グーグルのほうを選ばせていただいたという形になります。

それから、広報やいつの臨時号の関係なんですけど、基本的には各課から私どものほう

に依頼をいただくこととなりますので、各課での御判断という形となりますので、よろしければ委員のほうからも一言言っていただければと思いますけれども。

また、今日せっかく頂きましたので、私のほうからももちろん担当のほうには申し伝えさせていただきます。

以上です。

○深田委員 最後に、臨時号の関係については、分かりました。

デジタル専門人材の関係ですけれども、今、2社からこちらを選んだということで、その特徴、こちらを選んだ理由、そこをはっきりお聞かせください。

○櫻井広報広聴課長 お答えさせていただきます。

まず1つ目は、コストの関係がございます。

グーグルにつきましても、まずコストはかからない、交通費のみ負担、もう一社のほうはかなり金額がかかるということ、それから、こちら側から求めていますアドバイス、そういったものに全てグーグルが答えられるという回答があったという点でございます。

以上になります。

○池谷委員長 それでは、2番目の質疑です。

○岡田委員 それでは、2款1項3目、ホームページ運営事業費についてお伺いいたします。

前年比、予算が約2分の1となっております。その理由についてお聞かせいただきたい。

また、月約10万円ぐらいの経費になってはいますが、その経費の支払いの内訳、これはどこに、どのようなものに幾らというような形で教えていただけたらありがたいと思います。

それから、ホームページそのものの閲覧者数の把握、これについてはどのようにされておりまして、最近の推移はどのような形で把握されているか、また、費用対効果について、どのように評価されているのか、お伺いします。

○櫻井広報広聴課長 岡田委員の御質疑にお答えさせていただきます。

まず、前年比2分の1となっている理由でございますけれども、平成22年度に導入いたしました、ホームページのサーバー、こちらが老朽化が進んでおりました。

新しい、サーバーの導入を検討したわけですが、ICT推進課で持っているサーバーをそのまま利用することができることが分かりまして、そちらを使用することになりました。

サーバーの購入費用は不要となりましたけれども、どうしても古いサーバーからICT推進課のサーバーへのデータ移設、設定、こちらの作業に約130万円の費用がかかっておりました。

来年度はその費用が不要なため、減額となっております。

それから、月10万円の経費、年間119万9,000円の内訳でございますけれども、CMS、コンテンツマネジメントシステム、こちらは、各部署の職員が自分でホームページへの投稿ができるシステムでございますが、そちらの保守委託料となっております。

中身といたしましては、このCMSの保守管理費、通信データの暗号化に必要な公開

サーバーSSL証明書、職員で修正できないテンプレートなどの修正や作成、アクセスが集中した際にサーバーがダウンすることを防ぐためのCDLサービスの利用料、職員のCMS研修などでございます。

費用対効果でございますけれども、ホームページはデジタルでの情報発信のベースとなっておりますので、その保守にはどうしても必要な金額であり、また、職員の研修、こちらのほうまで費用に入っておりますので、効果もあるし、費用的には適正だと思っております。

あと、ホームページの閲覧者数でございますが、こちらのほうは把握してございます。

毎月1回、ホームページの閲覧数、それから、閲覧数の上位100ページ、100位のページ、そちらをサイボウズのシステムの掲示板に掲載して、全職員に情報提供しております。ここ数年は、年間120万件ほどで推移しております。

以上でございます。

○岡田委員 ありがとうございます。大変詳細に教えていただきまして、よく分かりました。

特にセキュリティ面、そういったもの、更新に関する、その辺をきちっとやっていただいて、参考までに教えてください。

今1番アクセスのあるホームページのページというのはどちらでしょうか。

○櫻井広報広聴課長 そちらのほう、地域的なものでしょうか、それともページのな。

○岡田委員 ページ的に。

○櫻井広報広聴課長 ページでは、多いところで見ますと、やはりふるさと納税、こちらが多くなっております。あと、休日当番医、観光関係、ごみ関係、こういったものが多くなっております。

以上でございます。

○池谷委員長 了解ですね。

了解のときは了解と、声をかけてください。お願いします。

3番目の質疑です。

○河合委員 それでは、2款1項7目、焼津未来創生事業についてお伺いします。

この事業は大きく2つに分かれていまして、1つは焼津未来創生事業費と、もう一つは地域おこし協力隊整備事業となっております。

そのうちの1つの焼津未来創生事業費のほうですけれども、こちらは焼津市の魅力を市内外に発信するシティセールスに係る経費というふうに把握してはいますけれども、前年比50%近く増の根拠を1つお伺いします。

あと、学官連携事業とありますけれども、その内容を伺います。

もう一つ、市役所の若者倶楽部というのがありますけれども、これがシティセールスとどのように関わるのか、その内容を教えていただきたいと思えます。

もう一つ、2つ目となっている地域おこし協力隊整備事業費、これは、昨年度に比べて150万円ぐらいの減額になっておりますので、こちらの減額理由をお伺いしたいと思います。

以上です。

○杉山政策企画課長 河合委員にお答えをさせていただきます。

焼津未来創生事業費の最初の質疑、前年度比50%近く増の根拠でございますけれども、こちらに関しましては、今年度行っておりません交流人口拡大に関するイベントを計画しておりまして、そのイベントに要する経費が追加されたことによる増額となっております。

2番目の学官連携事業の内訳、内容ということでございますが、これにつきましては、具体的には相模女子大学との連携事業でございます。今年度は、夏に行いました踊夏祭の中で魚河岸ファッションショーを行っていただいたり、相模女子大学の学園祭の一環で行われます地域物産展に参加するなどした、そういった交流事業を実施しているところでございます。

3番目の、市役所若者倶楽部の内容と、あと、シティセールスとの関わりという御質疑でございましたが、こちらに関しましては、市役所若者倶楽部に関しましては、若手の職員の育成を目的にいたしまして、入所してから2年目、3年目の職員で構成をいたしまして、毎年8月に実施をいたしますY a i z u W e e kによりまして、イベントなどを企画、立案から実施までのプロセスを研修として行っております。

これにつきましては、同時に、市の魅力の向上につながる若者目線でのイベントなどを実施することによりまして、焼津の魅力のPRにもつながっております。

また、地域おこし協力隊整備事業の減額の理由ということでございますが、こちらに関しましては、当課所管の交流人口拡大支援の隊員が、本年3月末で辞任をされることになりました。

このため、次期隊員の募集期間を考慮いたしまして、10か月間の予算になっていること、また、活動経費について、過去の実績に基づいて積算をいたしまして減額になったことなどが主な要因となっております。

以上でございます。

○河合委員 ありがとうございます。

よく分かりましたけど、その中で1つ、若者倶楽部の今、人数、メンバー数というのはどれぐらいなのでしょう。

○杉山政策企画課長 若者倶楽部の人数ということでございましたが、今年度、新規採用職員かなり増えましたので、現在89人で活動を進めております。

ちなみに、昨年度は59人で活動させていただいたところでございます。

以上でございます。

○河合委員 ありがとうございます。

あと、地域おこし隊のほうの人数ですけれども、かつて、2名いたのが1名になるということで、もう一回、いつ1名になるか、教えていただけますか。

○杉山政策企画課長 地域おこし協力隊、2名おりまして、そのうち、当課所管の交流人口拡大支援を行っております隊員が本年3月末をもって辞任をされるということで、そこで1人減りますので、その間、空白期間が2か月ほど生じるということでございます。以上です。

○河合委員 そうすると、来年は1名になるということになると、単純に考えると半額になるとか、そういうことではないんですかね。

○杉山政策企画課長 現在、我々のほうで、当課で所管をしておりますのは、交流人口の

拡大支援の隊員で、移住の支援をしている隊員でございますけれども、この隊員が本年3月末をもってお一人が辞任をされて、4月、5月で募集をかけて、6月からということになっております。

もう一人、観光の関係で御活躍をいただいている隊員もございますもので、そちらの隊員に関しましては引き続きということになりますので、結果的には2か月分の減額ということになりますので御承知おきください。

以上でございます。

○河合委員 了解しました。

○池谷委員長 それでは、4番目の質疑です。

○川島委員 私からは、2款1項7目、焼津未来創生事業費、今の岡田委員と若干ダブリますけれども、まず、焼津市役所若者倶楽部につきまして、人数等、今お話がございました。

実際にミーティングをやられていくと思うんですが、どんな形で運用されているのか、また、この会議の時間帯はいつ行っているのか、教えてもらいたと思います。

それから、この予算の中での若者倶楽部に対しての事業予算というのは幾らぐらいになっているのか、教えてもらいたと思います。

それから、地域おこし協力隊整備事業費につきまして、今お話ありまして、3月末で今1名が辞められるということですが、交流人口拡大のための具体的な地域おこし協力隊の活動内容、三浦さんのほうは、観光的な部分の活動をされていると思うんですが、総合政策企画課のほうの管轄での地域おこし協力隊の活動内容というのは具体的にどんな活動を期待されて採用されているのか、お伺いしたいと思います。

○杉山政策企画課長 川島委員にお答えをさせていただきます。

まず、若者倶楽部のミーティングのやり方、運営の方法でございますけれども、こちらに関しましては、原則としまして月1回開催をさせていただきまして、定期的に、例えば午後の1時半から4時半というような形で開催をさせていただいているところでございますが、緊急でやむを得ない場合には時間外でも行っているということでございます。

また、その運営に当たりましては、中堅職員をアドバイザーとして配置させていただいております。やはり若者でございますので、なかなか若者だけに任せてしまうと大変なところもございますので、町内会との調整であるとか、スケジュール管理などの実施に向けたアドバイス役を担っていただいているところでございます。

あとは、若者倶楽部の予算につきましては、謝礼であるとか、消耗品、印刷製本費や委託費なども含めまして、令和2年度の予算としては93万円を予算として計上させていただいているところでございます。

次に、地域おこし協力隊の活動内容につきましてでございますけど、当課の隊員は移住支援を活動内容にしておりますので、移住者としての新しい目線、新たな目線での本市の魅力の発見と町の活性化を図りまして、若者や子育て世代の定住人口を確保すること、また、本市の情報発信や移住相談等の移住支援の取組をすること、さらには、首都圏に進学、就職している本市出身者に対しまして、UIターンを推進していただくことなどを目的とさせていただいております。

具体的な活動といたしましては、移住定住総合支援サイトとして、やいづライフを開設させていただいておりますけれども、その運営を行っていただいているとともに、移住、定住の情報発信をしていただくとか、また、やいづライフの取材、記事の作成、企業情報等の掲載のほか、SNSやメールマガジンを活用した情報発信、首都圏での開催している移住セミナー等への参加をしていただきまして移住者の相談に乗っていただいているということでございます。

以上でございます。

○川島委員 ありがとうございます。

また、若者倶楽部につきまして、昨年も非常に趣向を凝らしたイベントを企画していただいておりますけれども、大体、メンバーが交代すると、次の年は、前の年、好評だったイベントも、また次はまた変わってくるということで、そういった好評だった事業について、計画的な運用をするということができるとかどうかということと、それから、そういった勤務時間、勤務日以外の日にイベントを行うとなると、休日出勤ですとか、そういった手当の対象にもなるかと思うんですけれども、その辺は、ボランティアでなく、手当はちゃんとついているのか、確認をしておきます。

○杉山政策企画課長 答えをさせていただきます。

若者倶楽部の活動は毎年やっておりまして、それぞれ趣向を凝らした活動をさせていただいているところがございますが、基本的には、毎年同じような内容にならないようにアドバイザーが立っておりまして、趣向を凝らした活動をしているとともに、趣旨が同じであっても、ブラッシュアップを図りながら新しい視点での取組ができるようにしていきたいと思っております。

そうしたことを通して、若者の研修、能力のアップにつなげていきたいという考えがございます。

もう一点、勤務時間外のイベントの関係ですけれども、イベントとか会議もやることになりましてけれども、そういった点においてはきちんと手当のほうは時間外として当課の予算から出させていただきます。

以上でございます。

○川島委員 了解です。

○池谷委員長 次に、5番目、石原委員。

○石原委員 僕からは、2款1項7目、焼津未来創生事業費に関してお伺いします。

やいづ親善大使の情報と認定基準、任期など、詳しい情報を教えてください。

実際、自薦、他薦なのか、選任は、それとも焼津らしく一本釣りをしているのかどうかとか、この辺の選任が。あと、活動実績と、あと、報酬、その辺も踏まえて教えてください。

○杉山政策企画課長 石原委員にお答えをさせていただきます。

やいづ親善大使の認定基準や任期などについてということでございますが、やいづ親善大使の委嘱の条件につきましては、焼津市出身者またはゆかりのある方で、シティプロモーション活動を行うに当たりまして、広く影響力を持って意欲的に活動できる方という決まりがございます。

こうした決まりに基づきまして選定をさせていただくとともに、親善大使のこうした

活動を通して、本市の認知度であるとかイメージの向上を図っていただいているところでございます。

親善大使に関しましては、現在、6組7人に委嘱をさせていただいております、積極的に活動をしていただいているところでございます。

活動の一端を御説明させていただくとすれば、例えば、親善大使の中にはアイドルとして活動している青木さんでございますが、先月の2月15日には、エコパアリーナでSKEの活動をしていただく中で、御本人もSNSで親善大使としての御紹介をいただいているというところで、大きな影響力を持っていただいているところもございまして、また、大使の中では、歌謡グループとしてしんえがおスターズがございまして、そういった方も積極的に、交通安全大使なども昨年はやられているようでございまして、そうした点での影響力が大きいのかなというところもございまして、そういった活動を通して、広く焼津のPRに御活躍をいただいているところでございます。

以上でございます。

○石原委員 まだ聞いたことが、返答が来なかったもので、もう一回聞きます。

メンバーの名前を全部教えてください。あと、報酬、よろしくお願いします。

あと、もう一つ、影響力のあるというふうに基準を言っていたんですが、その影響力の判断基準を教えてください。

○池谷委員長 石原委員に申し上げます。

慣れないことであれなんですけど、まとめて簡潔に言うこと、努力してください。

○杉山政策企画課長 御答弁が漏れまして申し訳ございません。

報酬に関してのお問合せでございますが、報償に関しましてはお支払いをしてございませんけれども、大使として活動いただく場合には、出演の謝礼金であるとか、交通費の実費などについてはお出しをさせていただいているところでございます。

あと、自薦、他薦の内容でございますけれども、あったかと思えます。

これについては、各課からの推薦を受けまして、庁内の会議のほうで選定をさせていただいているところでございます。

また、影響力の内容についてですけれども、先ほど委嘱の条件として申し上げましたように、シティプロモーションの活動に当たりまして、広く影響力があるかどうかというところを見させていただくとともに、そうした活動を意欲的に行うことができるかどうかというところも見させていただいているところでございます。

あと、親善大使の詳しい内容ということでございますが、まず、深海専門の漁師として長谷川久志様がお一人目、また、二胡奏者の鈴木洋子様がお二人目、3番目が歌謡グループのしんえがおスターズとして港様と千草様のお二人をグループとして認定をさせていただいております。

あと、画家の八木道夫様、先ほど申し上げました歌手でありアイドルであります青木詩織様、それと、イラストレーターの徳田有希様、この6組7人を親善大使として委嘱させていただいているところでございます。

以上でございます。

○石原委員 ありがとうございます。

実際、僕の周りからも親善大使を目指して頑張っている友達もいまして、焼津を盛り

上げたいというメンバーがたくさんいらっしゃいます。そんな中で、やっぱり認定基準とかどのぐらいの影響力、基準が分かれば、また、目指しやすいかなどと思って、とにかく焼津を盛り上げたいというメンバー結構いますので、その辺も判断基準もどんどんオープンにしていれば、より一層、焼津が盛り上がるかなと思っていますので、よろしくをお願いします。

以上です。

○池谷委員長 それでは、6番目、鈴木委員。

○鈴木委員 歳出2款1項7目、出会い・結婚サポート事業費についてお伺いさせていただきます。

代表質問でも若干触れましたけれども、平成27年度からスタートしていただいて、部長からの答弁もありましたけれども、これまで11回のイベントで85組のカップルが成立をしたとお伺いしました。

そこで、1点目として、この事業の課題があればお教えいただきたいと思います。

2点目として、結婚新生活支援事業費について伺います。

出会い・結婚サポート事業費の中に含まれているものですから一緒に伺いますけれども、これは内田議員の一般質問でも取り上げていただいて、市長と部長の答弁もありました。

成果としては、6件の利用があったということでありました。これは、皆さん御存じのとおり、新婚世帯の皆さんの住居取得費、あるいはその賃貸費及び引っ越し費用を30万円を上限として支援するもので、夫婦の年齢がともに34歳以下ということ、それから、新婚世帯の合計の所得額が340万円未満であるということなんですけれども、同じく、この事業の課題についてお伺いをさせていただきます。

○杉山政策企画課長 鈴木委員にお答えをさせていただきます。

まず、出会い・結婚サポート事業についての課題ということでございます。

鈴木委員のほうからもありましたけれども、この出会い・結婚サポート事業につきましては、平成27年度から平成30年度末までに、主にトークショーを通じました自分磨きのスキルアップ講座を6回、あと、出会いのイベントを11回、合計85組のカップルが誕生しておりまして、第1期焼津未来創生総合戦略に掲げました各年10組の目標は上回っているところでございます。

また、今年度におきましても12月と2月にイベントを開催させていただきまして、それぞれ5組と8組の計13組、カップルが誕生したところでございます。

そうしますと、合計98組のカップルが誕生しているところでございますが、やはり、どうしても結婚に対して前向きになれないという若者がいらっしゃいますので、ぜひそういった方に関しまして、より一歩進んだ形で結婚に前向きに取り組んでいただきたいというところを本市としては考えまして、スマホを利用しましたウェブサポートセンターを立ち上げまして、令和2年の2月末現在では795人の登録をいただいております、時間にとらわれないで活動をしていただいているとともに、積極的な行動が苦手な若者がおりますので、そういった若者が比較のお付き合いしやすいウェブ上でのお付き合いをまず始めていただいた上で、また、アドバイザーもウェブ上ではいらっしゃいますので、そうしたウェブ上でのアドバイスを受けながらやり取りすることによって、実際に

会って、出会いに発展をしていただきたいなというふうに考えておるところでございます。

いずれにしましても、結婚をしていただかないと出生数につながらないという、こういう風潮もございますので、ぜひ、まず、結婚という1つのハードルをいかにして越えていくのかというところに主眼を置きながらこの事業を進めていきたいというふうに考えております。

次の、新婚新生活の支援事業についてでございますけれども、こちらの補助金につきましては、簡単に説明をさせていただきますので、もう一度で申し訳ございませんが、若い世代が安心して結婚、出産、子育てができるように、結婚への1つの障害となつてございます結婚に伴う新生活の経済的負担、これをいかにして軽減するかというところに着目をいたしまして、新婚生活の経済的な負担を、住居費用であるとか、転居費用の一部を補助することによってハードルを下げさせていただこうというところがございます。

実績については、先ほど委員のほうからお話を頂いた内容でございますけれども、本年においても多くの方から現在でも申請を受け付けている状況でございます、昨年を上回るような状況になろうかなというところがございます。

結婚に対する不安、どうしてもございますので、そういった結婚に対する不安を少しでも解消するとして、経済的負担の解消を図るところに着目をいたしましてやっている事業でございます、定住人口の対策として、ぜひ、効果的なやり方をしていかなければならないというふうに考えております。

これに関しましては、結婚を望む方々が焼津で結婚していただいて、定住できるように、引き続き、継続した事業展開が必要でないかというふうに考えております。その辺が課題ではないかという整理をつけさせていただいてございます。

以上でございます。

○鈴木委員 はい、ありがとうございます。

まず、出会い・結婚サポート事業のほうの課題ですけれども、いかに出生数の増加につながる結婚に近づけるかということです。

ウェブサポートセンターですとか、アドバイザーの方もおいでいただいて、795人御登録いただいているということでありますので、ぜひカップルをたくさんつくっていただくのは大変よろしいことなんですけれども、そのあと、いかにゴールインに近づけるかという部分につきましても、いろいろ知恵を発揮していただいて、先進事例なんかというのは、部長にも立ち話的にはお話をさせていただいたこともあったんですけれども、委託ではなくて、直営で責任を持ってやっている、そういう組織を立ち上げてやっている自治体もありましたので、いろいろ先進事例も参考にさせていただければと思います。

新婚さんの結婚新生活支援事業のほうでありますけれども、6件御利用いただいたと。

ほかの自治体では、1件ですとか、あるいは全く利用がないとか、逆にやめてしまったりだとかという、そういう自治体もある中で、焼津市は6件利用いただいたよということで、市長からもあのとき、答弁がありました。

やっぱりネックになってくるのが、御夫婦ともに34歳以下であるということですか、あるいは世帯の所得が340万円以下という、そういう、国庫補助なものですから、どう

しても縛りがあつたりして、それ以上の皆さんというのはなかなか利用できないという部分もあるわけなんです。再質疑で1点伺いたいの、この国庫補助ですけれども、予算書の60ページの歳入15款2項1目の中で、地域少子化対策重点推進交付金ということで歳入されておりますけれども、補助率2分の1で、国のこの資料を見ますと、対象世帯ですとか補助対象、あとは補助の上限額、これについては地域の実情に応じて上乘せが可能ですよということを書かれているんですけれども、34歳以下だとか、340万円未満という、そういった縛りを上乘せとかということ御検討いただいたことがあるかどうか、1点、お伺いをさせていただきます。

○杉山政策企画課長 再質疑にお答えをさせていただきます。

結婚の新生活の補助金の関係でございますが、委員の御発言のとおり、やはりこれは国庫補助事業でございますので、一定の縛りがあることはおっしゃられたとおりでございます。

また、市単独での補助というものを、あるというのは承知をしているところでございますので、その辺につきましては、他の自治体の事例であるとか先進事例、その辺を見ながら検討させていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○鈴木委員 ありがとうございます。

ぜひ、御検討いただきたいと思います。

特に、最近では、夫婦それぞれ34歳以下という縛りじゃなくて、御夫婦の合計年齢が80歳未満だとかという、そういう表現でやっているようなところもあつたり、あるいはその世帯の所得が400万円未満という、そういうことで若干上乘せしてやっている自治体も最近ちらほら出てまいりましたので、ぜひ、その上乘せ部分は市単になりますけれども、1人でも多くの、1組でも多くの皆さんがこの補助金で新生活に、市としてサポートできればなというふうに思いますので、今後、ぜひ御検討くださるよう、よろしくお願いいたします。

以上です。

○池谷委員長 それでは、7番、深田委員。

○深田委員 それでは、歳出2款1項7目、新元気世代プログラム事業費（地方創生）、対前年度16万円の増で、751万6,000円ですけれども、5点、伺います。

まず、事業費の内訳と負担割合、2点目に担当課及び事業主体はどこか、3つ目にシステム構築のための委託先ということですのでけれども、その決め方と委託先を伺います、委託料ということですが。

4つ目、これまで、50歳代の男性、女性別の参加者の割合はどうか、最後に、リーダーなどの育成方法と報酬について伺います。

○杉山政策企画課長 深田委員にお答えをさせていただきます。

新元気世代プログラム事業費についてでございます。

まず、1点目の事業費の内訳と負担割合ということでございますが、この事業費の内訳に関しましては、報償費が53万円、需用費が4万円、一般委託料が694万6,000円となっております。

負担割合につきましては、国の地方創生推進交付金の対象でございます、2分の1

が国から、残りの2分の1は一般財源となっております。

2番目の、予算案が政策企画課であるが、担当課及び事業主体はどこかという御質疑でございます。

担当課は、報償費がございますけれども、このうち、公民館の主催の新元気世代対象講座27万円分がございます。これにつきましては、社会教育課が担当課となっておりますが、それ以外の費用につきましては、本課、政策企画課が担当して、事業主体もちとなっております。

なお、今年度選定してございます新元気世代プロジェクトアクションプログラムの中で、様々な取組を新元気世代プロジェクトの取組として位置づけてございまして、庁内の各課と連携を図りながら、事業のほうは実施をしまいたいと考えてございます。

次に、委託先の決め方とその委託先はということでございます。

来年度、実施をさせていただきます新元気世代のホームページ、これの作成、運用につきましては公募型プロポーザル方式で提案をいただきまして、優先交渉権者を決定するという予定でございます。

その他の委託費に関しましては、講座の開設、開催業務などがございますけれども、そちらにつきましては、焼津市の契約規則に基づきまして、見積り等を聴取して選定、契約をする予定でございます。

次に、4番目の50歳代の男性、女性別の参加の割合ということでございますが、新元気世代はおおむね50歳以上を対象としてございまして、いろいろ講座のほうは開催をさせていただきましたが、本年度の実施をいたしましたモデル講座の延べの参加人数につきましては282人参加をいただきまして、そのうち、50歳代の参加の割合……。

○深田委員 ちょっと待って。早いもので。

○池谷委員長 数字のところだけ、ゆっくり、はっきり、大きな声でお願いします。

○杉山政策企画課長 分かりました。

すみません、じゃ、もう一度、ごめんなさい。

令和元年度に実施をいたしましたモデル講座の延べの参加者は全体で282人となっております。282でございます。

そして、その内、50歳代ということでございますので、50歳代の男性の参加の割合は、2.48%、50歳代の女性の参加の割合は9.22%となっております。

あと、リーダーや講師の育成の方法と報酬についてというような、最後に御質疑ございました。

これにつきましては、新元気世代プロジェクトとしての人材の育成に関しましては、シニアライフでいう重要な探究活動、やること探し、仲間探し、自分探しでございますが、こういった探求行動を始めることを促すためのセミナーをまずやらせていただきたいと考えてございます。

そのほかには、社会的な活動に向けての、実際に行動できる人材を育成するセミナー、3番目としましては、趣味クラブの講師として活躍する市民を養成するセミナーを予定しているところでございます。

この新元気世代プロジェクトにおきましては、これまで培ってきました知識や経験を活かしまして、より多くの方に担い手として活躍をしていただきたいというふうに考え

ております。

そして、こうした人材育成の講座を終了いたしましたリーダーとなられるような方に
関しましては、報酬をお支払いして活動していただくということは、こういった趣旨の
ものの活動ではございませんので、お支払いする予定はございません。

ただしでございますが、市民クラブの市民講座につきましては、幾らかの謝礼をお支
払いする予定でございます。

以上でございます。

○深田委員 この新元気世代のプログラムは、去年からでしたか、あと何年。補助事業費
が、国から2分の1の補助が出ていますので、去年もあったと思うので、今年度、令和
2年、それで、もう一年、令和3年度で終わりなのかなと思うと、期間を確認したいと
思います。

それから、担当課は、事業主体は政策企画課ですが、公民館は社会教育課と、あと、
各課と連携するということで状況は分かりましたが、国からの補助金をもらって地方創
生で行いますと、この結果が成果として、どういうことが現れたかというのがすごく敏
感に求められるところですね。

4番目の、そこで、おおむね50歳代以上ということでこのプログラムは始まっていま
すけれども、実際には、男性が2.4%で、女性が9.22%ということ。

50代の男性と女性は一番仕事が忙しくて、女性は子育てが終わっても介護が入るとい
うことでなかなか大変なのですが、男性のほうはもっと大変なんだなというふうなこと
を感じました。

だから、これは、本当におおむね50歳代以上というのか、それとも、やはり60歳代以
上に焦点を当てたほうがいいのかということも感じますけれども、60歳代以上がほとん
どだということに、参加者の割合が多くなっておりますので、その辺をどういうふうに見
るのか。

それから、リーダー等の育成というのは、最後、よく分からなかったんですが、シニ
アクラブ等で講師なりリーダーをやっていただくということが分かったわけですが、そ
の見通しというのはどうなのでしょう。

各公民館にそういう人が配置されるような準備、方法を今取っているのでしょうか。

○杉山政策企画課長 再質疑にお答えをさせていただきます。

最初の、国の補助期間でございますが、委員のおっしゃられるとおり、来年度で最終
年度を迎えることとなります。

また、補助金をもらうので成果が求められるというところで、50歳代は仕事が忙しい
のでということで、どう考えるかということでございますけれども、やはり新元気世代
の対象世代はおおむね50歳以上というところでございます。

その理由としましては、やはり60歳で定年退職、今60歳になってございますけれども、
60歳で定年退職を迎えて、いきなり御自分の趣味を見つけてください、社会的なつなが
りを持ってくださいと言っても、なかなか難しいところがございます。

そうした点も考慮いたしまして、そうした準備期間として捉えて、50歳代を対象とさ
せていただいているところでございますので、50歳代からのモデルプログラムへの参加
をしていただきながら、趣味を持っていただく、また、人とのつながりを持っていただ

くというところに少しずつ移っていただきながら、セカンドライフを迎えたときに有意義な活動をしていただきたいなというところが本事業の趣旨でございますので、そうしたところも含めまして、50歳代を対象としてやらせていただいているところでございます。

あと、リーダーの育成の部分でございますけれども、講師の見通し、公民館に置くのかというところでございますが、本事業につきましては、公民館にそういった講師を置くというようなことではございませんで、地域に根差したという形で、地域に近いところで皆さんが活動していただくというのを主に考えております。

そういった意味でも、地域地域でいろんなリーダー的な素質を持たれている方がいらっしゃると思いますので、そういった方がいかにグループをつくって講座であるとか、市民活動を行うかというところにうまくつなげていくかというところにおいては、非常にそのリーダーという存在というのが非常に大切でございますので、そうしたリーダーの育成を来年、中心にやらせていただきたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

- 深田委員 やはり来年度で、あと1年ということなんですけれども、今60歳で定年退職をして、その前に準備期間としてこれを、ちゃんと元気で今後の人生を豊かに過ごしていただくということで、その準備期間として50歳以上ということ位置づけているんですけれども、今、大体65歳まで働く方が増えていますし、それで、70歳まで働けと国は言っているじゃないですか。そうしますと、50歳なんて本当に大変なんですよ。

ということは、やっぱり60歳から、これからの人生をどういうふうに考えていくかというのが、60歳で準備期間に入るんじゃないかなと、私はそういうふうに思います。人生100年と言われてますからね。

それで、リーダーも公民館じゃなくて、各地域に根差して講座や市民活動の、やっていただけるリーダーを配置できたらいいなことだと思うんですが、その割合、市内いろんな地域、いろんな小学校区に1人とか、自治会等に1人とか、そういう位置づけはどうなっていますか。

あと、来年までに、そういう人たちを何パーセント、何割養成していくのか、そういうのはどうなのでしょう。見通しをお聞きします。

- 杉山政策企画課長 まず、定年のお話でございますけれども、委員のおっしゃられたように、定年がどうかというのもありますけれども、だんだん年を重ねていくと、そういった活動に参加するのが非常に難しくなってくるのかなというふうに私自身の活動も通してそういうふうに思っておりますので、やはり50歳を過ぎたあたりから、そういったところに関心を持たれる、また、頭の片隅に置いていただくというところも非常に重要なのではないかなというふうに考えておりますので、おおむね50歳代以上を対象として活動させていただいているところでございます。

また、リーダーの割合とか、地区ごとに何人とかというところでございますけれども、そういった取決めとか、考えはまだ出ていないところでございますが、できるだけ多くのリーダー、活動の主体になっていただけるような方がいればいほど地域での活動というのは非常に盛んになりますので、なるべく多く皆さんのリーダーとしての育成

をさせていただいて、地域地域に満遍なく配置できるようになればいいのではないかなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○池谷委員長 じゃ、ちょっと時間を止めますから、もう一つ聞いてください。

○深田委員 今、できるだけ多くとか、満遍なくとかというお話がありましたけれども、すごく抽象的なものですから、大体、全市内で配置を目指すのか、何割ぐらい、全体にというのは無理だと思うんですよ、あと1年の間に。そこまで考えていらっしゃるのか。

○杉山政策企画課長 お答えをさせていただきます。

リーダーの人数に関しましては、はっきりした数字というのは定めていないところでございますけれども、アクションプログラムにおきましては、新元気の世代のプログラム数としては50件をつくりたいなというふうには思っておりますので、既存の事業のブラッシュアップを図りながら、そういったプログラム数に合わせた形での講師が配置できるように、準備のほうは整えていきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○深田委員 了解。

○池谷委員長 続きまして、8番目、鈴木委員。

○鈴木委員 同じく、歳出2款1項7目、新元気世代プログラム事業費について伺います。

特に、この生きがいつくり分野として市民クラブ事業の展開ということで、新年度、取り組んでいただくわけですが、この趣味クラブですが、今、各公民館で自主講座というのが盛んに行われておりますけれども、こうした公民館の講座を包含する形のものなのか、それとも、そういったものとはまた切り離して、別物で、様々行っていただけるものなのかという、具体的な取組についてお教えいただきたいと思っております。

○杉山政策企画課長 鈴木委員にお答えをさせていただきます。

自主講座の部分、公民館活動との差別化というお話かなというふうに思いますけれども、公民館の活動は公民館としてやっていただくように考えてございますけれども、それ以外に、この市民クラブにおきましては、市民が講師となって登録をしていただきまして、それが身近な先生となりまして、趣味や特技などを教える講座をやらせていただくというところと、あと、先ほどのリーダーとかとの関わりもございまして、同じ趣味を持つ人が一緒になって趣味活動を楽しむクラブ活動で構成をしてございまして、この2つの取組を通じまして、人と人とのつながりづくりであるとか、自ら進んで社会に参加していただくことを目指しているところでございますので、公民館の活動は公民館の活動で引き続きやっていただきたいと考えてございます。

以上でございます。

○鈴木委員 ありがとうございます。

自主講座とは切り離して、市民が講師となるような講座ということで、さっき課長のほうから深田委員の質疑に対して、50プログラムぐらいというようなお話ありましたが、市民が講師となる講座が50プログラムという、そういう感じですか。

○杉山政策企画課長 今、委員がおっしゃられたとおり、市民が講師となるプログラム数を50個設けようとしてつくっていききたいというふうに考えてございます。

○鈴木委員 ありがとうございます。

既存の陶芸クラブですとか、竹工芸クラブ、たまに展示会なんかあって見に行くかなど、言っていたときに、最初、発足した頃というのは、補助も頂いていたんですけども、最近では全く頂かなくて、職員の方も展示会におみえくださらないようになってしまったけどという、ちょっと寂しそうな高齢者の声があったんですけども、そういうあれですか、陶芸クラブとか、竹工芸クラブなんかも、この市民クラブの中に、1つには包含されるようになるのかどうなのか、最後に1点教えてください。

○杉山政策企画課長 現在、市民の皆さんが行っていらっしゃる講座でございますけれども、もちろんそれも対象として本プログラムの中では活動をさせていただきたいと思っております。

また、こういった講座をやっているかというところが周知できないと、やはり参加もできないというふうに考えてございますので、そういった点では、本プログラムに取り入れをさせていただいて、ホームページを構築する予定でございますので、ホームページであるとか、また、チラシ等も含めて、そういった周知も図りながら、活動のほうを活性化させていきたいなというふうに考えてございます。

以上であります。

○鈴木委員 了解です。

○池谷委員長 次に、9番目です。

○杉崎委員 2款1項7目、デジタルマーケティング推進事業、4,515万円の件で、地方創生の新規事業、新規予算となっておりますけれども、この目標をどのように置いて、どのように事業展開をするのか、詳細をお聞かせください。

○櫻井広報広聴課長 杉崎委員にお答えをいたします。

デジタルマーケティングの目標でございますけれども、大きな目標といたしまして、定住移住人口、それから、交流人口の増大、多彩な地域資源の魅力の発信、企業誘致によります雇用の創出を図る、こうしたもののために行っておりますシティセールス事業を、この手法によって成功に近づけて、総合計画にあります将来像の実現を目指すこととなります。

各事業の目標といたしましては、デジタルマーケティングの主な役割でございますが、シティセールス事業を進める上での情報発信やデータの収集、分析などで、シティセールスを効果的に進めるためのツールということになります。

そのため、基本的ではございますが、デジタルマーケティングの手法を利用する観光や産業事業に設定しておりますKPIなどの達成を目指してまいるということとなります。

今後の事業展開でございますが、来年度は観光部署や環境協会などと連携いたしまして、インバウンド観光などの分野に着手いたしまして、その後、産業部署と連携して、産業分野にも広めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○杉崎委員 そういたしますと、行政でもってデータ、属性とかに関しては、恐らくホームページを見に来た人たちの中の属性、特性を見ていくと思うんですけども、その情報がそのままに事業所へ行くんじゃないかと、産業に活かすにはこういう手法があると、手法の広げ方をやるという解釈でいいですか。

○櫻井広報広聴課長 お答えをいたします。

ホームページなどを御覧いただいた方の属性などを分析いたしまして、その分析結果を事業のほうへ反映させていただくために提供していくということになります。

以上でございます。

○杉崎委員 ざっくりは分かったんですけど、非常に微妙なところがあるものだから、あくまでも個人情報じゃなくて、相対的な情報であるよということ、だから、それで活かすとなると、疑問はあるけれども、できればこういうことを行政がやるというのはとてもいいことで、全体を盛り上げることになりますので、その成果をまた楽しみにしております。ありがとうございます。

○池谷委員長 次に、10番、杉田委員。

○杉田委員 それでは、2款1項7目、同じ、デジタルマーケティング、この推進事業について伺います。

今、杉崎委員の質疑の中で分かったことがありますけど、この予算額4,515万円、これの内訳をお願いします。

あと、2番目に、PR事業の、その委託先というのはもう決まっているのか。

3番目に、ホームページ、SNS等の情報閲覧者、この属性分析、検証というのがあるんですけど、私もこういうところはよく分からないんですけど、どの辺のレベルまで行うことができるのか、どの辺まで行おうとしているのか、それをお伺いします。

それから、この説明の中で、市民目線の情報発信、焼津まちかどリポーターという名称があったんですけど、これはどのようなものを指すのですか。

○櫻井広報広聴課長 杉田委員の御質疑にお答えいたします。

まず、予算額の4,515万円の内訳でございますが、デジタルマーケティングの事業内容といたしまして、動画の制作、動画投稿サイトであるユーチューブへの投稿、ユーチューブでの広告の配信、その他、フェイスブックなどのSNSへの広告の配信、ライティングサイトと呼ばれます外国によりますホームページの制作、データの分析、これらの委託に4,215万円、そして、焼津まちかどリポーター強化事業の委託に300万円ということになっております。

続きまして、PR事業の委託先でございますが、こちらは、公募型のプロポーザルで今後選定をしていく予定でございます。

そして、ホームページ、SNS等の閲覧者の属性分析、検証はどこまでかということになりますが、デジタルマーケティング事業で活用いたしますデジタルデータは、SNS、ホームページ等を訪問した方が、閲覧したときどの辺りにいたか、性別、年齢などのユーザー属性、そして、ホームページなどへのページのアクセス、どこのページにアクセスしたか、そうした興味関心、インタレストカテゴリーと言いますが、そういったところまでお調べいたします。

ただ、個人を特定するような、そういうような情報、データではございません。

そして、焼津まちかどリポーターの事業でございます。

市民の方などに、市内で焼津の生活、暮らしをテーマに、人、もの、出来事などを取材していただきまして、移住定住促進のためのホームページ、やいづライフに記事を掲載していただくといったものです。

地域おこし協力隊がリポーターのリーダーとなりまして、リポーターからの記事をチェックして投稿するといった流れとなります。

現在16名の方がリポーターに登録をされております。

来年度は、登録人数を増やすために、リポーターの募集、応募された方を対象に伝わる文章の書き方であったり、写真の撮り方、取材の仕方など、リポーターとしての育成講座などを開設する予定でございます。

以上でございます。

○杉田委員 大体分かりました。

私もそういうのは分からないんですけど、動画とかホームページなんかを閲覧しに行くと、その人の、今、個人情報どうのこうのということは、そこまできませんよと言ったけど、そこまでも確認はできるシステムなんでしょうか、今現在は。

○櫻井広報広聴課長 お答えをいたします。

私どもでは確認はできません。やはりそれは、そのデータを取っている事業者の方と閲覧した方との間の話であって、私たち外部の人間は細かいところまでは得ることはできません。

以上でございます。

○杉田委員 今、私、焼津市として発信しているホームページであったり、あるいはユーチューブであったり、私も何回か見ているんですけど、それを見に行くと、あいつだなと、個人名まで、焼津市が発信しているものに対して、ホームページを見に行くと、そうすると、今、性別が分かるとか、そういったんですけど、そこで性別が分かる、名前も分かるのかどうか分かりませんが、その人がどの地域なのかとか、そういうのはもうこちらが見に行っただけで、そういうのが全部分かるということなんですか。

○櫻井広報広聴課長 お答えをいたします。

全て分かるということではございません。個人のお名前とか、そういったことは分からない形になります。

先ほど、岡田委員の時にもお答えさせていただきました。例えば、市のホームページ、訪れた方、こちらはグーグルアナリティクスという分析の仕方がございまして、そちらを利用してございます。

その中で分かるのは、もう簡単に、エリア、市レベル、居住地といいますか閲覧した場所、市とか区とか、その辺りまでしか分からない形になります。当然、個人がどなたかということも一切分かりません。

以上でございます。

○杉田委員 性別。

○櫻井広報広聴課長 性別とかも、グーグルに登録をされている方、アカウントをお持ちになっている方、そこで性別を書いている方はそういったことを引き出すことができるんですけども、もしそういったものがなければ、どちらでもないというようなことでやっていたら、それは分からない形になります。

以上でございます。

○杉田委員 了解。

○池谷委員長 それでは、11番目の質疑です。

○太田委員 私は、歳出の2款1項13目、システム維持管理費の項目でございます。

この項目の事業説明に行きますと、情報システムの効率的な運用を図るために要する経費ということになっています。

その中には、基幹系業務、それから情報系業務の2種類がありますよという説明を聞いています。

当然、システムでございますので、保存されるような形になっていると思います。

ほかの市町村あるいは県でも、事故がありましたときに、保存機能が処理をするにはどのような形かということ、先ほど、杉田委員も言いましたように、個人情報が出てしまったというような話もありますので、その辺をお伺いしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○塩原ICT推進課長 太田委員の御質疑にお答えします。

システム維持管理費につきましては、住民記録ですとか、税務、福祉等の基幹系業務と、人事給与、財務会計等の内部業務のそれぞれのシステムを効率的、適正に運用するためのものがございます。

基幹系業務システムにつきましては、民間のデータセンターと専用の回線を結んだクラウド型のシステムを採用しております。データ等につきましても、日々バックアップ等をするなど、セキュリティーに十分配慮したものとなっております。

次に、昨年、他県で起こりました機器廃棄時の情報流出等に対する対策でございますが、焼津市では、焼津市情報セキュリティーポリシーにおきまして、機器廃棄、そのときの方法について規定しております。

記憶装置等につきましては、情報を消去した上で復元不可能な状態にする、例えば、物理的な破壊ですとか、電子的な破壊をするというふうになってございます。

また、データ消去ですとか、物理的な機械機器の廃棄等をしたときには、業者のほうから証明書を出していただくようお願いをしております。

こういったことについて、あの事件の後、改めて庁内に周知してございます。

以上、御答弁とさせていただきます。

○太田委員 了解です。

○池谷委員長 それでは次に、12番目の質疑です。

○内田委員 私からは、歳出2款1項13目、情報ネットワーク構築事業費についてお伺いします。

これ、内容が情報系及び基幹系ネットワークの構築を行うための経費ということですが、その詳細な内容を、ある程度、分かりませんが、教えてください。

○塩原ICT推進課長 内田委員の御質疑にお答えします。

経費につきましては、ネットワークの構築と通信機器の入替えに係る業務委託料、そして、情報系ネットワークの一部無線化に伴う認証ですとか、接続に係る経費が主なものでございます。

ネットワークにつきましては、大きく分けまして、住民記録ですとか、税務、福祉などのセキュリティーが極めて高い閉ざされた環境である基幹系ネットワークと職員がメールやスケジュール管理などの内部事務で利用する情報系ネットワーク、そして、来庁者などが待ち時間などで無料にインターネットに接続できるインターネット系の、3系

統のネットワークがございます。

また、情報系ネットワークを無線化することによりまして、職員は庁舎内のどこにいてもネットワークがつながって、ファイルサーバー内の資料などを利用することができるようになります。

そうすることによりまして、会議のペーパーレス化ですとか、事務の効率化等が期待できます。

以上、御答弁とさせていただきます。

- 内田委員 新庁舎を含むということで、金額も高くなっているということだと思えますけど、市役所の、今、回答あったように、幾つかの系統があって、非常にセキュリティ一面でも強化しなきゃならないものだと思いますので、それなりの費用がかかるというのも理解できるかなというふうに思います。

今回、新しくすることによって、ペーパーレス等、さらに進んでいけばいいかなと思いますが、1点だけ要望としてなんですが、ほかのネットワークの機器類は、あまり国産の製品というのはそんなに多くなくて、大体、大半が外国製のメーカーのものかなというふうに思うんですが、今後、この入札で機器等も更新されるかなと思うんですけど、ぜひとも、セキュリティ面で問題にならないように、穴が空くとかと言っているような機器でないことを希望しておきます。

以上です。

- 塩原ICT推進課長 ありがとうございます。

今後、入札する際には、しっかりとした資料、そういったものを改めまして、正しく運用ができるような機器調達のほう、実施してまいります。

以上、御答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

- 池谷委員長 それでは、13番目の質疑に移ります。

- 太田委員 今、内田委員と同じような話になります。私のほうから新庁舎に伴う形で、いろいろなシステムの再構築をしていくんだよというお話は説明で聞いています。

当然、現在、焼津市の、富士通系を使っているんじゃないかなと思うんですが、メーカー選定につきましては、先ほど内田委員がおっしゃったような形なんだけれども、世の中には1円入札で1円で取って、あとのシステムを自分の会社に持っていきたいというメーカーもあったようでございますので、現在、焼津市ではどのような考えを持っているか、あるいは富士通、あるいはNEC、あるいはいろんな形であろうかと思うんですが、どんな方法を考えているのかお聞きしたいと思います。

- 塩原ICT推進課長 ただいまの太田委員の御質疑ですけれども、業者の選定につきましては、仕様を固めた上で、制限付ではございますけれども、一般競争入札というふうに考えてございます。

あと、ネットワークにつきましても、先ほどの内田委員への御答弁の繰り返しになりますけれども、基幹系のネットワーク、情報系のネットワーク、それと、あと、来庁者が利用できるようなインターネット系のネットワークというふうに構築のほうをしてまいります。

以上、簡単ですけれども、御答弁とさせていただきます。

- 太田委員 了解です。

○池谷委員長 それでは次に、14番目の質疑です。

○太田委員 私のほうからは、歳出の2款1項13目、社会保障番号制度システム維持管理費についてお伺いをします。

社会保障等、個人情報の管理は十分なのでしょうか、お聞きしたいと思います。

○塩原ICT推進課長 太田委員の御質疑ですけれども、社会保障番号制度、いわゆるマイナンバーにつきましてでありますけれども、個人番号付の個人情報の取扱いというのは、原則禁止とされております。番号法によりまして、情報の照会、それから、提供できる人、情報提供を必要とする事務、提供する情報、こういったことが細かく定められております。

また、個人の情報は1か所で管理しているのではなくて、それぞれの自治体、それぞれのシステムに振り分けられております符号を用いて情報連携をする仕組みでございます。

直接マイナンバーを使用するのではなくて、符号を使うということで、芋づる式にというのですか、情報が漏えいするようなことを防ぐような仕組みとなっております。

また、中間サーバーというものを設置してございまして、それによる運用で、安全で効率的な情報連携が実現できるような仕組みとなっております。

以上、御答弁とさせていただきます。

○太田委員 今、ポイントカードとかいろんな形で、カード化されていっています。

そういう中で、カードのネットワークというのか関連をつける、住基の個人番号の関係は接続ができないというような形はお聞きしているんだけれども、そのような形でカード化が進んでいるんだけれども、そういうところから考えて、個人情報の管理等については、大丈夫なのでしょうか。

○塩原ICT推進課長 マイナンバーカードにつきましては、先ほど説明させていただいたとおりでございます。

それで、一般のカードという形になるんですけれども、それぞれの事業者さんの中で登録の仕組みですとか、取扱いの規約等にも載っておりますとおり、適正な管理をしているものと考えております。

来年度、マイナポイント等、こういったカード等との仕組みとの連携ということも計画されているんですけれども、そちらにつきましても、マイナポータルという、国のほうでつくっているサイト、こちらのほうを利用しまして連携づけることで、強固なセキュリティを持った仕組みとなっておりますので、問題はないかというふうに考えております。

以上でございます。

○太田委員 了解です。

○池谷委員長 次の15番の質疑は取り消しましたので、16番の質疑に移ります。

○村松委員 それでは、5款1項1目のUIターン推進事業です。

ここの事業内容の詳細を伺うというのと、効果測定等々を伺いたいと思います。

先ほど、デジタルマーケティング推進事業の成果の果実をここのやいづライフのほうにというふうな話になりました。

そうしますと、デジタルマーケティング、新しくできた事業が、その成果を活かすの

に、前年と同額のような予算の形で賄えるかどうか、お尋ねします。

○杉山政策企画課長 村松委員にお答えをさせていただきます。

U I ターン推進事業費の事業の内容の詳細ということでございます。

本事業につきましては、本市へのU I ターンの推進を目的にいたしまして、移住、定住に関する情報をはじめ、市内の企業情報でありますとか、イベント情報など、幅広く本市の魅力を発信してまいります焼津市移住定住総合支援サイト、やいづライフの保守管理を行う経費となっております。

このやいづライフの運営については、移住支援を担います地域おこし協力隊が当サイトを通じた情報発信に取り組んでいるところでございます。

あと、利用実績の効果測定ということでございますが、これまでの事業実績につきましては、このサイトに関しまして新規の記事掲載数が、平成30年度では75件ございました。また、令和元年度は2月末現在で71件の新規の記事を掲載させていただいているところでございます。

また、サイトビューの数につきましても、月で約9,000件程度の横ばいの状況というところでございます。

平成30年度は、これまでも何度もお伝えをしておりますように、こうした活動を通して、社会増に転じたところでございまして、また、本年も昨年を上回るような社会増となるような見込みでございますので、こうした様々な取組を通じて推進をしていきたいと考えてございます。

最後の、予算の関係でございますが、当サイトに関しましては、あくまでも当サイトの保守運営費でございますので、この程度の金額になってございます。

以上でございます。

○村松委員 ということは、今ありましたように、デジタルファーストのいわゆる成果をここに活かすというのは、このシステムは当初からそういうふうな形も想定していたということで理解してよろしいですか。

○杉山政策企画課長 当サイトにつきましても、先ほど申し上げましたように、9,000件程度のサイトビュー、サイトのビューを持ってございますので、こういったデータも活かしながら来年度事業のデジタルマーケティング事業とともに、本サイトの情報も含めて、活用してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○村松委員 ありがとうございます。

もう少し分かるように、またお尋ねしますので、ここは了解しました。

○池谷委員長 次に、17番目の質疑です。

○川島委員 私からは、5款1項1目、働き方改革推進事業のテレワーク推進事業費について伺います。

昨今、コロナウイルスの感染予防の中で、働き方としてのテレワークがにわかに注目を浴びている今日この頃でございますけれども、企業内におけるテレワーク事業と少し形は違いますが、本市が取り組んでいるBPO事業によるテレワーク事業の推進について、具体的な形といたしますか、形態をまず説明していただきたいと思っております。

それから、本年度の事業目標として、1、新規のテレワーカーの募集と育成をすると

いうこと、それから②、ディレクション業務を行うリーダーテレワーカーを育成するという目標があったと思いますけれども、その状況についてお伺いいたします。

それから、新年度については、どんなところに力点を置いて事業に取り組むかというのが明確であればお伺いしたいと思います。

それから、本年度と比べまして、新年度が予算的に300万円から158万円に、ほぼ半額のように減っておりますけれども、この辺の減額の理由についてお伺いいたします。

○杉山政策企画課長 川島委員にお答えをさせていただきます。

まず、テレワークの形態のお話があったように思います。

これについては、今、委員のおっしゃられたように、現在話題となっておりますテレワークにつきましては、企業に勤務する会社員の方が、会社に出勤をしないで自宅において仕事をするという、雇用型のテレワークと位置づけられているものでございます。

本市の取り組んでいるテレワークにつきましては、テレワーク普及のためのBPO事業といたしまして、子育て中の女性や自宅で働きたい方など、雇用形態によらない働き方というものが働き方改革の中で求められる中で、時間と場所を選ばない新たな働き方の実現に向けましてテレワーカーを育成しまして、企業の業務の比較的簡単な業務を請け負うというまでの流れを構築しようとしているものでございます。

新規のテレワークの募集、育成、あとは、ディレクション業務というところもあるがどうかというところでございますが、現時点におきましては、19人のテレワーカーの育成に至っております。

現在、そのテレワーカーの中から比較的資質の高い方をディレクション業務ができないかというところを探っている状況でございますが、多くのテレワーカーが育成できたのではないかなというふうに考えております。

また、次年度の目標、力点、どこに置くかというところでございますけれども、これに関しましては、現在、有効求人倍率が高どまりしているというところでございますので、こうした人手不足などの状況にありますので、テレワークというもののノウハウが中小企業の方にはあまりないのかなというところでございます。

こういった点の人手不足を解消するというところに力点を置きながら、仕事の外注を我々が請け負うようなその仕組みが構築できないかというところで研究をさせていただいているところでございます。

また、本年度と新年度の予算が減っているというところでございますが、テレワーク育成におきまして、本年度、かなり力を入れて、テレワーカーの基礎研修から、実際に請け負うまでの業務の仕組みづくりをやらせていただきましたので、本年度、かなりお金のほうはかけさせていただきましたけれども、その仕組みができましたので、来年に関しましては、先ほど申し上げたように、企業からの人手、受注ができるかどうかというような、そういったコンサルティングの事業を中心にやってまいりたいと考えておるところから、金額的には減っているというところでございます。

以上でございます。

○川島委員 ありがとうございます。

テレワークは、これからも将来に向けての働き方改革の主流になっていくというふうに思われますので、今、いろんな形で市としてもお考えいただいて、取り組まれており

ますけれども、間違いなく、近未来、こういった働き方改革になっていくだろうと思えますので、さらに、力を入れて取り組んでいただきたいと思います。

以上です。

○池谷委員長 それでは、18番目の質疑です。

○安竹委員 私からは、5款1項1目、移住就業支援事業ということなんですけど、まず、減額理由というものを伺っているんですが、この数字を見て、内容を見ると、3世帯のことを予想されているのかなと思うんですけど、その辺の内容をお伺いいたします。

○杉山政策企画課長 安竹委員にお答えをさせていただきます。

本年度と来年度の減額の理由ということでございます。

当市、この移住就業支援事業につきましては、本年度の実績が、現在のところゼロ件となっております。

県内全体の実績を見ても、6件にとどまっているというところでございます。

また、全国的にも利用が進んでいないところでございまして、そういった点を勘案させていただきまして、来年度につきましては、利用の見込みの減少ということで、3世帯という形で見込ませていただいたことから、減額となっているところでございます。

以上でございます。

○安竹委員 分かりました。

転入条件が東京圏からとなると、窓口が狭くて大変な事業のかなという感じがしますが、新規事業でリターンリクルート事業が行われるかと思うんですけど、来年度に、そういう事業もありますので、ぜひこの事業を成功させていただきたいもので、よろしくお伺いいたします。

○杉山政策企画課長 今、安竹委員がおっしゃられたように、本事業に関しましては、かなり厳しい条件が設定をされてございます。

そういった点でも事業が進まないというところではございますけれども、今、委員からおっしゃられたように、焼津リターンリクルートサポート事業なども来年度は新規で行っていきますので、こういった活動も含めまして、首都圏におけるU I J ターンの促進事業であるとか、移住の相談時の広報等も通しまして、焼津市への移住、あと、中小企業の人手不足の解消などに努めさせていただきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○池谷委員長 ここで1期生の皆さんにお伝えしますが、要望なのか質疑なのか、はっきり最後に言ってください。

答弁するほうも困惑してしまうので、気をつけてください。よろしくお伺いします。

それでは、19番目の質疑です。

○青島委員 歳出5款1項1目、移住就業支援事業ですけども、今、安竹委員の関連をしております。

東京圏から本市への移住をし、就業または起業、それで、質疑の要旨のところの起業、これ、変換間違いしております。起こすほうですが、起業する、世帯一式をする移住就業支援金として、前年度は800万円のやつがゼロ円だということで、本年度の260万円については、その見込みとしては単身世帯1世帯が60万円と、2人以上世帯2世帯で200万円、1世帯100万円ということで260万円ということだと思います。

それで、2款1項7目の中に、未来創生事業費との関連、連携、UIターンの推進、魅力の発信、情報の発信とかありますけれども、今年度の260万円、先ほど言いました1世帯、2世帯になりますけれども、どのような情報でこの数値を出しているか、伺います。

○杉山政策企画課長 青島委員にお答えをさせていただきます。

移住就業支援事業で、事業の積算の根拠ということかと思えます。

本事業につきましては、静岡県を代表といたしまして、県内の市町全部が広域連携事業といたしまして、国に事業申請をしております。

今年度の予算の移住見込み数につきましても、県が、国のほうから見込み数の算出方法例というものを示してございます。

こうした方法の下に、東京圏から地方へのUIJターンによる年間1万人の起業、就業者数を創出するという、国の目標、考え方を踏まえまして、静岡県からの東京圏への転出超過数をベースにいたしまして、目標人数を算出しまして、県内市町にそれぞれ割り振られたところでございまして、今年度につきましてはこうした積算をさせていただきました。

先ほど申し上げましたように、かなり条件が厳しくて、委員がおっしゃられましたように、移住する直前に連続して5年以上、東京23区に在住するとか、そういったこともございましてなかなか活用が進みませんが、本年1月に若干条件のほうが緩和をされました。

緩和の内容を簡単に申し上げますと、今申し上げました、移住する直前に、連続して5年以上という条件につきましては、10年間のうち通算して5年、かつ、移住する直前に連続して1年以上というところで、かなり緩和をされたところでございます。

ただし、そうはしましても、なかなか厳しい条件がついてございますので、昨年度より低い3世帯というような形で要求をさせていただいているというところでございます。

以上でございます。

○青島委員 どのような情報で数値を出しているかという部分については、算出根拠が国で示されているとか、広域連携の中でという形の中で出している。

焼津の市の中で、根拠があつてという部分じゃないんだというふうに取れるんですけども、なので、今言いました未来創生事業費の関連のやつで、UIターンとか、魅力の発信とか、情報の発信とか、そういった中で出た感覚とかというのじゃなくて、その関係との連携はあまりないというふうに取っていいんですか。

○杉山政策企画課長 当然、移住していただくという目標は立ててございますので、そういった目標を念頭に置きながら考えさせていただきたいというふうに考えてございますけれども、やはり、そうは言いまして、県内の現在の申請状況などを見ますと、かなり難しい状況でございまして、そうした点も勘案しながら、3世帯というところに設定をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○青島委員 では、要望です。

そういったことで、先ほど言いました未来創生事業費もありますから、確実に、本当に焼津市へ来ていただきたいという部分をもっと強く発信できるような、それをどうし

たら情報を持ってこられるかというところのことも熟慮していただいて、進めていただきたいと。ただ数字を上げて、こういう事業があるから上げたというだけにとどまらないようにしていただきたいと思います。

以上。

○池谷委員長 それでは、20番目の質疑に移ります。

○村松委員 それでは、7款1項3目、ハイキングコース情報発信事業です。

この事業は新規の事業ですので、その事業内容の詳細を伺います。

金額的に460万円、結構大きいボリュームですのでお願いをします。

○杉山政策企画課長 村松委員にお答えをさせていただきます。

ハイキングコース情報発信等事業費の詳細な内容でございます。

本事業に関しましては、焼津市と静岡市を結ぶハイキングコースでございます満観峰コースにつきまして、静岡中部連携中枢都市圏事業として、圏域内のさらなる交流の促進も合わせまして、より多くのハイカーに訪れてもらうために、この満観峰コースを紹介する動画の配信など、情報発信、そして、コースの安全整備、対策をすることを予定してございます。

具体的に申し上げますと、情報発信の紹介動画につきましては、ドローンを使用しました映像、また、満観峰ハイキングコースの魅力、あと花沢城や花沢の里のビジターセンターなどの周辺の情報を伝えます動画を作成させていただきまして、静岡市のホームページにも、連携事業でございますのでリンクをしてもらうなどの連携した情報発信を通じまして、新たな来訪者の取組につなげていきたいと考えてございます。

また、事業の費用の内訳でございますが、ハイキングコースのマップの作成、印刷製本費として57万4,000円、あと、コースの安全対策としまして、修繕費として212万2,000円、あと、紹介動画の作成といたしまして委託費が162万2,000円、最後に、ハイキングコースの案内の看板、そういったものの作成の委託料が28万2,000円、合計460万円でございます。

以上でございます。

○村松委員 今、ここには満観峰と書いてあるものですから、満観峰などというふうに理解をしてもいいと思うんですけど、先ほど、花沢の花沢城、花沢の里、これは大変いいことだなと思うんですけども、高草山の山頂のことはどうなんでしょう、お尋ねします。

○杉山政策企画課長 満観峰に関しましては、ほぼ静岡と焼津の中央辺りに位置した、少し静岡寄りかもしれませんが、位置をしておりますけれども、この満観峰につながるコースには、満観峰のハイキングコースだけではなくて、いろんなどころから登る登山口、これが連結をしてございます。

当然、高草山の頂上に関しましてもそのコースの1つになってございますので、そういったところも含めながら、全体的な整備を図っていくということでございます。

以上でございます。

○村松委員 了解。

○池谷委員長 それでは、21番目の質疑に移ります。

○松島委員 それでは、伺います。

7款1項3目、説明資料の129、30ページの中段というか真ん中辺になります。

事業説明によりますと、観光広域ブランド化の推進を図る事業への委託費だとして、交付金は地方創生交付金、補助率2分の1を活用した事業で、以下2項目に対して920万円が予算計上されております。

そこで伺います。質疑です。

1つ目で、新規としてやる事業の内容はどのようなものか。

2つ目に、事業説明として、ICTを活用した観光誘客連携事業に要する経費とありますが、具体的にどのような事業を、どのようなところに委託していくのか。

3つ目といたしまして、このブランド化事業整備に要する経費の概算、内訳はどのようなになっているか。

最後に、総合的にこの事業の期待する効果とはどのようなものを伺います。

○杉山政策企画課長 松島委員にお答えをさせていただきます。

観光広域ブランド推進事業の詳細についてということですが、幾つか事業の内容と効果というところでございますが、まとめてお答えをさせていただきたいと思います。

まず、本事業につきましては、取組は、先ほど御説明があったように、2つの取組がございまして、まず、1つ目の取組としましては、ICTを活用した観光誘客連携事業でございまして、これにつきましては、本市は恋人の聖地観光協会に加盟をさせていただきまして、この恋人の聖地に加盟する全国各地の市町村とともにスマートフォンを利用いたしまして、個々の旅行者のデータの収集や共有、また、その旅行者への直接的な観光情報をタイムリーに配信をする、こうしたシステム的なプラットフォームを構築いたしまして、観光地や土産店などの周遊促進とにぎわいの創出、消費の拡大などを図っていきたくと考えてございます。

本事業については、どんなところに委託するのかという御質疑がございましたが、これにつきましては、NPO法人の地域活性化支援センターに委託をしたいと考えてございます。

次に、本事業の効果を先に御説明させていただきますと、この事業については、恋人の聖地のブランドを活かしまして、各市町のホームページや各種のイベントを通じて、スマートフォンから年齢や所在地などの基本情報やメールアドレスの登録を促しまして、地域の地元のグルメや観光、宿泊施設、あと、お土産や渋滞情報などを旅行者へ効果的に直接的に提供することによりまして、旅行前の情報提供と来訪の促進、また、旅行中におきましてもお得な情報の発信、そして、さらには、旅行後の情報の拡散による新たな旅行者の取組、そして、旅行後における効果的な情報発信を行うことによるリピーターの開拓、こういったところにもつなげていきたいというように考えてございます。

次に、2つ目の観光広域ブランド化事業整備に要する経費でございますけれども、これに関しては、恋人の聖地としての魅力の向上を図るために、モニュメントの整備を予定してございます。

これによりまして、効果といたしましては、モニュメントを設置することにより、既存の観光スポットのリノベーションが図れること、また、新たな観光スポットといたしまして、恋人の聖地加盟の市町村と連携して、観光のルート化、あと、宿泊者及び観光

交流客数の拡大が図られるのではないかというふうに考えてございます。

このブランド化の事業の整備に係る費用でございますが、本事業の整備費用に関しましては、工事費として519万6,000円を計上させていただいているところでございます。

以上でございます。

○松島委員 分かりました。

それでは、最後に、意見として、要望として申し上げます。

まずは、この事業の名称なんですが、観光交流ブランド化、ブランド化というのが、私の記憶ではもうほぼ10年ぐらい前からマーケティング用語としては使われておりまして、今、ブランディングとかという言い方をされていたんですけども、マーケティング戦略の中では非常に難度の高い手法であるというふうに認識しています。

私も民間企業にいて、ブランド化ということに対して取り組んだことがあるんですけども、非常に時間がかかる、認知までに時間がかかる。そして、それを育て上げるに時間がかかる。合わせて、それぞれに常にお金がかかるという中で、非常に難しいものだという認識を持っています。

ただ、これが成功すると、非常に大きな成果が長い時間にわたって続くという有効性もある、こういったものを考えているものですから、このブランド化ということに対して、私の意見としては、非常に難しいことではありますけれども、長い目で見ながら、きちんと取り組んでいただきたいというふうに思います。

以上です。ありがとうございます。

○池谷委員長 それでは、最後に22番目の質疑です。

○安竹委員 松島委員と同じ質疑になります。7款1項3目、観光広域ブランド化推進事業ですが、恋人の聖地となる観光拠点は、どこに整備を進められる予定なのか、お伺いいたします。

2点目として、交流人口増加の仕組みづくりをどのように構築するのか、お伺いいたします。

○杉山政策企画課長 安竹委員にお答えをさせていただきます。

観光広域ブランド化推進事業についての1つ目の御質疑、恋人の聖地となる観光拠点はどこに整備を進める予定かということでございます。

現在、市内幾つかの観光スポットを候補にいたしまして検討を進めているところでございます。

本市には、焼津港から駿河湾を通して、また、富士山を見渡せるという絶好のロケーションがございますので、こういったところを参考にしながら、既に恋人の聖地として取り組んでいる他の市町の設置状況などを参考にさせていただきながら、観光部局と連携して、整備のほうを進めていきたいというふうに考えてございます。

また、交流人口の増加の仕組みづくりをどう構築するかということでございます。

繰り返しの御説明、先ほどと重なってしまうかもしれませんが、恋人の聖地に旅行者のスマートフォンを通しまして、観光の情報やお土産の情報、イベント情報などを配信いたしまして、市内観光施設の周遊を促進しまして、市の魅力の向上と活性を図るためのプラットフォームを整備させていただきます。

また、恋人の聖地の加盟の市町村と連携をして、旅行者データの収集や分析を行って、

SNSやメールなどによってさらなる効果的な情報発信を行い、新規旅行者やリピーターなどの交流人口の開拓にもつなげてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○安竹委員 分かりました。

恋人の聖地と呼ばれるものの、そんなに私も詳しくはないんですけど、伊豆にあるような恋人岬のようなものをイメージされているのでしょうかね。全国にそういう恋人の聖地というのは一体何か所あるのでしょうかね。

それと、では、焼津市で、全国の箇所の、その中の何か所と連携をされるのでしょうか。お伺いいたします。

○杉山政策企画課長 お答えをさせていただきます。

恋人の聖地としましては、全国に139か所を設置されてございます。

関係をいたします自治体数で申し上げますと、113の市町村が加入をしております。

ちなみに、静岡県の中におきましても9か所、恋人の聖地として設定をされておりまして、認定をされてございまして、例えば、近くで申し上げますと、エスパルスドリームプラザの清水マリパークまたは日本平の久能山東照宮などが対象となっております。

恋人の聖地としての連携につきましては、現在申し上げました113の市町村と連携をさせていただく予定でございますが、まず、スマートフォンを通しましたプラットフォームの構築に関しましては、当面は、本年度新規事業でございますので、12市町村と連携をして取り組んでいく所存でございます。

以上でございます。

○安竹委員 ありがとうございます。

最後に、先ほど、モニュメント的なのという御答弁がございましたけど、場所もまだ決まっていないかもしれませんが、焼津にはすばらしい海岸と富士山が見えるという、そちらのほうなのかな。何かしらモニュメント的なことを、建造物というの、そういうのを造られるということによろしいのでしょうか。お伺いいたします。

○杉山政策企画課長 モニュメントに関してでございますが、先ほど申し上げましたように、本市には非常にいいロケーションがございますので、そういったロケーションの場所を参考に選定させていただきながら、建造物、大きな、例えばでございますが、ハートの形をした設置物でございますとか、あと、恋人の鐘をつけた、鐘がついているようなモニュメントいろいろございます。

他市の事例も参照させていただきながら、本市にふさわしいモニュメントをこれから考えてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○安竹委員 了解です。

○池谷委員長 それでは、通告による質疑はこれで終了いたしました。

関連して、ほかにありませんか。

○杉田委員 UIリターン、5款1項1目のところで、関連してですけど、あくまでも市は仲介として、雇用関係には立ち入らないということでもいいのか、そして、今、中小企業、少ないとおっしゃいましたけど、今こういうところに希望している業種というのは

どんなものが多いのか。

それから、雇用形態によらないという答弁がありましたけど、それはテレワークをやりたいという希望者の意向なのか、企業側の意向なのか、それとも、市としての方針なのか。

それから、4番目に、川根町とともにとありますけど、川根町との連携というのとはどのようなものでしょうか。

以上です。

○杉山政策企画課長 UI ターンの関係での雇用関係についてでございますけれども、この雇用関係というのは、少し御確認をさせていただきたいんですけれども、テレワーカーの雇用関係ということでよろしいのでしょうか。

○池谷委員長 時間を止めてください。

どうぞ、杉田委員。

○杉田委員 もし、契約をしたときに、雇用関係、時間に対して幾らだよ、あるいはこれだけの仕事に対して幾らだよとか、そういうものについて。

○杉山政策企画課長 申し訳ございません。

テレワークに関しての雇用関係でございますが、当然企業が自社の業務を発注いたしますので、企業とは雇用関係は結べませんけれども、仲介する業者がございますので、仲介する業者との間では雇用関係は発生をいたします。

その中で、1件幾らというような、実績に基づいて費用が支払われるというものでございます。

業種としましては、比較的簡単な業務でございますが、動画のチェックであるとか、現在であれば、公共の入札情報をサイトとしてまとめているところがございまして、そのサイトのチェックなどを行っているとか、業務が、テレワーカーが受け持たせていただいております。

ですので、雇用関係については、企業との雇用関係は特に結ぶものではございません。

川根との関係、最後にお話ございましたけれども、本市に関しては、海の子山の子交流事業などで、川根と非常に交流が深く、広域的に同じ課題を持ちますので、川根と今連携をしてやらせていただいているというところでございます。

以上でございます。

○池谷委員長 いいですね。

ほかにありませんか。

○河合委員 恋人の聖地の話ですけれども、今、いろいろ伺って場所を選定しているという話で、幾つか候補があるということでしたけれども、いつ、どうやって選定していくのか、いつ頃決めるのか、幾つ決めようとしているのか、そういったことがもし分かれば、教えてください。

○杉山政策企画課長 河合委員にお答えをさせていただきます。

恋人の聖地のモニュメントの関係でございますけれども、どうやって、いつ、幾つというお話でございますが、それについてもまだ検討している段階でございます。

先ほどもちょっと申し上げましたけれども、他の市町村でも同様の取組を行っておりますので、そういったところの意見も聞きながら、これから細かく検証を進めていきた

いと考えてございます。

以上でございます。

○河合委員 意見というか要望といたしますか、先ほど港から富士山が見える焼津のロケーション、私もすばらしいと思いますのでいいと思いますけど、もう一つ、焼津市を高いところから眺望できる高草山からの景色なんていうのは、多分入っていると信じていますけど、そういったことも検討の中に入れていただければなど、私の意見として伝えさせていただきます。

○池谷委員長 ほかにありませんね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○池谷委員長 それでは、ほかにないようですので、質疑、意見を打ち切ります。

以上で、議第1号中、総合政策部所管部分の審査を終わります。

次に、議第13号「令和元年度焼津市一般会計補正予算(第7号)案」総合政策部所管部分を議題といたします。

質疑、意見のある委員は御発言願います。

○鈴木委員 確認ですけれども、補正予算書22、23ページの7款1項3目、浜通り街並み観光促進事業費(地方創生)100万6,000円の減額部分です。

これ、説明ですと、服部家の耐震改修工事契約の確定によるということでお話を伺ったんですけれども、去年4月に服部家、委員会で見させていただいて、裏になかなかいい雰囲気蔵があるんですね。その蔵の耐震改修の対象になったかどうか、それ1点だけ教えてください。

○杉山政策企画課長 蔵についてでございます。今回の事業の内容としましては、本体部分、母屋を中心にさせていただいているところでございます。

ただし、蔵に関しましては、その前年度に状況調査をさせていただきました。蔵の状況を確認させていただいて、母屋よりは比較的構造体としては丈夫であるというような、専門家から御判断をいただいたところでございます。ですので、蔵に関しては本年度の対象となっていないということでございます。

○鈴木委員 蔵については、今年度の対象という、そういう、すみません、確認ですけれども。

○杉山政策企画課長 すみません、蔵は、本年度は対象とはしてございません。

ただし、過去に蔵の状況は確認をさせていただきまして、蔵については母屋よりも非常にいい状況であるというところ、耐震対策をする必要はないというふうに聞いてございます。

以上でございます。

○鈴木委員 了解です。

○池谷委員長 ほかにありませんね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○池谷委員長 ほかにないようですので、質疑、意見を打ち切ります。

以上で、議第13号中、総合政策部所管分の審査を終わります。

これをもちまして、予算決算審査特別委員会、総合政策部所管部分の議案の審査は終了いたしました。

当局の皆様、御苦労さまでした。

それでは、これで、午前の部を終了して、午後1時より再開したいと思います。

休憩（11：50～12：58）

○池谷委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、審査に入ります。

議第1号「令和2年度焼津市一般会計予算案」中、財政部所管部分を議題といたします。

質疑、意見に入ります。

これより順次御発言願います。

最初に、1番目の質疑です。

○深田委員 歳入1款1項1目、市民税個人71億9,300万円について。

1、市民税個人の見込額は20万円の微増ですが、就業人数、実質所得の増減はどうか。

2、昨年10月からの消費税10%、台風19号の影響を考慮して計上したものか伺います。

○中島課税課長 深田委員の2項目、2つについてですけれども、まず1項目め、見込額の関係ですけれども、平成29年度から令和元年度にかけて、就業していると考えられる納税義務者、給与所得、営業所得、農業所得と、これらの総所得額合計は、今のところ微増の傾向にあります。

なお、物価の変動を加味した実所得については、今のところ把握はしておりません。

2項目めの消費税及び台風19号の関係ですけれども、まず、消費税の改正で所得により影響のあるものは営業所得と考えております。市民税個人全体に占める営業所得者の割合は約5%でありますので、消費税改正となる影響については今年度予算については考慮しておりません。

それから、台風19号に関してですけれども、被害を受けた方は限定的であるということ、あと、被害により減少する所得の算出が困難でありますので、これについても考慮のほうはしておりません。

以上でございます。

○池谷委員長 次に、2番目の質疑です。

○深田委員 1款1項2目、市民税法人11億円。

1、市民税法人の見込額は、税率の改正により1,430万円の減額であります。消費税10%増税、台風19号、新型コロナウイルスの影響はどうか。

2、大手企業と中小企業の輸出の伸びや法人数の増減はどうか伺います。

○中島課税課長 すみません。先ほどの市民税法人の減額の幅なんですけれども、1億4,300万円となります。これで答えさせていただきます。

法人市民税が1億4,300万円減額した理由については、主に平成30年4月1日以降に開始する事業年度の法人税率の引下げ、それから、令和元年10月以降に開始する事業年度の法人市民税率の引下げ、これらの影響によるものと算出しております。

それから、消費税率の引上げ、台風19号、コロナウイルスの個別の法人についての影響については加味をしておりません。

あと、経済動向ですけれども、月例経済報告等、経済状況については逐次確認はしておりますけれども、個別の市内法人の輸出の部分については、把握のほうはしておりません。

また、税収の積算のための参考として、市内に事業所を構えている主要法人につきましては、アンケートを実施して動向のほうを加味しております。

ただ、法人市民税の納税義務者数、いわゆる法人数ですけれども、大体3,200社前後で、今のところ数字のほうは安定しております。

以上でございます。

○深田委員 今朝のNHKの県内版で、NHKニュースで、東京商工リサーチで県内の235社のアンケートを取ったら、7割がコロナウイルスの影響が出ると。そのうち、大企業は4割が何らかの手だてを打つということですが中小企業は2割ということで、昨日は内閣府が昨年10月から12月期の国内総生産GDPの改定値を発表しました。これをマイナス1.8%に改定したんですが、これが1年間続くと、改定した年率換算にすると7.1%の大幅な落ち込みになってしまうということが明らかで、個人消費とか家計調査、内閣府の2月の景気ウォッチャー調査、こういうものを昨日あたりから急にばんばん指標が出てきておりますけど、それをどういうふうに見ているんでしょうか。今回の予算の算定は、最初1億4,300万円ということで、この金額を訂正させていただきますので、よろしくお願いします。

ただの税率の引下げによる減収じゃなくて、今回のいろんな台風、そして消費税、そしてコロナと、こうした影響が今、日本経済が本当にどん底に陥るんじゃないかという大変危機的な状況にあちこちから専門家の意見も経済界の意見も出ております。

そういう中で、先ほど焼津市で市内3,200社のアンケート、3,200社あり、そしてアンケートを行ったということなんですが、そのアンケートを実施した時期というのはいつなんでしょうか。そして、もし予定よりも今回のいろんな指標について下がっていきますと、この法人税の金額11億円というのは、国がフリーランスの人とかにはちゃんと休業補償はまだ出さないと。中小企業の場合でも融資という形なので、本当にそれが活かされるのか疑問になります。もう所得補償ではないものですから、どんと落ちてしまうんじゃないかということがあるんですが、その場合に6月定例会とかで、私は今まであまり見たことがないんですけれども、補正をするということもあり得るんでしょうか。

○中島課税課長 3点ほどだと思いますけれども、まず、法人市民税の関係ですけれども、今回は税制改正の部分で減額のほうを見込んでおります。今回、コロナとか、急速に景気が社会全体で冷え込んでいるという部分についてなんですけれども、これは、今年度の算定時期は昨年の秋頃に税収の見込みを立てておりますけれども、それ以降については、今後動向を注視しながら見ていきたいと考えております。

ちなみに、法人の利益が減少した場合ですけど、税収に影響もありますので、そこについては今年度、次年度に向けて研究のほうをしていきたいと考えております。

それからアンケートですけれども、3,200社全部じゃなくて、主要法人の50社にアンケートを取って動向のほうを見ております。

あと、コロナウイルスの関係で、法人以外にも個人についても、例えば生産の縮小や停止、また、それに伴う収入の減少もあれば令和2年分の所得に関わりますので、これ

は令和3年度の課税で減収の要因となるというふうを考えておりますので、今後についても慎重に加味していきたいと考えております。

以上でございます。

○深田委員 分かりました。

そうしますと、やはり私たちは市内の状況を、これからどういうふうに関係が大変で後を引くのか、それとも落ち着いていくのかということ注視しなければいけませんけれども、その中で、この間、主要法人の50社のアンケートを行ったということなんですが、やはりこの際、3,200社皆さんにアンケートを取っていただくことはできないか、それを最後にお聞きしたいと思います。

○中島課税課長 今回、主要法人のみにアンケートを実施しております。それはやはり税収に大きな影響を及ぼす部分での話で勘案してこの50社を選んでおります。あと、所得に占める割合の小さな中小企業についても、動向は見えていますけれども、アンケートの対象とするかということについては、今後検討させていただきたいと思っております。

○池谷委員長 それでは、3番目の質疑に移るわけですが、すみません、委員の皆さんにお伝えしなきゃならないことが1つあったんですけど、午前中、議席番号を皆さんそれぞれ言ったり言わなかったりとかがあったんですけど、その辺に関しても、私が議員名で指名しますので、議席番号は通告なしで行きたいと思っておりますので、そのまま議員名でお願いいたします。

それでは、3番目の質疑に入ります。

○石原委員 僕からの質疑は、1款1項2目、市税、市民税、法人税の中の法人税の減額ですね。この辺の理由を教えてください。

○中島課税課長 石原委員の関係ですけれども、法人市民税については、先ほど答弁しましたとおり1億4,300万円減額しております。これは、先ほど説明しましたとおり、平成30年4月1日以降に開始する事業年度の法人税率の引下げと令和元年10月以降に開始する事業年度の法人市民税率の引下げ、この2点の影響を加味しております。

以上でございます。

○池谷委員長 それでは、4番目の質疑に入ります。

○杉崎委員 歳入2款3項1目、森林環境譲与税1,000万円の件です。この譲与税額の根拠は何かお聞きします。

○石原財政課長 森林環境譲与税の根拠ということでございます。

譲与基準ということだろうというふうに思いますけれども、こちらにつきましては、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律というものが平成31年4月1日に施行されてございます。その中で譲与基準が定められてございまして、全体の9割を市町村に配分、それから、残りの1割を都道府県に配分というふうにならなっております。それぞれ都道府県、市町村分をさらに市有林、人工林の面積で50%、それから、林業の就業者数で20%、さらに人口で30%、案分して各市町村、都道府県に配分というような基準にならなっております。

以上です。

○杉崎委員 これ、昨年からは始まった譲与税なんですけど、そもそもが森林環境税そのものが令和7年からスタートするわけですよね。国民の納税者、市県民税に1,000円がつく

形なんです、それで集まったお金をそのところから正式にくれるというか譲与されてくる。今暫定的にやられているものだから、一種の借入金でやっているということになると思うんですが、今のお話で、10分の9は市町村、10分の1は、話はなかったけど都道府県ということだと思っんですが、都道府県も同じ率で出るよと。今、私、ここで根拠という言い方をしたもので悪かったんですけども、要は10分の9というのを単純に計算すると、焼津市で7万3,000人ぐらいあるんですか、納税者、市県民税を払っているのは、1,000円かけて、なおかつそれを9割だもので90%掛けると6,570万円ぐらい、6,500万円ぐらいになると思うんですよ。その6,500万円ぐらいが本来なら焼津市に交付される本来なる代金、平等に行くと交付されるんだけど、ここで言う1,000万円というのはまだそういう計算がなされていないのか、案分計算で、今後始まってもやっぱりこれぐらいの金額で行くのか、自分のところの根拠は分かるかね。

- 石原財政課長 案分の方法につきましては、先ほど申し上げた方法が正式に森林環境税が課税されても継続するというふうに考えてございます。なぜ焼津市が今委員御指摘の6,000万円ぐらいのところから1,000万円になるかという話ですけども、先ほど申し上げましたとおり、基本的には森林の面積というところが大きく影響してございますので、また、併せて林業従事者というところも影響してございますので、そういったところが焼津市の場合少ないというところが譲与税額に影響しているのかなというふうに考えてございます。
- 杉崎委員 予算の関係ですであまり突っ込むわけにもいかないんですけども、当初は、この税制が始まったときですけど、譲与税が。当初、都道府県の案分が若干多くなるんじゃないかな、以後平等にされていくんじゃないかなという話も聞いたんですが、その点に関してはいかがでしょうか。
- 石原財政課長 すみません。先ほど市町村の9割ということで申し上げましたが、制度としてそういうふうに御説明申し上げましたが、今、過渡期的に暫定的に令和2年度につきましては、市町村分が20分の17ということになってございます。スタートとしましては、本来9対1、市町村分が9、都道府県が1でございましたけれども、スタート時は8対2でスタートしてございます。令和2年度については経過措置で20分の17ということになってございます。
- 杉崎委員 ありがとうございます。

それと、国で決めてのことではあるんですが、市民がまた税金を払わなきゃならないのでもう少し詳しく聞きたいんですけど、地球温暖化、要するに環境の問題としてこの税は取り上げられたわけですよ。今のように焼津市が森林割とか何とか、そういういろんなことになってくると、森林を持たない、山を持たない都市については、平等な税ですので、同じ税を払うけれども譲与税として入ってくるお金は少ないとなるということがあってしょうけれども、そういう意味からは必ず資金使途については明らかにしなさいよというふうになっていると思うんですね。それは当然焼津市の場合もそれは当てはまって、払う中で恩恵が少ない側にいるものですから、ぜひそこはみっちり出していただきたいと思っます。みっちり出していただく、みっちり我々に表してもらいたいという意味は、全国的な形で表してもらわないと、どこの市町、どこの都道府県に多く行っているんだろう、負担がたかさんかかっているのはどこだろうというのが分か

るぐらいのデータとして欲しいものですから、ぜひ取組としてそういう形でやっていただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○石原財政課長 使途の件でございますけれども、こちらは法律のほうで全自治体に公表を義務づけられてございましたので、それに従って全国的に公表されるものだというふうに理解してございます。

○池谷委員長 じゃ、少し時間を止めますね。すみません、杉崎委員、どうぞ。

○杉崎委員 ですので、全国的に公表されたものを、我々、調べれば分かることだけでも、我々に知らせしてほしいということを今お願いしました。

○石原財政課長 承知しました。

そちらについては、我々のほうで情報を入手した段階で皆様にも御提供できるようにしていきたいというふうに思います。

○杉崎委員 それと、もう一つ気になっているのは、借入れといっても国がやっていることなものであるからあまりタッチはできないですが、令和7年から令和14年までの期間に7年間をかけてそのお金を国は今借入れとして市町村、都道府県に譲与税を出している分を返済していくということになっているんですが、間違ってもそのときに、納税時に取られているのは1,000円なので、増えてしまうようなことがないように焼津市も心得ていていただきたい。お願いいたします。

○石原財政課長 すみません。もう少し丁寧に御説明すればよかったかなと思いますけれども、今、借入れということで御指摘がございました。確かに制度設計当初はそういうふうになってございましたけれども、実は今年度の令和2年度の税制改革の検討の中で制度変更が今なされておりまして、もともとは借入れということで予定してございましたけれども、こちらは地方公共団体金融機構の金利変動の準備金というものがございまして、そちらのほうを活用してということで借入れではなくなっただけですね。そういった充当の仕方というか、徴収までの間の取扱いが、少し変更されている部分がございます。

あと、後段の税額につきましては国税として徴収されるものでございますので、我々のほうでの答弁は差し控えさせていただければと思います。

○池谷委員長 それでは次に、5番目の質疑です。

○安竹委員 私は、歳出2款2項2目、家屋課税費なんですけど、前年度より大きく増額しておりますので、その理由を伺います。

○中島課税課長 安竹委員の質疑なんですけれども、まず、予算に関する説明資料を御覧いただきたいと思いますけれども、そちらの51ページ、52ページになります。そちらのほうを見ていただきたいんですけれども、そちらのほうに各税目の事業説明が載っております。そのうちの52ページの家屋課税費の4番目の項目になります。家屋の経年異動判読に係る業務委託費と、航空写真撮影及び経年異動判読調査と、こちらのほうが該当の増加した事業になります。これは3年に1回行っているもので、昨年度、これに係る経費が1,700万円ですけれども、こちらのほうが増額となっております。

以上でございます。

○安竹委員 分かりました。3年に1回は航空写真を撮影されるということでの経費だということが分かりました。

では、その写真を家屋課税にどのように反映されるのか教えてください。

- 中島課税課長 こちらの写真なんですけれども、前回撮影したのが平成29年になります。3年に1回ですから平成29年になります。こちらの前回の撮影と今回の撮影を比較いたしまして、3年分の家屋の異動、いわゆる新築、増築、滅失といった異動を把握しまして、課税や取壊しの漏れをせんことを目的としまして、最終的には公平公正な課税につなげていきたいと考えております。

また、撮影のほうなんですけれども、賦課期日であります1月1日が賦課期日ですので、その日前後の気象条件のいいときにセスナを飛ばしまして撮影のほうを行っていく予定でおります。

以上でございます。

- 安竹委員 ありがとうございます。

セスナで撮影されているということで、ということは、将来的には衛星写真とかドローンとか、そういうことも考えられるのかな、そうすれば経費も下がるのかなと単純に漠然と考えてしまいますと、私、意見でございますから答弁は結構でございます。ありがとうございます。

- 中島課税課長 今回セスナで撮影するんですけれども、先ほどドローンとおっしゃいましたけれども、ドローンについては撮影高度の条件がありまして、150メートルを超える場合は国の許可が要するというような形になります。また、中心市街地であるとか航空法の影響を受けるところの撮影は特別な許可が要するところがありますので、それとあとプラス、1回で撮影できる範囲が非常に狭くなっております。セスナの場合ですと約5時間ほど1回で飛ばすことができますので、1回の飛行で市内全域をカバーすることができるということがありますので、そのところを踏まえていきますとドローンではちょっと自信がなく、あと、衛星についても、写真の精度は大分高まっておりますけれども、今のところ、平均的にはセスナのほうが非常に、過去40年ほどセスナを使って全国の自治体で実施しておりますので、ノウハウとかをいろいろ持っておりますので、それを引き続き活用していきたいと考えております。

以上でございます。

- 池谷委員長 それでは、6番目の質疑に入ります。

- 太田委員 安竹委員と同じ質疑になりましたのでスルーしたいと思いますが、ドローンの話は、焼津市はドローン隊を持っておりますので、その方々と相談しながらやれば範囲も、毎年のようにできるんですよね、3年に1回とか4年に1回じゃなくて毎年チェックできますので、範囲を絞りながらやっていけばできる。ただ、静浜基地がありますのでその辺は難しい面もあろうかと思うんですけども、ドローンのほうが安上がりになるのではないかな、そんな感じがします。

以上です。安竹委員と一緒にしますので、失礼します。

- 池谷委員長 それでは、次の質疑に入りたいと思います。

最後に、7番目の質疑です。

- 鈴木委員 それでは、歳出2款2項3目、収納管理費について伺います。

日頃からそれこそ市税の収納率向上に御尽力いただいております、ありがとうございます。そうした中で、納付方法として納付書、それから口座振替、コンビニ、クレジ

ットカード納付、様々これまで納付方法が拡大をされてまいりましたが、最近、自治体によってはスマホ決済としてペイペイですとか、あるいはラインペイなどといったキャッシュレス決済、こういったものの納付を可能としております。納付機会の拡大で収納率の向上ですとか、あるいは市民の皆さんの利便を高める、サービスの向上につなげている自治体が最近増えてまいりましたけれども、本市としてはどういふふうにお考えか伺うものであります。

○小池納税促進課長 鈴木委員の質疑にお答えします。

スマホ決済の導入につきましては、システムの改修等が必要となりコストもかかるため、早急な対応は困難でございます。ただ、次期システムの更新の検討が令和5年度から始まるというふうなことでございますので、その検討に十分間に合うように余裕を持って準備を進めてまいりたいというふうにご考えております。

また、これまででもスマホ決済などの新たな納付方法の導入につきましては調査研究してきておりまして、今後も引き続き調査研究してまいります。

以上です。

○鈴木委員 ありがとうございます。

やっぱりシステム改修をしないと厳しいでしょうね。結構多額なコストがかかるものですから、令和5年のシステム改修に間に合うようにという、そういうことで課長から御答弁いただきました。

それこそ市税等の納付の関係で、軽自動車税とか固定資産税、都市計画税、市県民税、あとは国保税ということで、様々税目があるわけですが、こうした中で納付書と口座振替とコンビニ納付とクレジットカード納付、それぞれ平均的な割合というのが出ていまして、納付書について納付されている割合というのは大体21%前後、口座振替を利用されている方というのは五十六、七%、コンビニ納付は20%ちょっと、21%ぐらいですかね。あと、クレジットカード決済が1%ぐらいなんですけれども、いろんな税目がある中で、軽自動車税だけはほかの税金と違ってコンビニ納付が、ほかのは大体20%前後なんですけれども、コンビニ納付、軽自動車税の、これは大体40%ぐらいなんですよね。口座振替がほかの税目の平均値に比べて半分、納付書については26%ぐらいということで、コンビニ納付だけ軽自動車税については異常に突出しているんですけれども、そういうことを見ると、やっぱり若い皆さんが軽自動車、特に女性の方が多く利用されていて、コンビニなんかで気軽に納付されているという現状を見ますと、ペイペイとかキャッシュレス決済、そういったものをこういうものに取り入れることによって、さらにそういった皆さんの利便も高まってくるし、収納率というのにもやっぱり寄与する新しい決済の方法かなというふうに思われますので、ぜひともこれから、マイナンバーカードについても様々なポイントの制度ですとか、いろいろ賦課がかかってくるわけですので、ぜひ令和5年のシステム改修のときにはよりよい方法で納付機会拡大のそういったものが図られますように準備をよろしくお願いしたいと思います。意見として発言をして終わります。

○池谷委員長 それでは、通告による質疑はこれで終了いたします。

関連してほかに何かありませんか。よろしいですね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○池谷委員長 特にないようですので、質疑、意見を打ち切ります。

以上で、議第1号中、財政部所管部分の審査を終わります。

次に、議第13号「令和元年度焼津市一般会計補正予算（第7号）案」財政部所管部分を議題といたします。

質疑、意見のある委員は御発言願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○池谷委員長 特にないようですので、質疑、意見を打ち切ります。

以上で、議第13号中、財政部所管部分の審査を終わります。

これをもちまして、予算決算審査特別委員会財政部所管部分の議案審査は終了いたしました。

当局の皆様、御苦労さまでした。

ここで当局は交代しますので、5分間だけ暫時休憩といたします。再開は13時35分です。

休憩（13：30～13：34）

○池谷委員長 休憩前に引き続き会議を開きたいと思えます。

それでは、審査に入ります。

議第1号「令和2年度焼津市一般会計予算案」中、こども未来部所管部分を議題といたします。

質疑、意見に入ります。

これより順次御発言願います。

最初に、1番目の質疑です。

○秋山委員 私は、3款2項1目、児童虐待及びDV対策事業費について伺います。

事業説明の中で、女性相談員の人件費に要する経費などという説明があります。この相談員というのは、会計年度任用職員としての採用なのかどうか。

次に、これは児童虐待及びDV対策ということですが、そういった被害者だけではなくて、加害者ケアの視点がこの事業の中に含まれているのかどうか、教えてください。

○榎田こども相談センター所長 お答えいたします。

まず最初に女性相談員ですが、会計年度任用職員としての採用であります。

次に、加害者ケアについてでありますけれども、児童虐待があった場合の対応につきましては、いわゆる児童虐待防止法に基づいて対応を行うことになりまして、児童虐待を行った保護者に対する親子の再統合の促進への配慮、その他、児童が良好な家庭的環境で生活するために必要な配慮をした適切な指導及び支援を行うということがありますので、加害者である保護者に対しても指導及び支援を行っていくところであります。

一方、DV対応につきましては、いわゆるDV防止法に基づいて対応を行っているところですが、県または市の業務として、被害者の支援、保護等となっておりますので、加害者へのケアというのはやっておりません。

なお、通常の相談業務として虐待やDV相談があった場合、例えば虐待としつけの区

別がどういうものであるとか、暴力を振るわない方法はどうしたらいいとか、そういった相談があった場合は、説明や助言を行っております。

以上であります。

○秋山委員 それでは、女性相談員の方、これは継続されて、もちろん経験済みの方だと思いますので、次年度から会計年度任用職員として採用ということでもいいかと思うんですけども、形態はフルタイムですか、パートタイムですか、教えてください。

○榎田こども相談センター所長 お答えいたします。

フルタイムでの任用となります。

以上です。

○秋山委員 それから、加害者への指導とかケアも相談があった場合、DVのほうについては通常の相談業務の中でとありますけれども、その傾向といいますか、今年度そういったものがこの予算の中に増加しているのであれば、そういった予算をそういった傾向を踏まえて予算を組んでいるのかどうか、反映されているのか、教えてください。

○榎田こども相談センター所長 女性相談員については、その経験に基づいて、もしくはそういった多様な知識というのが必要になってきますので、いろいろな研修、国とか県がやる研修への参加の費用が含まれております。

以上です。

○秋山委員 相談の件数が増加傾向にあるというのはあると思うんですね。そういったものがこの予算に反映されているのかというのはどうですか。

○榎田こども相談センター所長 相談の件数の増加に伴う予算の増というのはございません。

以上です。

○池谷委員長 それでは、2番目の質疑に行きます。

○安竹委員 歳出3款2項1目、発達支援事業をお伺いいたします。3点質疑いたします。

180万円程度の予算額が増えていますが、内容を教えてください。

それと、システムの構築とありますが、どのようなシステムなのでしょうか。

3点目に、発達障害は早期の対応が必要と聞いております。巡回はどのようにされているのでしょうか。よろしくお伺いいたします。

○榎田こども相談センター所長 お答えいたします。

まず最初に予算の増額の件ですけれども、3点挙げられます。1点目は会計年度任用職員の期末手当の新設等による人件費の増です。2点目は、発達支援基本システムの構築に係る委託料の増です。3点目は、ペアレントプログラム事業の委託料の増です。

ペアレントプログラムにつきましては、発達障害など育てにくさを持つ子どもに対して、保護者がその子どもの行動を捉えなおして楽しく子育てに挑む自信を身につけることを目的としたグループプログラムでありますけれども、令和2年度につきましては、保護者に加え、発達支援に関わる支援者にも参加を募り、講師派遣による研修型ペアレントプログラムとして実施し、支援者の養成、支援の拡大を図ろうとするものであります。

2点目です。システム構築についてお答えをします。

これは発達支援システムで、子ども相談センターで発達支援を行ったお子さんの基本

情報や相談記録、発達検査結果などを電算管理するものです。発達支援記録につきましては平成26年度から行っておりますけれども、エクセル機能で基本情報を、ワード機能で相談記録を管理しておりますけれども、1人についておおよそ18歳までの情報を蓄積する必要がありますことから、データの管理に限界が来ております。システムを導入することでデータ管理の安全性の強化のほか、国へ報告する統計等についての事務作業の効率化、また、検索機能の向上による相談に対する迅速化などの利点がございます。

次に、3つ目の幼児巡回相談についてお答えをします。

幼児巡回相談は、市内の全ての幼稚園や保育所及び焼津市民が通園している市内の幼稚園、保育所に巡回支援専門員が訪問し、お子さんの観察、見立てを行い、支援方針について園の先生方とともに検討するものです。

方法としましては、巡回支援専門員を会計年度任用職員として2名配置しまして、正規職員と2名1組で前期、これは4月から7月ですけれども、前期と後期、これは10月から12月でありますけれども、年2回実施をしています。また、幼児巡回相談を通じまして、必要に応じてお子さん、保護者に対して発達相談や発達検査等を紹介しまして、園での困り事への対応や適切な小学校への移行支援なども行っております。

以上です。

○安竹委員 ありがとうございます。

私も巡回員さんのことを私なりに調べさせてもらったんですけど、大変親切な対応をされてもらっているという好評な評価をいただいたんですけど、だからこそ、幼稚園の幼年のときに支援していただいて、じゃ、その子たちが小学校に入学したばかり、1年生になったばかり、そういう子に対してはどのような対策をされているのでしょうか。何かあったら、何かこういうのがあるよといったものがあるんだったら教えてください。

○榎田こども相談センター所長 幼児期に支援をしていたお子さんの中には、小学校に就学して通常級に在籍した場合、学習や社会性の面で困りが出てくるお子さんもいらっしゃいますので、学校訪問を行っております。この学校訪問は、原則、子ども相談センターで発達相談でありますとか発達検査を受けたことのある小学校1年生を対象に、前期と後期の2回、学校を訪問しまして児童の観察を行っております。前期は幼児期に受けてきた支援を学校に引き継ぐこと、後期は担任等とともに適正な就学の場の検討を行うことを主に行っております。また、学校訪問後に児童の様子を保護者に伝えまして、小学校入学後も子ども相談センターが相談機関として継続的な支援を行っているところです。

以上です。

○安竹委員 ありがとうございます。

これからも手厚い支援のほど、よろしく願いするという意見で終わります。ありがとうございます。

○池谷委員長 それでは、3番目の質疑です。

○杉崎委員 歳出3款2項1目、放課後児童クラブ運営事業についてお伺いします。

2億6,072万7,000円の予算なんですけど、放課後児童クラブの運営経費委託料や小川小学校区、焼津西小学校区、民間施設の借り上げ料となっておりますけれども、公立学校、公立の幼稚園、施設の活用は検討しているのか、お伺いします。

それと、利用児童人数と今後の見込みについて、どのように見ているのか、お教えく

ださい。

○鈴木子育て支援課長 杉崎委員の御質疑にお答えさせていただきます。

公立学校、幼稚園施設の利用についてということですが、後の検討をとということですが、放課後児童クラブの状況としましては、令和元年度は25クラブ31支援、令和2年度の予定では、27クラブ33支援ということで計画をさせていただいております。

焼津市内の公共施設の活用状況としましては、令和2年度の考えですけれども、30支援単位のうち、3クラブ3支援単位が学校の空き教室を利用させていただいております。4クラブ6支援単位が学校内の敷地を利用させていただいた施設になっております。また、公民館内に設置している施設が1クラブ1支援単位ありまして、その他の市有建物、そちらを利用させていただいているのが1クラブ1支援単位ありまして、全体で公共施設を活用しているものが9クラブ11支援単位となっている状況でございます。

子育て支援課としましては、学校教育課等と協議をさせていただいて検討しておりますが、現在、学校の空き教室、余裕教室につきましては空いている状況がないという現状でございます。民間の施設を活用して行っている状況が現状でございます。

また、放課後児童クラブの設置に当たりましては、今年度策定します第2期子ども・子育て支援事業計画に基づき整備を進めていく予定でございます。

なお、幼稚園施設におきましては、幼児教育、保育を提供する具体の施設ということで、放課後児童クラブとしての活用については、現在のところ考えておりません。

続きまして、2つ目の御質疑ですけれども、利用児童数と今後の見通しということですが、平成31年度4月当初の利用児童数につきましては、放課後が1,083人でした。過年度の利用実績及び子どもの数の推計に基づき算出させていただいております第2期子ども・子育て支援事業計画におきましては、令和2年度の利用見込みとしましては1,133人を見込みまして、令和3年度につきましては1,161人、令和4年度1,195人、令和5年度1,223人、令和6年度1,237名を見込む予定でございます。

利用見込みにつきましては、年々増加という傾向にみられております。令和2年度の利用見込みが令和元年度よりも51名多く見込んでおりますので、令和2年度の利用見込みと現状の差が大きな豊田小学校区及び黒石小学校区につきましては、現在民間の施設を各1支援単位のクラブを設置していただくように、民間のお力を借りて今進めているところでございます。

また、大富小学校区に当たりましては、民間施設において、建物の老朽化により令和2年度に建て替えを行い、定員の増加を図り、受入れを進めていくという計画で現在おります。

なお、第2期子ども・子育て支援事業計画で見込んでいる各小学校区の状況を踏まえまして、クラブの設置や支援の単位の増加により対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○杉崎委員 本当に前向きに大変なところを検討させていただいてありがとうございます。

今後、今のお話を聞くと、恐らく予算増として毎年少しずつ増えていくのかなというふうな印象を受けたんですが、もっともな話で、子どもの数は減ってくる、児童数は減ってくる。にもかかわらず、この対象者は増えてくるというアンバランスなところが発

生してくるんですが、今しばらくは大きな目で見て、予算投下というか、的確なそういう児童クラブ運営がなされていくようにしていただきたいと思います、意見として。

以上です。

○池谷委員長 それでは、4番目の質疑に入ります。

○太田委員 私も3款2項1目の放課後児童クラブ推進事業費、費用のほうでお願いしたいと思います。

杉崎委員が言いましたように、事業につきましては了解したわけなんですけど、費用が40万円ぐらいアップしているんです、前年度比。この理由とその要因をお話いただけるとありがたいです。

○鈴木子育て支援課長 太田議員の御質疑にお答えさせていただきます。

前年度より予算の増加の要因ということですが、放課後児童クラブの推進事業費につきましては前年度より増加しておりますが、この増加につきましては、国が定めます子育て支援交付金における放課後健全育成事業費の基準額がございまして、そちらが上がったことによりまして、各クラブへの委託料の増加ということが1つ。また、児童数の増加と施設数の増加という形で委託料が増えるという形の要因でございます。

また、放課後児童クラブ整備事業費の予算の増加につきましては、大富小学校区における、先ほどもちょっと杉崎委員のときに御説明させていただいたんですけども、民間施設の老朽化に伴いまして、令和元年度に建て替えを計画していたんですけども、民間施設の老朽化に伴いまして、令和元年度に建て替えを計画していたんですけども、その工事の事情によりまして令和2年度に変更させていただくということと、建て替えに当たりまして定員の増加を図っていただくということと、支援の単位を1つ増やすという形で整備費のほうが増えているということの要因でございます。

以上でございます。

○池谷委員長 それでは、続いて5番目の質疑です。

○川島委員 私からは、歳出3款2項1目、保育対策総合支援事業費中、保育所等におけるICT開発支援事業費について伺います。

この予算に関する説明資料のところの説明を拝見しますと、保育士の業務負担の軽減をするとともに保育所等における事故防止等の体制強化を図るため、ICT開発支援を実施する民間保育所への補助というふうにございます。具体的にどんなことのICT化を考えていらっしゃるのか伺います。

それから、予算的な予算額として、現年よりも本年度が約100万円増えておりますけれども、この辺の要因の御説明をお願いいたします。

○岩ヶ谷保育・幼稚園課長 それでは、川島委員の御質疑にお答えいたします。

保育所等におけるICT化推進事業は、平成30年度からの事業で、保育士の業務負担軽減を図るために、保育に関する経過記録や保護者との連絡、子どもの登降園管理等の業務のICT化を行うために必要なシステムを導入する民間保育施設に対して、その費用の一部を補助するものであります。

令和2年度は従来のシステム導入補助に加えまして外国人の子どもとの保護者とのやり取りに係る通訳や翻訳のための機器購入費用の一部を補助する予定であります。

システムにつきましては、タブレット端末を使用しまして、子どもの登降園管理をは

はじめ、出欠席管理、保育計画の日誌の作成、保護者の連絡など、様々な機能を備えたシステムを導入しております。

導入によりまして、今まで園児が登園するときには保育士が一人一人、家の様子や健康状態を保護者から聞き取り登園確認と健康確認をしていたことを保護者が直接タブレット入力することによりまして、保育士が従来行っていた園児の登園時間や健康状態を保育日誌へ記入する作業が軽減され、保育準備や登園後の園児の様子を見守ることができるようになります。また、保護者もタッチパネルで入力することで登降園時間等が入力され、確認、記入する作業がなくなるため、朝の混雑が緩和されることが期待できます。

翻訳機の導入につきましては、導入によって子どもの予防接種やアレルギーの有無、施設の行事のお知らせや準備物など、外国語をルーツに持つ子どもの保護者との正確な意思疎通がスムーズに行えることが期待できます。

それから、増額の理由でございますけれども、令和2年度は1施設導入を予定する施設が増えることとなりますので、その分100万円増えるということとなります。

以上です。

すみません、申し訳ございません。

1施設、システムの導入が増えることと、あと、翻訳機の導入も令和2年度からになりますので、その分が増えることとなります。

以上です。

○川島委員 ありがとうございます。

今の御説明をお聞きしますと、事務管理業務システムに対するICT化ということがメインの事業になっていると思えますけれども、全国を見ますと、事務管理業務も当然なわけですが、保育士が今非常に不足しているということの中で、保育所における保育業務、ICT化というのも全国では先進事例として出てきております。そういった保育士さんが不足しているがゆえの保育業務に対するICT化というお考えは、計画は将来的にございませんでしょうか。

○岩ヶ谷保育・幼稚園課長 川島委員の御質疑にお答えいたします。

保育業務につきましても、今回のICT化で保育の業務を軽減するなど、措置の1つとして今導入しております。

それから、もう一つ、実際の業務を軽減するという一方で、また別の保育体制強化の事業も導入しておりますので、現在その2つを推進して保育業務の低減を図るようにしております。

以上です。

○川島委員 厚生労働省によりますと、保育所におけるSIDS、乳幼児突然死症候群というのが2018年で60人、全国で亡くなっていらっしゃるという発表があります。また、内閣府によりますと、保育施設の重大事故ということで、2015年には399件でしたけれども、2018年には1,221件に増えていると。特に2018年、44名がそのうち亡くなっていらっしゃるって、そのうちの33名は保育所で睡眠時中に亡くなっているという、そういうデータも発表されております。やはり保育所における保育業務の中で、当然事務管理も重要なお仕事でありますけれども、保育士さんがまだまだ十分に配置できないという状

況の中で、こういった事故も全国では起きて増加傾向にあるということがありますので、これは意見として最後に、そういった実際の保育業務、また、保育体制の強化に関するICT化も今後ぜひ強く取り組んでいただければと思います。

以上です。

○池谷委員長 それでは、6番目の質疑に移ります。

○村松委員 それでは、今の川島委員のところの保育対策総合支援事業の中のもう一つのほうの保育体制強化事業であります。

通告してありますように、ここの事業の内容の詳細、対前年比約140%の予算措置理由、前年度実績の効果、どういうふうにしたのかという、この3つを伺います。

○岩ヶ谷保育・幼稚園課長 それでは、村松委員の御質疑にお答えいたします。

保育体制強化事業は令和元年度からの事業で、保育士の業務負担の軽減を図るため、清掃業務や遊具の消毒、給食の配膳、寝具の用意、片づけなどの保育に係る周辺業務を行う保育支援者の配置を行う民間保育施設に対して、その費用の一部を補助するものであります。

令和元年度につきましては認可保育施設の5施設で実施され、9人の保育支援者の配置が行われております。

令和元年度からの増額の理由についてであります、国の補助要綱が改正されまして、1施設当たりの月額が9万円から10万円になったこと。それと、実施予定施設が7園から9園になったことによるものであります。

保育体制強化事業は、保育士の働きやすい職場づくり、さらなる業務負担の軽減、保育士等の勤務環境の向上を目的として実施しており、令和元年度は9人の保育支援者が配置されました。まずその9人が配置された、それによりまして保育士の業務負担の軽減が図られたということが成果と考えております。

以上です。

○村松委員 分かりました。

それと、今、保育支援者というふうな話で説明がありました、周辺業務の補助なんかをする。この人たちは無資格でもいい、有資格者、どちらでしょう。

○岩ヶ谷保育・幼稚園課長 保育支援者ということでございますけど、この方は保育士の免許がなくても大丈夫です。片づけ等をするだけということで、保育は考えておりません。

以上です。

○村松委員 ということは、年齢制限、限界はあるでしょうけれども、年齢制限もなしというような形でよろしいですか。

それともう一つ、先ほど施設の話が出たんですけど、認可と言いましたけど、この辺をもう少し、認可でもいろいろあるかと思えますけれども、いわゆる小規模なのか、普通の保育所なのか。その辺を説明ください。

○岩ヶ谷保育・幼稚園課長 認可施設という意味でございますけれども、国の補助要綱の中では認可保育所ということになっておりますので、小規模はこれには含まれておりません。

○池谷委員長 それでは、7番目の質疑に進みます。

○秋山委員 3款2項1目で、ファミリーサポートセンター、独り親家庭等利用料助成事業費です。これが61万円ですね。これ、2倍増額の背景、それから、対象として何人というふうに見込んでいるのか教えてください。

○鈴木子育て支援課長 秋山委員の御質疑にお答えさせていただきます。

ファミリーサポートセンターの独り親家庭等の利用料の助成の増額についてですが、令和元年度より毎月の継続利用者の増加によることが大きな要因ということで見ております。

継続利用の主な内容としましては、保育・幼稚園の送迎及び土日祝日の預かり、迎えの後の預かりを利用しているという方を見込んでおります。

また、令和元年度におきましても、11月補正予算で28万円の増額予算の既決をいただきまして、現在執行をさせていただいている状況でございます。

また、利用者の見込み数についてであります。令和元年度の実績見込みを基に算出させていただいております。令和2年度の当初予算としましては、5人で試算をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○秋山委員 今の御説明ですと、新規に利用者が増えたというよりも継続する方が増えたという、そういうことですか。新規の方は特に増えていないということですか。

○鈴木子育て支援課長 新規の方もいないわけではないんですけども、経過を見させていただきますと、4月から毎月継続で、今までの方ですと年度の途中から年度末までとか、年度の途中という方が多かったんですけども、今年度につきまして、4月から継続で毎月定期的に使われているという方が見受けられるものですから、そういう方を予算で計上させていただいて今後の支援をしていくという形で予算見込みをさせていただいております。

以上です。

○池谷委員長 それでは、8番目の質疑に移ります。

○河合委員 私からは、3款2項5目、ターントクルとまとびあ整備事業費についてお伺いします。

ターントクルとまとびあですけれども、体を使う施設としてリニューアルされていくということなんですけれども、具体的な整備内容と完成時期を伺います。

あと、整備後の利用者の見込みについて伺います。

あと、体を使うということで、職員の人数配置、あるいは安全対策が十分かどうか伺いたいと思います。

あと、私の個人的な思いとしては、大井川の児童センターとまとびあに対して、今度、今新設されるこども館がターントクルという施設ができるとしたら、今度とはまとびあもターントクルとまとびあになって、しかも正しい正式名はターントクルこども館とまとびあになって、何か同じような名前が紛らわしくなっちゃうんじゃないかなと思ったんですけど、あえてそうしたんだろうと思いますけど、その辺の理由がもし伺えたらお願いします。

○鈴木子育て支援課長 河合委員の御質疑にお答えさせていただきます。

ターントクルとまとびあの整備の具体的な内容と完成時期ということでございますが、

ターントクルこども館につきましては、委員がおっしゃられるように室内で体を動かして遊べる大型遊具の設置を予定しております。設置に当たりましては、来年度、令和2年度にプロポーザル方式等により参加業者を選定させていただきまして、そちらから室内遊具の提案をいただきまして最終的に決定していく予定でございます。完成時期につきましては、遊具の設置を楽しみにしていただいておりますお子さんがいますので、年内完成を目指して進める予定で現在考えております。

次の御質疑で、整備後の利用者の見込みにつきましてですが、こちらにつきましては、ターントクルこども館とまとびあの平成29年度の利用児童数につきましては9,396人、平成30年度につきましては9,901人でありました。平成29年度の施設のリニューアル後の平成30年度では利用児童数が505人の増ということで、約5%の伸びがあったところでございます。また、令和元年度の利用者としましては、昨年12月までの実績で見ますと7%ほどの増加を見込んでおりますので、遊具を設置した場合、これ以上に増加が見込まれるということで考えております。

3つ目の御質疑ですけれども、職員の配置、安全対策は十分かということですが、職員の配置、安全対策につきましてですが、職員の配置につきましては現体制で行っていく予定ですが、設置する大型遊具の状況を見て再度検討させていただきたいと思っております。また、安全対策につきましても、設置する大型遊具の状況から対策を講じていきたいと考えております。

4つ目の御質疑ですけれども、ターントクルの名称をつけた理由ということですが、こちらにつきましては、より多くの子どもたちに来ていただきたい、楽しんでいただきたいという願いを込めて、たくさん来るを焼津の方言でたんと来るということで、児童施設の名称としてつけさせていただいたところですが、とまとびあにつきましては、平成29年度の改修、リニューアルのときにターントクルの名称をつけさせていただいたという状況でございます。

以上でございます。

○河合委員 その大型遊具がまだ決まらなとなかなか対策が講じられないということですが、やっぱり大型遊具を扱うという、体を動かすということは危険が伴うことではあるので、現体制でちょっとでも危険を感じたら人数配置を増やすとか、ぜひ安全対策を十分にさせていただきたいなというふうに思います。

あと、名称のことに関しては、ターントクルは、私は今度新しくできるこども館の愛称のように感じて、たんと来てほしいのほどこも一緒なんですけど、大井川にとまとびあがあって、今度、焼津の駅前にターントクルができる、子どもの施設が2つできる。しかもそれが違う内容でとてもいいよというふうに思ったんですけど、何かターントクルこども館が両方についていると、どっちを指しているんだか分からなくなってしまうかなという、ちょっと混乱が起こるかな。しかも、ターントクルこども館の構想のときの名称のところの文章を見ると、今回整備するターントクルこども館の愛称は市民からの意見を参考に今後決定しますとなると、ターントクルこども館のとまとびあのターントクルこども館の何とやらが今度できるとなると、何だか煩わしいかなと個人的にはちょっと思うので、これは意見としてですけど、ここは考えようはもうないんですかね。

○鈴木子育て支援課長 今回の河合委員の御意見ですけれども、ターントクルこども館が2

つあるという、名称がということだと思わすけれども、一応こちらにつきましては、既にとまどびあの方にもターントクルこども館という形で市民の方にも周知をさせていただいておりますので、こちらとターントクルこども館、現在建設中のもののほうもそちらの名称、ターントクルを取るということも、周知的に市民にターントクルこども館という形で周知をしているものですから、その中で、今後周知をしながらまた方向的にどうしたらいいかというものをまた考えさせていただければと思います。貴重な御意見としていただいておりますので、どうもありがとうございます。

○池谷委員長 それでは、9番目の質疑です。

○河合委員 続きまして、同じく3款2項5目、ターントクルこども館維持管理費について質疑させていただきます。

この管理費の内訳について御説明いただきたいと思わす。

あと、このターントクルこども館は今建設工事が進んでいて、来年オープンということなんですけれども、市民参加の準備はなされていくんだらうと思わすけれども、準備状況、特にボランティアの募集や研修、こういったスケジュールはどのように考えられているのか教えてください。

あと、もう一つ、こども館としてだけの魅力だけではなくて、にぎわいの拠点としての構想もこども館の施設の理念には高い拠点としての構想というんですか、そういったところが魅力だと思わすけれども、この辺の構想、計画はどの程度進んでいるのか教えてください。

○鈴木子育て支援課長 河合委員の御質疑にお答えさせていただきます。

ターントクルこども館の維持管理費の内訳についてですが、来年度の当初予算案に上げさせていただいております管理費としましては、工事完了後から令和3年3月までの期間の管理費として計上させていただきます。

こちらにつきましては、設計事務所さんから見積りを頂きまして、1か月分を計上させていただきます。主なものとしましては、電気料・水道料94万円、電話・インターネットの設置に伴う初期費用や1か月の使用料等11万円及び建物の1か月間の機械警備等8万5,000円ということで内訳となっております。

次の市民参加の準備、ボランティアの募集等のスケジュールについてであります、今後、開館準備業務を進める中で、詳細なカリキュラム、スケジュールについては検討してまいります、ボランティアは木工マイスターなどの育成に当たっての募集、研修につきましても、来年度になりましたら募集をかけて実施していく予定で今計画をさせていただきます。

3つ目としまして、にぎわいの伝播の拠点としての構想ということですが、こちらにつきましては、焼津の新しいにぎわいを伝播する拠点としていきたいということでターントクルこども館を建設させていただきます。

これにつきましては、ダイヤモンド構想にあるように、焼津駅、駅前商店街、新庁舎をつなぐにぎわいの拠点という形の中の中心に位置するということで、焼津駅周辺エリアににぎわいを伝播させていく施設という位置づけで整備を進めているところでございます。

以上でございます。

○河合委員 ありがとうございます。分かりました。

4月になってからの応募ですけれども、4月になったらすぐやってもらおうと市民の期待も高まっていくんじゃないかなというふうに思います。

最後のにぎわい伝播の拠点としての構想計画みたいなものもまた我々のほうに示していただくことはできるのでしょうか、具体的になっていけば。

○鈴木子育て支援課長 にぎわいの伝播の構想ということになりますと、ダイヤモンド構想なり都市整備のほうでいうまちみがき構想ですか、というような形になりますので、うちのほうとしてターントクルこども館がにぎわいの拠点構想という形の構想づくりというものについてはしておりませんので、企画というような形になるかと思えますけれども。

○河合委員 以前、まちみがき構想の計画を見たときに、バスを走らせるみたいなのが少し写真も入っていて我々に示されたこともあったので、連携を取りながら、またぜひ進めていって、具体的にしていいただければなというふうに思います。

以上です。

○鈴木子育て支援課長 すみません。先ほどの杉崎委員のときに御説明させていただいた件なんですけれども、1点説明間違いがありまして、焼津市内の公共施設の利用活用として、30支援単位のうちという形で御説明させていただいたんですけれども、令和2年度につきましては33支援単位でしたので、訂正をさせていただきます。申し訳ございませんでした。

○池谷委員長 それでは次に、10番目の質疑に移ります。

○深田委員 10款1項3目、就学前言語障害児指導費1,226万5,000円について伺います。

1つ、指導費1,226万5,000円の内訳。

2、通級指導対象校は焼津南、小川、大井川南の小学校3校ですが、待機児童（通級待ち）の子の状況はどうか伺います。

○岩ヶ谷保育・幼稚園課長 それでは、深田委員の御質疑にお答えいたします。

就学前言語障害児指導事業は、言葉の遅れや発音の誤り、滑らかに話せなかったりする幼児に対し、早期療育及び社会適応を目的として指導、相談を行う幼児ことばの教室を運営する事業であります。

指導費の内訳といたしましては、3か所4教室の幼児ことばの教室の嘱託指導員4名の賃金、合わせて1,179万8,000円であります。それと、研修等の旅費が6万5,000円、事業費が33万7,000円、そのほか、郵送料、施設使用料、備品購入費等を合わせまして6万5,000円となっております。

次に、幼児ことばの教室の通級待ちの子の状況につきましては、令和元年度におきましては通級待ちの子はおりませんでした。また、令和2年度4月時点でも通級待ちの子はいない予定であります。

以上です。

○深田委員 今、3か所4教室ということなんですが、それはどういう意味でしょうか。

実は、私、通級教室の先生にお話を聞いたんですけれども、対象が幼児から小学校1、2年生まで通えるということで、特に小学生で自分の学校の子ですと授業に集中できないとか、大変な子はそこに行けるよということで、だけどほかの学校の子は来

られないよ。そして、小学校2年生までしかいられないということで、私は就学前言語障害児指導費のことは学校教育関係かなと思ったんですが、こども未来部だとちょっと分かりにくいんじゃないかなと思うんですよ。先生は県の先生も配置されているんですよ、ケースワーカーさんみたいな専門の言葉の指導をしてくださる先生もいらっしゃいますし。その先生がすごく深刻に訴えていましたのは、やっぱり今、通級待ちの子はいないよということですが、手いっぱいカウントできないんですよ。入りたいといっても、いつ電話が来ても待機待ちの状態にはできない、あなたは何番目ですよというような。それだと入りたくても入れないという、カウントもできないので、やっぱり市内に3つしかない、3校しかやられていないということがそもそも足りていないんじゃないかと思うんですね。本当だったら小学1年から3年生まで来てもらえるようにしたいけど、でも、もうとても1、2年生の子で手いっぱいだと、幼児の子も来ていますし。それで、発達障害の診断をされていないとここの教室には来られない。そういうことももっと、1クラスに6%の発達障害と思われるお子さんがいらっしゃるというのは前から言われているものですから、診断されていない子でもこうした指導が受けられるような柔軟な対応ということも求められると思うんですが、どうでしょうか。

○岩ヶ谷保育・幼稚園課長 深田委員の御質疑にお答えいたします。

まず、3校4教室ということですが、焼津南小学校、小川小学校、大井川南小学校のうち、焼津南小学校だけ2教室あるので4教室ということになります。

その後の御質疑で、幼児から小学校1、2年までということでおっしゃったかと思うんですが、保育幼稚園課で担当していますのは幼児のほうになりまして、就学前の教室になります。小学校1、2年がいますと、小学校のほうで学齢のことばの教室、学齢のまなびの教室というのがございまして、そちらは学校教育課のほうで管轄をしている事例になるかと思えます。

以上です。

○深田委員 だから、一緒にやっぱりやっていかないと、まなびの教室もことばの教室も一緒にやっているんですね。言葉を出すにはまず体をほぐすとか、あと、生活習慣とか、保護者にもちゃんと指導するという、すごく丁寧な対応をさせていただいている、指導していただいているので、やはりこういうところを求めている保護者さん、親御さんも多いと思うので、ぜひ学校教育と連携をさせていただいて充実させていくということをしていただきたい、これを意見として申し上げまして終わります。

○池谷委員長 最後に、11番目の質疑です。

○杉崎委員 歳出10款4項1目、幼稚園職員給与費1,078万9,000円の増額理由と幼稚園管理費715万8,000円の増額理由についてお伺いします。

○岩ヶ谷保育・幼稚園課長 杉崎委員の御質疑にお答えいたします。

まず、幼稚園給与費1,078万9,000円の増額につきましてですが、まず、幼稚園職員給与費につきましては、公立幼稚園の正規職員に係る人件費となります。これにつきましては、当初予算における職員数のカウントですが、予算編成年度の職員数をまず計算することになっておりますので、令和2年度の当初予算編成におきましては、現年度の令和元年度の職員数ということになります。職員数がまず1人増えたことと育休取得者が1人復帰したことによる2名分の増額ということになります。

もう一点の御質疑、幼稚園管理費の715万8,000円の増額理由ですけれども、令和2年度から導入されます会計年度任用職員制度によりまして、補助教諭の賃金及び諸手当、社会保険料と合わせまして293万4,000円の増額となります。

それと、幼児教育、保育の無償化制度によりまして、公立幼稚園の副食費免除対象者の1年間分の負担として734万4,000円が新たに加わるのが主な理由であります。

以上です。

○杉崎委員 そうすると、ここに今、説明書のほうに7園33人となっているんですが、たしか2018年のときに7園35人だったかな、となっているんだけど、2人増えて33人というところでいいですか。

○岩ヶ谷保育・幼稚園課長 幼稚園給与費につきまして、人事課のほうと調整を取りまして、今回2名分増ということですので、33人ということで計算はされているかと思えます。

以上です。

○杉崎委員 来年度から休園になる予定が1つありますけれども、この7園の中に含まれていますかということと、幼稚園の教員33名の中にその幼稚園に在籍している、今度の在籍でどういう身分になるか分かりませんが、その方は含まれているかをお伺いします。

○岩ヶ谷保育・幼稚園課長 現在の東益津幼稚園の職員がこの中に含まれているかどうかということによろしいですか。含まれております。

○杉崎委員 園の数も。

○岩ヶ谷保育・幼稚園課長 園の数も、今は含まれている状況であります。

○杉崎委員 それでは、もし休園が続いて民営化されるようになった場合には6園何人という数字になると思うんですが、これは休園という形なものですから、その教員の方の身分を外すわけにいかない。これは重々分かるんですが、そういうことを考えていくと、来年度はこの予算が減るのかなという予想が立つんですけれども、あと、園児数も全体的には減ってきますよね。要するに、無償化の反動で3年保育も無償化の対象になるなら、私立も対象になるならということ、そちらへ行かれる方が今後増えると思うんですよ。そういうことも当て込んでいきますと、将来的に見ていくと、給与費とか管理費というのは減っていく傾向にあると見たいんですけど、どうなんですか、その予想のところをお聞かせください。

○岩ヶ谷保育・幼稚園課長 杉崎委員の御質疑にお答えいたします。

当然、園が1つ減ることによって職員数も減ることになりますので、幼稚園給与費における人数のカウントは減ってくるということで、給与費のほうは減ってくると予想されます。それから、園児数が減ることによりまして、園児に係る員ですとか、そういうものも減ってくるのが考えられますので、そういう面では費用が減っていくと考えられます。

以上です。

○杉崎委員 ありがとうございます。

ここしばらくの幼稚園の給料の変動をずっと見てみたんですよ、2015年から。そうすると、中身的にももちろん変動はあるんですが、それじゃ、この中で年齢はどうだと調べ

られるものだけでちょっと見たんですが、若干やっぱり、こういう言い方をすると非常に問題になっちゃうかもしれないんですけど、やはり公立幼稚園の先生方のお給料って大分いいものですから、もしここから外れて今度職員採用にするのか、学校教育課に行くのか、社会教育に行くのか分からないんですけども、本当にいい使い方をして、いい使い方という言い方は失礼ですね、いいその方に見合った使い方を本当にしていただきたいなと思います。減ってそのまま職を失うのも気の毒ですので、これは意見として言っておきます。お願いいたします。終わります。

○池谷委員長 それでは、以上で通告による質疑は終了しました。

関連してほかにありませんか。

○深田委員 先ほど河合委員のところで、ターントクルこども館とターントクルとまとびあの意見がありました。私もターントクルとまとびあについては、これは児童センターですよね、児童館の位置づけですよね。そうすると、127ページの上の大井川児童センター維持管理費、ここはまた別にターントクルとまとびあと下を書いてあるものから、本当はそこが一緒になるんじゃないかな。児童センターの上に、手前なのか後ろなのかに児童センターターントクルとまとびあというふうに書くんじゃないかなと思ったんですが、どうもここは別個に分かれている、この書き方ですと。そうすると、児童センターの管理運営はどうなるのか。そして、ターントクルこども館のほうを指定管理者にするということですけども、昨日の駐車場料金とか利用料金の質疑をしましたけれども、組織が違うという御答弁をいただいて、そうすると、この利用料金も指定管理者が決まった場合に、決まったところの指定管理者が決めるということになるんでしょうか。その指定管理者を選定するメンバーはどなたなのか、伺いたいと思います。

もう一つ。そうすると、ターントクルこども館のほうの管理運営は指定管理者ということで、管轄は文科省とか厚生労働省とか、国の管轄は関係なくなるのか。児童センターは文科省の管轄だと思うんですけどね。位置づけが違うものですから、やっぱり名前を一緒にするという事はどうなのかなと私も思います。

○鈴木子育て支援課長 深田委員の御質疑にお答えさせていただきます。

ターントクルこども館、今建設中のものにつきましては、基本構想でも出ささせていただいておるんですけども、公設民営化という形の中で、将来的には指定管理をしていただくという方向で今検討させていただいております。

今、予算のほうで、ターントクルとまとびあとターントクルこども館は一緒になるのではないかとということではないかと思うんですけども、ターントクルこども館については、児童館の位置づけとか社会福祉施設の位置づけというのではなく、こども図書館についても図書館法にのっとった図書館ではないという位置づけの中で、子どもたちがより楽しく遊べる施設という形で考えさせていただいております。

ターントクルこども館とまとびあにつきましては児童館という位置づけの中でさせていただいておりますので、そちらにつきましては、そういう国なり県が出ております児童館ガイドラインとか、そういうものにのっとって実施をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○池谷委員長 いいですか。

○深田委員 利用料金の説明、指定管理者。

○鈴木子育て支援課長 利用料金の関係につきましては、指定管理者が利用料金を設定ということではなくて、ターントクルこども館につきましては、設置条例等を今後設置させていただきます。その中に利用料金をうたわせていただくという形を取らせていただきたいと思いますので、今後、その条例はまた議会のほうに提案させていただいて議決をいただくという形になろうかと思えます。

以上でございます。

○深田委員 指定管理者ではなくて、設置条例を出してどこの部なのか、組織が違うとおっしゃいましたよね、昨日、利用料金を決めるところは。だから指定管理者かなと思いたけど、それも違う。じゃ、そこの組織とメンバーを聞かせてください。

○鈴木子育て支援課長 この前御答弁させていただいた中では、利用料金につきましては検討部会という形の中で検討させていただいて利用料を決定していきたいと。それを基に条例化させていただきたいと考えております。

○深田委員 どこの部。

○鈴木子育て支援課長 検討部会につきましては、うちの部が管轄する形になります。

○池谷委員長 よろしいですね。ほかにありませんね。2人いましたね。先に秋山委員。

○秋山委員 2つ目の質疑のところですか。3款2項1目で発達支援事業について、安竹委員が質疑されたところなんですけれども、システムの改修、構築をするということで事業の説明は分かったんですけれども、お子さんたちの基本情報とか相談の記録が18歳まで管理しているといいますか、把握しているということなんですけれども、18歳を過ぎたときにそれらの情報というのはどこにどういうふうにつなげるのかというのを教えてほしいと思えます。

○榎田こども相談センター所長 18歳というのは、児童福祉法によって子ども相談センターが担当する年齢でありますけれども、その中でも必要に応じて地域福祉課の障害者のサービス等につなげるお子さんも出てくると思いますので、必要に応じてそういったしかるべきサービスにつなげる担当部局へ情報の提供を行うというふうを考えております。

○秋山委員 そういうふうにスムーズに連携されているといいなと思うんですけれども、市が取得したその情報はずっとそのままシステムの中に残り続けるということになるのでしょうか。それとも、どこかの段階で破棄または、その辺はどうなるのでしょうか。

○榎田こども相談センター所長 お答えします。

データについてはおおよそ18というふうに決まっているものですから、その段階で必要な方は引き継ぎますけれども、その段階で、厳密にはまだ何年と決まっていない。要するに子ども相談センターが平成26年からやっているものから、まだその年齢に達していない方がほとんどなものですからそういった事例があまりないんですけれども、その段階でおおむねほかの、例えば個人情報なんかは5年をめどに保管をしているものですから、将来的に考えたときに、恐らくそういった5年というのが目安になるのかなというふうに考えています。

以上です。

○秋山委員 例えば、その情報を保護者の方等が自分の子どもの情報であるからとか、当事者が自分の情報だからということで請求をして自分のものにするということは可能な

んでしょうか。

○榎田こども相談センター所長 お答えします。

基本的にといいますか、別個の事業でアシストファイルを配付しております。そういったお子さんの情報ですとか、例えば子ども相談センターとの相談の記録、もしくは発達検査の記録なんかは保護者さんのほうでそのファイルに保管をしていただくことをこちらでお勧めしているものですから、できればこちらで保管をしていただいて、記録を持っていただくことをこちらではお勧めしているところです。

以上です。

○杉田委員 私のほうは、秋山委員の児童虐待、DV対策事業費なんですけど、先ほどの中で、担当の女性職員が会計年度任用職員だということなんですけど、これは継続して働いているということなのか、そして、年間の日数はどのくらいになっているのか。それをお聞きします。

○榎田こども相談センター所長 現在雇用している女性相談員ですけれども、去年もおりまして、継続をしている職員であります。

また、先ほど御質疑にお答えしましたフルタイムの雇用に今もなっておりますので、年間でいいますと240日ぐらいかなというふうなところです。

以上です。

○杉田委員 先ほどの答弁の中でもかなり専門知識が必要だということで、かなり重視をしている、今の社会情勢の中でもすごく大切なことだと思うんですけども、これを任用職員じゃなくて正規に迎えるという、そういう考えはありませんか。

○榎田こども相談センター所長 現在のところ、会計年度任用職員に今度なりますけれども、今の嘱託員というメリットとしましては、そういった経験ですとか知識というのを持った職員が人事異動とかにとらわれずに継続した職場で継続した業務に当たる、安定した業務に当たるというところがメリットでありますので、現在のところは会計年度任用職員を継続していくというふうに考えております。

以上です。

○杉田委員 別の問題ですけど、杉崎委員の放課後児童クラブのところなんですけど、昨年度もいろいろ予定とかがあったと思うんですけど、夏季休暇のときの運営については考えられていますか。

○鈴木子育て支援課長 来年度につきましても、夏季休暇の放課後児童クラブはやっていきたいと考えております。

以上です。

○池谷委員長 ほかにはありませんね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○池谷委員長 それでは、ほかにないようですので、質疑、意見を打ち切ります。

以上で、議第1号中、こども未来部所管部分の審査を終わります。

次に、議第13号「令和元年度焼津市一般会計補正予算(第7号)案」中、こども未来所管部分についてを議題といたします。

質疑、意見のある委員は御発言願います。

○渋谷委員 3款2項2目、補正予算書、18、19ページの下から5行目、児童福祉総務費

の放課後児童クラブ推進事業費の中の放課後児童クラブ整備事業費というところであり
ますけれども、説明の中にあつたのかもしれないけど、事務処理の問題とそれとを聞き
たいと思います。

前年度の予算額総額は繰り越されて処理されているというふうな理解でいいのかとい
うのが1つ。それから、3,296万7,000円という数字が国庫支出のほうの減額1,956万円
と、それから一般財源の減額ということになっていますけど、これの国庫のほうの修正
のところ、私、聞き落としているような気がする。前回ちゃんと説明していただいたの
かもしれないですけど、もう一度そのところを改めてお願いしたいと思います。

○鈴木子育て支援課長 渋谷委員の御質疑にお答えさせていただきます。

こちらの整備費の減額につきましては、先ほど太田委員のほうにも御説明させていた
だいたんですけれども、施設整備という形で令和元年度、民間施設の老朽化に伴いまし
て改修をするという形で今年度予算計上はさせていただいたんですけれども、法人の事
情によりまして来年度に整備をするという形になりましたので、こちらにつきましては、
令和元年度の予算をそのまま落とさせていただいて、令和2年度の予算計上のほうにさ
せていただいております。

しかし、令和2年度につきましては、先ほど御説明させていただいた整備計画の定員
増等も検討していただきまして、2支援単位という形になりますので、1支援単位分増
えるものですから、そこら辺が令和元年度の予算と令和2年度の予算、同額ではないと
いう形になります。

あと、国、県、市という形で3分の1ずつ補助を出しておりますので、こちらのほう
も減額をさせていただくという形になります。

以上でございます。

○渋谷委員 実はこの19056の国のほうの減額なんですけど、この減額というのは当然歳
入のほうにも影響してくると思うんですけど、それが足し算しても出てこん。それはど
こにあるのか。ないということはないよね。

○鈴木子育て支援課長 歳入の減額という形になりますけれども、国が補正予算書の13ペ
ージ、子ども・子育て支援整備交付金という中に入って、2,197万8,000円減額という形
になっております。13ページの補正予算書、13ページの1番上段に子ども・子育て支援
整備交付金と、この中に入っているということと、あと、県費につきましては、次ペー
ジの15ページの2段目になりますが、放課後児童クラブ整備費補助金という形でマイナ
ス549万4,000円という形で、こちらのほうで国、県という形で歳入のほうを減額させ
ていただいているところです。

以上です。

○渋谷委員 県のほうはそれでいいと思うんだけど、国のほうがどこかに潜っているんだ
ろうなと思って。今、本当に放課後クラブも学校があれになっているので昼間も忙しい
ので、それに対する対応も大変だと思いますけれども、また補正予算に繰り入れて対
応するとかということ、それから事務処理もいろいろあつて大変だと思いますけれど
も、頑張ってくださいと思います。

これで質疑を終わります。

○鈴木子育て支援課長 先ほど、補助率につきまして、国、県、3分の1ずつという御説

明をさせていただいたんですけれども、国が2分の1、県、市町が8分の1、法人が4分の1という割合になっておりますので、訂正をさせていただきます。

○池谷委員長 ほかにありませんね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○池谷委員長 ほかにないようですので、質疑、意見を打ち切ります。

以上で、議第13号中、こども未来部所管部分の審査を終わります。

これをもちまして、予算決算審査特別委員会こども未来部所管部分の議案審査は終了いたしました。

当局の皆様、御苦労さまでした。

ここで当局は交代しますので、暫時休憩いたします。3時、再開いたします。

休憩(14:51~14:59)

○池谷委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

それでは、審査に入ります。

議第1号「令和2年度焼津市一般会計予算案」中、教育委員会事務局所管部分を議題といたします。

質疑、意見に入ります。

これより順次御発言願います。

最初に、1番目の質疑。

○杉崎委員 10款1項3目、芸術鑑賞教室支援事業、計上額の115万5,000円についてお尋ねします。

これ、ここに書いてあることの確認だと思ってください。この金額は、全てバスの借上料なのかというのが1つ。

それと、芸術鑑賞入場料等はどこから支出するのか。

3つ目、小学校5年生を対象としておりますが、今後拡大の見込みはあるかどうか。教えてください。

○近藤学校教育課長 杉崎委員の御質疑にお答えさせていただきます。

芸術鑑賞教室支援事業の計上額115万5,000円がバス借上料のみかということについてであります、これはバス借上料のみであります。

芸術鑑賞入場料等はどこから支出するのかということについてであります、この事業は、焼津市振興公社と共催の形を取らせていただいております。振興公社のほうで、上演団体に通常の夜の公演だけでなく昼間子どもたちへ公演することも含めて契約をしていただいたところでもあります。

したがって、学校教育課としての事業は、計上はバス借上料のみということでございます。

次に、小学校5年生のみかということについてであります、小学校5年生のみであります。

その理由であります、5年生は、本年度まで開催しておりました小学校連合音楽会に参加しており、ステージの上で合唱や合奏を披露する機会はもらえないというか、な

くなってしまったわけですが、この芸術に触れる機会というのはぜひ確保したいということで、このオーケストラ等による芸術鑑賞の機会を確保するというので、児童の情操を涵養し、豊かな心を育成するための事業となっております。

以上です。

○杉崎委員 ありがとうございます。

そうすると、これ、説明書の177ページ、10款5項2目、芸術のまち焼津推進事業と子ども芸術体験事業費というのが計上されているのですが、66万4,000円。これ、岡田委員のほうから質疑されているんですけど、これとはもう関連がないというふうに理解させていただきます。

それと、もう一つ、今後拡大の見込みはあるかということで聞いているものですから、それについてお答えしていただきたいことと、それと、以前、民間の方が、民間の中でもいろいろ、こういう芸術ということで文化センターでやられたりして、子どもたちに来てくださいよという形のスタイルを取っていたのですが、この115万5,000円では足りないかもしれないんですけども、そういった形で、もう少し芸術鑑賞方面の拡大を図っていても情操教育には非常に役立つじゃないかなと思いますので、これは意見ですけども、そんなふうに考えてまたやってください。

○近藤学校教育課長 ありがとうございます。子どもたちには、ぜひ芸術に触れる機会を増やしていきたいなと思っております。

この事業につきましては、5年生のみということで、特に今後拡大ということは考えておりません。

民間のことにつきましてはありますが、学校教育課で行っている事業の中で、6年生に対して劇団四季のこころの劇場というのをやっております。6年でこのこころの劇場、ミュージカルで、5年生ではオーケストラ、芸術鑑賞教室という形で、今後進めていきたいと考えております。

以上です。

○杉崎委員 了解です。

○池谷委員長 それでは、2番目の質疑に移ります。

○深田委員 10款1項3目、中学校教育指導費692万3,000円について伺います。

- 1、助成費602万4,000円と配置事業費の89万9,000円の内訳。
- 2、外部指導者はどのように配置をされるか。
- 3、部活動の土日の使い方はどうか。
- 4、部活動指導員の条件はどうなっているか。

以上、伺います。

○近藤学校教育課長 深田委員の御質疑にお答えさせていただきます。

まず、1つ目の中学生部活動助成費602万4,000円、部活動指導員配置事業費89万9,000円の内訳についてであります。

最初に、中学生部活動助成費602万4,000円の内訳であります。部活動外部指導者の謝礼が320万円、外部指導者に係る傷害保険料が7万4,000円、部活動後援事業補助金が275万円です。

もうちょっと細かく中身を申し上げますと、この部活動外部指導者の謝礼ですが、1

回2,000円で年間40回の40人分となっております。

外部指導者に係る傷害保険料は、1人1,850円の40人分であります。

部活動後援事業補助金は、物品購入費が72万円、県大会以下各種大会への補助金が153万円、全国大会または東海大会等への補助金が50万円であります。

物品購入については、各学校4万円の均等割に、生徒数に合わせた割合で分けて分配金としております。

県大会以下各種大会については、各学校6万円の均等割に、生徒数に合わせた割合で分けて分配金としております。

東海または全国大会については、生徒が20人以下の場合には、当該生徒人数分に係る補助対象経費の額となります。生徒が20人を超える場合には、生徒20人分に係る補助対象経費の額及び生徒20人を超える人数分に係る補助対象経費の半額を補助しております。

もう一つの部活動指導員配置事業費89万9,000円の内訳についてであります。部活動指導員、初めて来年度から始めるわけですが、市の会計年度任用職員となります。時給が939円で年間395時間の2人分の報酬74万2,000円と、通勤手当として1回443円で177日の2人分で15万7,000円ということになります。

次に、2つ目の外部指導者はどのように配置されるかということについてであります。

既に指導していただいている方や地域の方々からの情報を基に、当該学校が市教委に推薦をし、市教委が検討の上決定し、派遣をしているということになります。

次に、3つ目の部活動の土日の使い方についてであります。

昨年度、焼津市では、焼津市部活動ガイドラインを作成し、本年度からこれにのっとり活動をしております。

この中で、活動日については、平日週3日以内、土日はどちらか1日を休養日とする。活動時間については、平日は2時間を上限、土日、祝日は4時間を上限といたしました。

各学校では、ガイドラインで示された内容にのっとり活動を行っております。

次に、4つ目の部活動指導員の条件についてであります。

部活動指導員の任用に当たっては、指導するスポーツや文化活動等に係る専門的な知識、技能のみならず、教育に関する十分な理解を有する者とされているわけですが、特に教員免許等の資格が必要ということはありません。

部活動指導員に対しては、事前に研修を行うほか、その後も定期的に研修を行って、部活動の位置づけや教育的意味、学校全体や各部の活動の目標や方針を熟知すること、生徒の発達段階に応じた科学的な指導を行うこと、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、生徒の人格を傷つける言動や体罰が禁止されていること、サービスを遵守すること等について、十分に理解をさせていきます。

以上であります。

○深田委員 最初の部活指導者、1回2,000円で40人分ということなんですよ。この40人分というのは、各学校でどういう配分が配置されている、人数、各学校によって、求める人数に応じて、合計すると40人になるのか。

各学校によって人数が違うと思うんですけども、その辺のことを教えていただきたいのと、実は、やっぱり土日の部活動の使い方というのが、大変今、学校の子どもさんや保護者も、先生の休みをさせるという働き方の改革の一環だと思うんですけども、あ

る運動部のお子さんを持つ親御さんからお聞きしたんですけれども、土曜にやったら日曜はやってはいけません。

今、ガイドラインのお話がありましたので、こういうことなんだと思ったんですが、日曜日にやってはいけませんので、保護者の保護者会の何とか会という名前をつけて日曜日にやろうとしたら、保護者の名前で名称でやるのは駄目だと言われて、それで、別の何とか会というのを名前、メンバーは同じだけど名前だけ変えて、運動場を使ってやりたいと言ったら、今度は運動場の使用料を払ってくれと言われた。

何か、それじゃ、子どもたちが自主的にやりたいということに対する支援になっていないんじゃないかなと思うので、先生がお休みするのは、それはとても大事なことでいいことなんですけれども、こうした自主的な運動についての支援というのを教育委員会としてももう少し柔軟に対応できるようにするということが大事じゃないかなと思うんですが、どうでしょうか。

以上になります。

- 近藤学校教育課長 まず、1つ目の部活動外部指導者の人数配分についてであります。各学校から年度当初にどれだけの人数が必要かということで、希望が出されてきます。正直、予算を超えてしまうものですから、こちらで調整を図って、このことについては学校内で対応してくださいということの中で、この40人、来年度について40人ということになります。

それから、土日の部活動についてであります。これは非常に難しい問題で、子どもたちが何とかやりたいということ、何とかそれを活かしてあげたいところではあるんですが、この部活動のことについては、国全体がガイドラインを示して、それにのっとってやってきていることでもありますので、そこ子どもたちの思いを活かしていくということで、各学校、今模索しながら、どういう方向がいいだろうかということによってやっています。

また、今後、部活動の在り方検討委員会を開いているものですから、現場の声も聞きながら、子どもたちの声も聞きながら、よりよい方法を考えていきたいと考えています。

以上です。

- 深田委員 了解。

- 池谷委員長 それでは、次、3番目の質疑。

- 村松委員 10款1項3目、外国人英語指導助手配置事業について伺います。

質疑の要旨は、事業説明の中に細かく書いてありますけれども、事業内容の詳細を伺うと、1点。

ますます増加します外国人、今後の事業展開をお伺いします。

それと、事業実績の効果測定はどういうふうに考えているのでしょうか。

この3つを伺います。

- 近藤学校教育課長 村松委員の御質疑にお答えさせていただきます。

1つ目の外国人英語指導助手配置事業の事業内容の詳細についてであります。

この事業は、小・中学校の外国語活動、英語の授業をサポートし、外国語学習をより充実させるため、外国人指導助手、いわゆるALTを配置する事業であります。

このうち、来年度につきましては、中学校と小学校4、5、6年については取扱い専

門業者と委託契約をいたしまして、中学校には3人、小学校4、5、6年には9人、合わせて12人のALTが巡回勤務を実施いたします。

小学校3年については、4人の市のALTが巡回勤務し、その謝礼を支払うということになります。

来年度は、小学校で新学習指導要領が全面実施となります。この外国語活動、英語の年間授業時間数がこれまでよりも増加いたします。

小学校3、4年は、これまで15時間だったものが35時間に増えます。小学校5、6年は、教科英語となって、教科外国語となって、これまでの外国語活動、年間50時間が70時間に増加するわけですが、焼津市では、全ての授業にALTを配置することができるように、委託業者による小学校ALTを3人増員いたしました。9人とさせていただきます。さらに、特別支援学級にも、5校それぞれに10時間の授業補助を行っております。

このように全ての授業にALTが入るとするのは、近隣市には見られない大変充実した取組であると思います。

その結果、子どもたちがとても楽しく意欲的に外国語活動の授業に取り組むことができていると考えております。

2つ目の外国人英語指導助手配置事業の今後の事業展開についてであります。

まず、小学校では、外国語活動、英語の全ての授業にALTを配置することを継続するとともに、教員向けの研修もこれからさらに充実させていきたいと、英語の教師の英語指導力を高めることで子どもたちの英語力の向上を図っていきたくと考えております。

中学校では、先ほど申し上げたとおり、現在、3人のALTが市内9校を巡回勤務しているということですので、今後は、中学校でもできるだけ多くの授業にALTを配置することができるように実施方法を検討していきたいと考えております。

3つ目の外国人英語指導助手配置事業の事業実績の効果測定、KPIについてであります。

小学校5、6年生に対して、年間3回、外国語活動についてのアンケートを実施しております。

本年度2月に行った6年生のアンケート結果では、ALTの先生と話すことは好きですかという問いと、外国語活動の授業は好きですかの問いに、どちらも95%の児童が好きと答えております。それから、昨年よりも英語が好きになりましたかという問いには、99%の児童が好きになったと答えております。

子どもたちがとても楽しく意欲的に外国語活動の授業に取り組むことができていると考えております。

中学生に対しては、アンケートは実施していないわけですが、本年度4月に実施された全国学力・学習状況調査で、本年度初めて英語が実施されたわけですが、焼津市の平均正答率が全国の平均を上回ったということから、小学校のときからALTの手厚い配置によって、中学生の英語の学力向上にもつながっていると考えております。

以上であります。

○村松委員 分かりました。

それで、ここのALTの資格というのはどうなっているんですか、教えてください。

○近藤学校教育課長 先ほど申し上げたとおり、2種類あるわけですね。

1つ、専門業者のほうについては、ALTの資格をきちっと持った方ということが指導しているということになります。

それから、市のALTの方については、例えば教員免許とかということを持っているわけではないですけど、これまで長年にわたって、ずっと焼津市で子どもたちに英語を教えてくださっている方たちを4人採用しているということでもあります。

以上です。

○村松委員 了解です。

○池谷委員長 それでは、4番目の質疑に移ります。

○河合委員 私のほうから、10款1項3目、小学校社会科副読本編集事業について伺います。

事業説明のところを見ますと、小学校3、4年が使用するということで、よく聞いている「わたしたちのまちやいづ」という副読本だったと思いますけど、前年度の予算も入っていないくて、これが新規事業なのかどうかということで内容を伺いたいところが1点。

あと、予算の内訳をお伺いします。

○近藤学校教育課長 河合委員の御質疑にお答えさせていただきます。

まずは、小学校社会科副読本編集事業の内容についてであります。委員も御承知のとおり、小学校3、4年の社会科の学習、地域学習でありますので、教科書は全国版で作られておりますので、この全国版として作成されている教科書だけでは、なかなか地域の学習、充実した学習を進めることは難しいという現状があります。

そこで、焼津市では、先ほど委員もおっしゃっていましたが、以前から「わたしたちのまちやいづ」という副読本を作成し、授業でこれを使って授業を行ってまいりました。

これまでも、教科書が改訂されるたびに副読本の内容もそれに合わせて改訂することを重ねてきたわけですが、来年度、新学習指導要領全面実施に伴って教科書も改訂されるということを受け、副読本の編集を新たに行うということでもあります。

2つ目の小学校社会科副読本編集事業の予算の内訳についてであります。

この副読本を編集するに当たって、市内小学校に勤務する社会科教員に焼津市社会科地域教材研究員ということで委嘱をいたします。

この177万3,000円の予算の内訳としましては、この研究員19人への予算、謝礼ですね、謝礼が14万円、取材のための旅費2万2,000円、一般消耗品費2万2,000円、副読本印刷製本費158万8,000円、施設使用料1,000円となっております。

以上であります。

○河合委員 ありがとうございます。

焼津市でそういう副読本を活用してもらっているというのは、とてもありがたいことだと思うんですけど、お伺いしたいんですけど、その教科書が改訂するたびに、これも編集し直すということなんですね。そのために取材とかもしてもらおうということは、今回もいろんな内容に改訂があるかと思うんですけども、どのようなレベルの改訂なのかということと、あと、もう一つは、印刷は、これ、前年度予算がないということは、まとめてする、かなりの量を数年分印刷してしまうということなのか、その辺を教えて

ください。

- 近藤学校教育課長 毎回改訂を行うわけですが、今回は、学習指導要領そのものが変わりますので、全面改訂でありますので、新しく出されてくる教科書に合わせて改訂することになりますので、大きな改訂となります。編集委員のほうで分担をいたしまして、例えば静岡県の暮らしという単元があるんですが、そのために新居の関所に行ったりとか、いろんなところに委員が分かれて取材をしに行ったりして編集をしていくということになります。

それから……。すみません。もう一つは何です。

- 河合委員 印刷をまとめてする。

- 近藤学校教育課長 印刷です。

今回、4年分ですね。4年に1回改訂ということになりますので、4年分をまとめて印刷しておるということになります。

以上です。

- 河合委員 分かりました。それで、前年度予算が取ってなくて済むということですね。

ちなみに、大きな改訂の中で、以前からあった焼津の中では第五福竜丸の扱いは入っているといいなと思いますけれども、間違いなく今回も入っているかどうかの確認だけさせてください。

- 近藤学校教育課長 この第五福竜丸については、これまでもこうやってページの中に入れていたわけですが、具体的には、来年度編集委員会を開いてということになりますので、私がここで必ず入りますとは申し上げる内容ではないですけれども、焼津にとっては非常に大事なことでありますので、恐らく検討の中では盛り込まれてくるんじゃないかなと思います。

以上です。

- 河合委員 了解しました。

- 池谷委員長 それでは、5番目の質疑に移ります。

- 村松委員 10款1項3目の外国人児童・生徒等教育支援事業です。

ここも細かく事業説明のところに書いていただいておりますけれども、事業内容の詳細、それと、今後の事業展開、効果測定等をお尋ねします。

- 近藤学校教育課長 村松委員の御質疑にお答えさせていただきます。

1つ目の外国人児童・生徒等教育支援事業の事業内容の詳細についてであります。

この事業は、市内小・中学校に在籍いたします外国人児童・生徒の学校生活への適応のために、外国人児童・生徒支援員が日本語指導、学習支援、保護者への対応等を行う事業であります。

新たに来日等により就学した外国人児童・生徒に対しては、毎日4時間、初期適応支援と日本語初期指導を1週間行います。その後、毎日2時間、初期日本語指導等を4か月行います。4か月を過ぎても、児童・生徒の状態によって指導が必要な場合には継続しております。

それから、既に市内小・中学校に在籍している児童・生徒につきましても、日常会話だけでなく、学習言語も習得させて、日本語による授業で学習することができるように

週1回程度指導を行っております。

この指導している外国人児童・生徒支援員ですが、登録者ですが、徐々に増えてまいりまして、この事業を始めた平成28年度は13人の支援員からスタートしたわけですが、翌年の平成29年度には27人、平成30年度には30人、本年度は43人ということで充実が図られてきております。

この支援員の人数につきましては、政令市の浜松は多いわけですが、この浜松を除けば県内最多ということであり、大変手厚い支援を行っていると言えるんじゃないかなと思います。

2つ目の外国人児童・生徒等教育支援事業の今後の事業展開についてであります。

御承知のとおり、外国人児童・生徒数、急増しております。今後もますます増えていくことが予想されることから、一人一人の状況に応じたより丁寧な指導を行っていくために、支援員による指導時間を増加していきたいと考えております。

さらに、外国人の児童・生徒だけではなくて、保護者に対しても、できるだけ早く日本の学校についての理解を深めていただきたいということで、本年度、小学校入学前に行われる就学児健康診断において、外国人の保護者に日本の小学校についてガイダンスを行ったり、それから、新1年生が入学後スムーズに学校生活に適應することができるように、入学前の土曜日に集めて学校生活に必要な日本語を学んだり、学校生活を体験したりするプレスクールですが、これは、県内自治体では初めて実施をいたしました。

8回実施する予定でいたんですが、本年度、新型コロナ対策で休校によって6回で終了してしまったわけですが、本年度の実施内容を基に検討を行って、来年度さらに充実、拡大させていきたいと考えております。

それから、今後の事業展開の中では、設置から3年が経過いたしました焼津市教育センターなんですが、これが常設される際には、教育センター内に日本語教室を設置するという事も予定しております。

3つ目の外国人児童・生徒等教育支援事業の事業実績の効果測定、KPIについてであります。

外国人児童・生徒に対して学校生活についてのアンケートを実施しております。

本年度行ったアンケート結果では、学校が楽しいですかという問いに77.5%の児童・生徒が楽しいと答えております。目標を75%と設定したので、それを上回っており、子どもたちがとても楽しく意欲的に学校生活を送ることができていると考えております。

しかし、逆に考えれば、20%以上の児童・生徒が楽しいと答えていないというように言えるものですから、今後も、この数値を上げるように取組を充実させていきたいと考えております。

もう一つ、外国人児童・生徒一人一人に対して、DLAといって日本語能力測定調査というのを昨年度から実施しております。

このDLAを行うようになったことで、日常生活の中だけでは分からないその子の日本語能力について客観的に把握することができ、その後の指導に役立てております。時々このDLAを行うことで、その子の日本語能力がどれだけ伸びたのか、それがつまり、支援員による指導がどの程度効果があったのか測定するようしております。

以上であります。

○村松委員 よく理解することができました。

それで、年度の予算を組むときに、新年度にどのくらいの外国人が来て、その御子息というのが入学するかというのは、あまり読み込めていないと思うんですけども、そういうときには、どのような対応をするんですかね。具体的に実例があればお願いします。

○近藤学校教育課長 例えばですが、本年度、焼津市にある小・中学校に在籍をしております小・中学生が241人おります。来年度、これは2月1日の調べですが、何人になるかということで、これは各学校ごとに調査を出すわけですが、来年度277人ということが予定されております。

この数というのが、今、私が申し上げたのは外国籍の児童ですので、これが外国ルーツの子ども、日本国籍を持っていても実際には外国から来ているためになかなか日本語が理解できないという子たちもいて、その人数は、今年が278人で、来年度は314人ということであります。

同じように、その中で、外国ルーツの子どもたちの中で、日本語の指導が必要な子たち、本年度が227人、来年度261人ということで、こういった具体的な数値から、来年度予算、計算して計上を上げているということになります。

以上です。

○村松委員 細かいところまで確認をして進めていただけるのが分かりました。

それと、ここの事業説明の中に初期日本語指導というふうに書いてあるんですけども、これは、初期というのは、聞く、話す、書く、これのどの辺までを言うのですか。参考に教えてください。

○近藤学校教育課長 全く日本語が分からない子どもたちが来ますので、初期ですので、本当に日本の生活に適應できる、私も専門家ではないものですから細かいことは分かりませんが、生活していく上で必要な日本語を教えていくと。それが初期ということになります。

以上です。

○村松委員 それと、活躍してくれている支援員のことなんですけれども、年々増えているというのは分かるんですけども、この支援員という、先ほどもALTの話をしたんですけども、この人たちの資格とか何か、支援員についての説明をいただきたいと思えます。

○近藤学校教育課長 支援員が大きく分けて3種類になります。

1つが日本語教師の資格を持っている方たち、この方たちが本年度17人います。

それから、バイリンガルの支援員ということで、向こう出身の方で、外国の出身の方で、タガログ語であるとかポルトガル語であるとか、そういった言語が話せる方、このバイリンガル支援員の方が7人いらっしゃいます。

それ以外がいわゆる学習支援員ということで、英語は堪能ではあってもなかなかそういった外国人の子どもたちに指導するというところまでの専門性はないわけですが、学習支援員という方たちで、合わせて43人ということになります。

以上です。

○村松委員 本当に細かくやっただいていただいているということが理解できました。ありがと

うございました。了解です。

○池谷委員長 それでは、6番目の質疑に移ります。

○秋山委員 私も今の村松委員と同じ10款1項3目の外国人児童・生徒等教育支援事業費について伺います。

今回1,671万円についてということなんですけれども、増額の背景は何か。

そして、支援体制はどのように変わるのか。

次に、支援員への謝礼の基準をまず教えてください。

○近藤学校教育課長 秋山委員の御質疑にお答えさせていただきます。

まずは、この事業の増額の背景ですが、先ほど申し上げたとおりであります。

外国人児童・生徒数、急増しており、そのうち日本語指導を必要とする児童・生徒がたくさんおります。来年度、またさらにその人数が増えるということで、この人数増に対応するためと、さらに、この外国人の子どもたち一人一人の状況に応じたより丁寧な指導を行っていくために、支援員による指導時間を増加していきたいと考えて増額となっているということでもあります。

2つ目の支援体制はどう変わるのかということについてであります。支援体制が大きく変わるということはありません。これまでの取組をより多い人数の外国人児童・生徒に対して、一人一人の状況に応じてより丁寧な指導を行っていくということでもあります。

次に、3つ目の支援員への謝礼の基準であります。この外国人児童・生徒支援員の謝礼は、1回1時間で1,300円となっております。

この1,300円とした根拠であります。平成28年度に本事業を立ち上げるときに、当時、文部科学省の補助金を受けて運営していたNPO法人の指導員の時給が1,100円であったということと、それから、当時、他市でもいろいろ取り組んでいたわけですが、他市の賃金設定を見て、それは、他市の賃金設定はこれよりも高いということを受けて、参考にさせていただいて1,300円ということで設定させていただいたということでもあります。

以上です。

○秋山委員 それで、支援員の方が今43人いて、それにさらに支援員を増やしていきたいということで、この増額ということになっていると思うんですけど、目標として何人というのがあるのでしょうか。

それから、今1回1時間1,300円とありましたけれども、それは、日本語教師の資格を持っている、持っていない等の資格によって変わってくるのでしょうか。

○近藤学校教育課長 まずは、人数の目標であります。できるだけ多くの方に登録していただきたいということでもあります。金額だけを言えば、この金額から言えば、もう十人ちょっとぐらいの予算は確保できるんじゃないかなというふうに考えております。

それから、それぞれの人によって賃金の設定が違うかということではありますが、これ、全く同じでございます。みんな1,300円ということで設定しています。

以上です。

○秋山委員 新聞等でも、焼津のプレスクール実施がニュースになったりとかして、本当に皆さん、いろんなアイデアと知恵を発揮して、年々充実しているなということで感じ

ています。

その支援員も1回1時間1,300円で、もっと年間何時間までというような決まりとか、そういうのはあるのでしょうか。それとも、時間に余裕があれば幾らでもその方に支援していただけるというようなことになっているのでしょうか。

- 近藤学校教育課長 基本的には、先ほど申し上げたような時間帯で、各学校で時間割を組んで進めていきますので、今の支援員の数で必要とする子どもたちの数でやっていきますが、そんなに幾らでも増えるということは現実的には難しいなと思います。人数が増えてくれば、それぞれの状況に応じてもっともっと指導時間を増やしていくことは可能かと思います。

以上です。

- 秋山委員 今、支援をやっている方から今年分の時間を満たしてしまったので、あとはボランティアなんだという話もあったものですから、その辺、より柔軟に対応して能力を発揮してやっていただけるといいのかなと思います。

というふうに非常に充実していますし、先ほど教育センターのほうに日本語教室の開設を検討中ということなので、すごいなというふうに思います。

教育委員会がそのようにやられているのと同様に、市民活動等でもすごく伸びていらっしゃる方がいるんですけども、そういった市民活動との情報の共有とか連携、それから、それだけ、この前教育長が一般質問のときでしたか、母語の問題というのも、保護者へのアプローチというのもあったと思うので、例えば、外国人の保護者の会ですとか、外国人PTAといいますか、そういったところで本当に課題となっているところを十分に対応していけるような体制をこれから求めたいなというふうには思っています。その辺の御意見がありましたらお願いします。

- 近藤学校教育課長 ありがとうございます。

市民活動で本当に熱心に取り組んでくださっている方たちがいるので、本当に連携を図りながら進めていきたいと考えております。

それから、外国人の保護者のことについては、先ほど申し上げたとおり、とにかく保護者にもどんどん理解していただくことが必要なものですから、まずは、小学校に入学する前の保護者に対してということで、プレスクールでは、子どもたちだけではなくて保護者にも来ていただいて、日本の学校の仕組みのこと、それから母語のことについて、いろいろと話をさせていただいて理解を深めていきたいというふうに考えております。

以上です。

- 秋山委員 了解です。

- 池谷委員長 それでは次に、7番目の質疑に移ります。

- 藁科委員 私のほうから、10款2項1目、小学校教育環境整備事業につきまして質疑をさせていただきます。

教育環境整備として、小学校10校、中学校9校の机、椅子の更新事業であります。更新されます児童の机、椅子のこれから購入される机の耐用年数はどのような状況か。

また、市内の全校を更新終了されるまでには、どの程度の期間が必要になるか。

また、机の現在使っているものと、この後の更新されるものは、どのようになるか分

かりませんが、材質的にはどのようなもので購入されていくのか。

その点につきましてお伺いをいたしますので、よろしく願いいたします。

○増田教育総務課長 藁科委員の御質疑にお答えいたします。

小学校教育環境整備事業についてでありますけれども、まず、児童用の机と椅子の耐用年数につきましては、製造業者がJ O I F A、日本オフィス家具協会、こちらのほうに加盟をしております、このJ O I F Aが設定をしている標準使用期間としましては、8年ということになっております。

ちなみに、現在更新をしている机、椅子の多くは、平成8年から平成10年ぐらいに更新したものでありまして、実際には20年ぐらい使用しているということになります。

次に、更新の終了する時期でありますけれども、既に同じ地域の3校につきましては、平成27、平成28年の2か年で更新が完了しております。

その後、焼津地区の10校を対象に毎年度1学年ずつ更新をしておりますので、令和3年度をもって更新が完了する予定でおります。

それから、次に、机、椅子の材質でありますけれども、天板、それから、背板、座板、こちらは木製です。脚部、脚ですね。脚部はスチール製、あと、机の下にも物入れの部分があるんですけども、こちらが樹脂製ということになっております。

以上でございます。

○藁科委員 更新されます机なんですけど、現在、大分前に物を購入されて設備として使っていたわけなんですけど、これからPC学習がされるという中で、今回、購入されます机は、それに対して対応はどうか、特別な対応が必要なのかどうか、その辺のことをお伺いさせていただきます。

それと、更新ごとに古い椅子の処分というのは、これは、処分方法はどのような、廃棄物としても完全に処分されるのか、どういう処分方法を取られるんでしょうか、その点につきましてお伺いさせていただきます。

○増田教育総務課長 最初に、PC学習に伴って机とかも特別な対応なものになったのかという点ですけども、現在のところは、今までどおりのものをそのまま使用して、パソコン用として特別なものを購入するという考えは、今のところ持っておりません。

更新した後の机、椅子の処分ですけども、まず庁内ですとか、ほかの幼稚園、保育園も含めて、再利用したいかどうかという、そういう呼びかけをする中で、使いたいよというところがあればそちらに回しますし、そういう点で引取りがないというものについては、発注の段階で、その購入業者に引取りをセットでお願いするということがありますし、あとはもう単独でまとめて廃棄にするという形になります。

以上でございます。

○藁科委員 天板の大きさなんですけど、通常今使っているものとPC学習をするのと一緒のもので本当にいいのかなというのは、私が思うんですけど、その辺は具体的にどうなんでしょうか。実際に学習していく中で、今使っているものとこれから使っていくものと、PC学習をやっていくときに、やはり机の程度さとかってどうなんでしょうかね。私ものはっきり分からないことなんですけど、その辺の御検討はされたんでしょうか。

○増田教育総務課長 藁科委員の御質疑は、今、国が言っているG I G Aスクール構想を念頭に置いて、近い将来、児童・生徒1人1台端末という状況を想定しての話だと思う

んですけれども、GIGAスクール構想自体が昨年12月に出てきたお話でして、机、椅子の更新自体は、もう平成27年から広くやっているものでありまして、先ほどもお話ししましたように、小学校につきましては、令和3年度をもって一通り完了するという状況に来ております。

パソコンの導入については、来年度から令和5年度にかけて順次更新をしていくという形になっているものですから、机、椅子の更新のほうが先行していたものですから、今ここでまた改めて全部変えるという検討はもちろんまだしてはいませんし、実際、それを使ってみて、不都合があるということになれば次の機会、これも導入していくことになるのではないかとこのように考えています。

○藁科委員 現場で直接教職の方が指導されていきますので、その辺のことは私がここでどうのこうのと言うよりも、そういう状況を一番早くに実感されるかと思います。その辺を含めて、また必要な対応は、対応として取っていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○池谷委員長 それでは、8番目の質疑に移ります。

○深田委員 10款2項2目、小学校特別支援学級振興費149万7,000円から3点伺います。

149万7,000円の内訳を教えてください。

2つ目に、特別支援教育対象校が7校の理由を伺います。

3つ目に、待機児童の状況はどうか。

以上、伺います。

○増田教育総務課長 深田委員の御質疑にお答えします。

最初に、深田委員の御質疑に関連する部分で、今、特別支援教育、要は対象校、元は8校とあったのを7校に訂正していただきましたけれども、予算に関する説明資料170ページと172ページに誤りがございまして、3月6日の日に正誤表を配付させていただきました。

172ページの小学校特別支援学級振興費の事業説明の欄に特別支援教育対象校としまして8校分の学校名を記載しておりましたけれども、このうち焼津南小につきましては、特別支援学級は開設をしておらず通級指導教室のみの開設となりますので、正しくは焼津南小を削除して7校が特別支援教育対象校となります。

同じ誤りが前のページの170ページの小学校特別支援学級事務費の事業説明の欄にもございました。こちらも特別支援学級対象校から焼津南を削除していただいて7校ということになります。

こちらの確認不足、大変申し訳ございませんでした。

改めて、深田委員の御質疑にお答えしたいと思いますけれども、小学校特別支援学級振興費についてであります。この予算149万7,000円、こちらが特別支援学級を開設している7校及び通級指導教室を開設している3校の各学校の配当予算の合計ということになります。

内訳としましては、焼津東小学校の特別支援学級分が24万6,000円、焼津南小学校の通級指導教室分が23万3,000円、小川小学校の特別支援学級と通級指導教室分が合わせて31万4,000円、大富小学校の特別支援学級分が18万1,000円、港小学校の特別支援学級

分が13万1,000円、豊田小学校の特別支援学級分が11万1,000円、大井川西小学校の特別支援学級部分が8万1,000円、最後に、大井川南小学校の特別支援学級と通級指導教室分が20万円というふうになっております。

さらに、その学校ごとの予算の内訳となりますと、基本的に、学校の配当予算につきましては、学校の裁量によりまして、各学校の実情に合わせて予算要求をさせていただいております。

したがって、予算の配分としては学校ごとに異なるわけですが、参考に焼津東小学校の例を申し上げますと、教材用消耗品が17万1,000円、児童用図書3万4,000円、教材用備品が4万円、それから、全国特別支援学級設置学校長協会というのがあります、その会費が1,000円ということになっております。

次に、特別支援教育の対象校が7校の理由ということでもありますけれども、これは、先ほど申し上げましたように、特別支援学級を開設している学校で特別支援教育が実施されるという意味で、特別支援学級の開設されている学校の数ということになります。

次に、待機児童の状況についてであります、その点につきましては、学校教育課長からお答えをさせていただきます。

○近藤学校教育課長 私からは、小学校の特別支援学級と通級指導教室の待機児童の状況について御答弁させていただきます。

まずは、特別支援学級につきましては、市の就学支援委員会で特別支援学級入級が適切であるという措置判断が出されて、保護者が入級を希望すれば、これは全て入級となりますので、特別支援学級については待機児童はいません。

通級指導教室については、1週間当たりの指導時間が24時間と決められております。定員より多くなれば待機していただく場合もあります。

各教室では、子どもの状態を見て、ペアやグループでの指導が可能であれば複数での指導を組むなどして、できる限り待機児童が出ないように工夫をしております。

年間を通して入級の時期であります、年度当初の4月と後期入級の10月の年間2回あるわけですが、本年度につきましては、発達通級のまなびの教室につきましては、焼津市全体で6人の児童について、後期入級、定員を満たしていたため入級できなかったわけですが、この子たちについては、来年度当初の入級ということにさせていただいております。

特に、小川小の発達通級、まなびの教室につきましては、来年度入級対象者が32人ということで、先ほど申し上げたように、24人の定員からもう既にオーバーしてしまっていますので、このままでは多くの待機児童が出てしまうということが予想されたものですから、県の教育委員会に強く要望し、小川小の通級指導教室については、1教室増やしていただくということができました。来年度に向けて少し余裕ができたなという状況であります。

以上であります。

○深田委員 ありがとうございます。

まず、7校の特別支援学校を開設しているから7校置くだという御説明があったんですけれども、県のほうが特別支援学級を開設するには、複数以上、2人以上というのが条件にあると聞いたんですけれども、例えば、ある学校にはない、だけど、この学

校のほうが行ったほうがいい、だけど、学区が違う、学校が違うからといって行くのを諦めたという、そういう保護者の声もあります。

やっぱり10校ありまして、小川に今回32人の通級の子どもさんというのも増えているということで、1つ教室が増えたということですから、まずは、焼津市は特別支援学級を全校に配置して、そして、通級学級も今3校ですよ、3校だけでも、やっぱりそれも、先ほど子ども未来部でも話したんですけど、増やしていく、行く行くはやっぱり全学校に両方ができるようにすることが必要だと思いますが、どうでしょうか。

○近藤学校教育課長 ありがとうございます。

特別な支援を必要とする子どもたちは非常に多いものですから、そういった方向が必要なんですけど、例えば特別支援学級で申し上げますと、開設するというのもなかなかこれも大変なことでありまして、焼津東小学校が一時期7学級というときがありました。学区も広いものですから、まずは、人数の多い豊田小学校に開設しようということで私たちが動いたわけですが、そのときに、焼津東小学校に通っている豊田小学区のお子さん、保護者は、もうせっかく慣れたところなのに、豊田小学校ではなくこのまま焼津東小学校へ続けて通いたいということで、なかなか豊田小学校に開設ができなかったわけですよ。

豊田小学校に知的学級が開設できました。そのときに併せて情緒学級も開設したかったんですが、これも同じ理由でできなくて、ようやく昨年度になりますか、本年度だ、豊田小学校に知的学級と自閉症情緒学級が開設されたということでもあります。

中学校についても同じような形で進めているんですが、なかなか、こちらの思いと保護者の思いがなかなか一致しないというところもあって、でも、委員おっしゃるとおりですので、できるだけ多くの学校に特別支援学級を開設していきたいと考えております。

通級指導教室につきましては、小学校に3校、今、焼津南、小川、大井川南にあるわけですが、先ほど申し上げたとおり、小川の人数が多いということで、来年度小川へ2教室ということに増えました。

実は、中学校にも、この通級指導教室をぜひ開設したいということで、これ、何年にもわたって強く要望してまいりまして、焼津市は大井川中学校に本年度開設されております。中学の通級指導教室が開設をされたところであります。

これは県内の西部でいうと、吉田町に次いで西部の管内では2校目ということで、昨年度、中学、本年度、小川小ということで、2年続けて開設って、なかなか今までないものですから、県のほうでも私たちの思いを受け止めてくださって、何とか開設につながっているということです。

今後も、委員おっしゃるとおり、できるだけ開設していく方向で、県には強く要望していきたいと考えております。

以上です。

○深田委員 ぜひお願いします。

私が聞いた、先ほど子ども未来部でも言ったんですけども、やっぱり先生が、保護者から電話が来ても待機児童としてカウントできないという、通級の先生、通級学級とかまなびの教室でやっている先生がそういうふうにおっしゃいました。

待機児童がカウントできないというのが、一番大変な状況、実態が分からないという

ことがよくないので、ぜひ通級学級の先生方にも待機児童をぜひカウントしてほしいということを位置づけていただきたいと思います。

以上、申し上げまして終わります。

○池谷委員長 それでは、9番目の質疑に移ります。

○藁科委員 私から、先ほどの7番のところ、小学校の教育環境整備事業に重複いたしますので、ここの中で10款3項1目なんですけど、1点だけ確認をさせてください。

市内中学校の更新、机の更新終了がどんな予定になっているか、その1問だけ、御回答いただければと思います。よろしく願いいたします。

○増田教育総務課長 藁科委員の御質疑にお答えします。

中学校のほう、更新の終了する時期でありますけれども、中学校のほうは、平成30年度から全ての中学校を対象に毎年度1学年ずつ更新をしておりますので、来年度、令和2年度で更新が完了する予定であります。

以上でございます。

○藁科委員 了解いたしました。

○池谷委員長 それでは次に、10番目の質疑に移ります。

○秋山委員 では、10款5項3目、明るいまちづくり市民大会のことです。

これ、予算108万円ということですが、委託先、委託選定の理由等を教えてください。

○見崎社会教育課長 秋山委員の御質疑にお答えさせていただきます。

まず、委託先につきましては、焼津市自治会連合会へ委託をしているものでございます。

次に、選定の理由についてでございますけれども、明るいまちづくり市民大会は、青少年の非行防止や暴力追放、交通事故撲滅、防犯などの諸活動を関係機関、団体と連携し、地域全体で推進していくことで、市民の理解と自覚を深め、明るく住みよいまちづくりを推進するための市民運動の一環として実施をしております。

そのため、各自治会を取りまとめていただいております自治会長の皆様によって組織されております焼津市自治会連合会へ委託をしているものでございます。

以上でございます。

○秋山委員 説明資料によりますと、市内13会場で開催するというふうにあります、これは一斉にこの日だよということで開催するんですか、それとも、その会場等の選び方とございますか、どういうふうになっているんでしょうか。

○見崎社会教育課長 一斉に開催しているかどうかという御質疑でございますけれども、まず、地域によっては、各公民館まつりでの開催のときに一緒にしているものがございます。

豊田でいいますと、公民館まつりの2日目の青少年健全育成大会、これがこの明るいまちづくり市民大会の位置づけとなって実施をされております。

ですので、各地域によって開催時期が異なってくるというものでございます。

以上でございます。

○秋山委員 そうすると、単独でこれこれですよというのではなく、地域のそれぞれの様々な催事とございますか、それと連携するとございますか、一緒にやっているというところな

んですね。

- 見崎社会教育課長 それこそ、地域によっては運動会だとか、交通安全の研修会だとか、そういうところで実施している自治会もございます。

以上でございます。

- 秋山委員 了解。

- 池谷委員長 それでは次に、11番目の質疑に移ります。

- 河合委員 10款5項5目、公民館管理運営費について伺います。

前年度に比べて増額予算の内訳について教えてください。

- 見崎社会教育課長 河合委員の御質疑にお答えをさせていただきます。

こちらの予算につきましては、市内の9つの公民館の運営に係る消耗品などの事務費や駐車場の土地借上料などのほか、焼津公民館の再開発ビル共益費が含まれている予算でございますけれども、来年度につきましては、大富公民館の駐車場として、現在借地をさせていただいている土地の一部を購入しようとするもので、委託料や土地購入費としまして1,617万3,000円を計上させていただいておりますので、予算が増額となっているものでございます。

以上です。

- 河合委員 次年度は特別ということで、また例年は大体昨年度並みということで捉えていいんでしょうか。

- 見崎社会教育課長 今お答えをさせていただきました土地購入費に係る以外は、前年と同額の予算となっております。

以上でございます。

- 河合委員 了解です。

- 池谷委員長 それでは、最後に、12番目の質疑に移ります。

- 杉崎委員 歳出の10款6項6目、学校給食食材費についてお尋ねします。

金額5億6,122万3,000円、このうちの主食と副食の金額ベースでの内訳、もしその内訳というのは、ほかのことで対処してあるなら、ほかの表現の仕方でもいいです。

それと、それぞれの地産割合についてお伺いします。

- 鈴木学校給食課長 杉崎委員の御質疑にお答えいたします。

初めに、主食と副食の内訳についてでございます。

学校給食費は主食費と副食費及び牛乳代で構成されております。主食は御飯、パン、麺、副食はおかずや汁物、調味料などで成っております。

学校給食費の予算は、小学校及び中学校の年額給食費にそれぞれの人数を乗じて算定をしております。

平成30年度の学校給食食材費を基に内訳を算出しますと、主食は約24%、副食は約59%、牛乳は約17%となりまして、令和2年度もこの程度の内訳となると見込んでおります。

次に、地産割合についてであります。

主食の米飯は、平成26年11月から100%焼津産になっております。副食の魚や水産加工品は、平成30年度で約60%焼津産を使用しております。農産物につきましては、量や規格の問題もありまして焼津産はほとんど出てこないため、県内産や国内産を使用して

おります。県内や焼津産があれば、できる限り優先して使用しております。

令和2年度においても、この程度の割合になると見込んでおります。

以上でございます。

○杉崎委員 主食の中のお米100%、本当にありがとうございます。

あとは、もう一步進んで環境保全型農業で作られた米、それからもう一步進んで、目指すところは、表現の仕方はいろいろ今解釈されているので、有機肥料を使ったお米という、そういうところまで行っていただくと非常にありがたいと思います。

それと、今、魚と野菜の関係、ございましたけど、100%そういうふうにするのは難しいですが、今の割合をもっと伸ばしていただくことと、それと、給食の中身ということ、今度給食センターの改築というか、予定をされるようですので、そのときに向かって、また見直しのことを図っていただければありがたいと思います。

これは意見ですけど、よろしく願います。

○池谷委員長 それでは、以上で通告による質疑は終了いたしました。

関連してほかにありませんか。

○川島委員 10款1項3目で小学校低学年学校生活安定事業費について伺います。

小1サポーターについての件でございますけれども、本年度は、1学級に1人の配置ということで、42名の方を配置されているのではないかと思いますけれども、新年度は39名になっております。この主な減というのは、学級が減ったということでしょうか。

それから、予算的にも、人数は減っているんですけども、予算が増えていると、200万円程、その理由だけ教えてください。

○近藤学校教育課長 人数であります、来年度も小学校1年生全学級に配置するという事で、学級数が減っているということでもあります。

それから、予算につきましては、これまで支援員ということで、嘱託員といいますか非常勤職員だったわけですが、来年度は会計年度任用職員になりますので、任用の仕方そのものが変わって、賃金が変わってきているということでもあります。

以上であります。

○川島委員 了解です。

○池谷委員長 ほかにありませんね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○池谷委員長 ほかにないようですので、質疑、意見を打ち切ります。

以上で、議第1号中、教育委員会事務局所管部分の審査を終わります。

次に、議第13号「令和元年度焼津市一般会計補正予算(第7号)案」中、教育委員会事務局所管部分を議題といたします。

質疑、意見のある委員は御発言願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○池谷委員長 特にないようですので、質疑、意見を打ち切ります。

以上で、議第13号中、教育委員会事務局所管部分の審査を終わります。

これをもちまして、予算決算審査特別委員会、教育委員会事務局所管部分の議案の審査は終了いたしました。当局の皆様、御苦労さまでした。

以上で本日の議案の審査は終わりました。

予算決算審査特別委員会を散会いたします。皆様、大変お疲れさまでした。あしたもよろしくお願ひします。

散会（16：07）